

官報號外

昭和二年三月二日 水曜日

内閣印刷局

○第五十二回 帝國議會衆議院議事速記錄第十九號

昭和二年三月一日(火曜日)午後一時十七分
開議

議事日程 第十八號
昭和二年三月一日
午後一時開議

質問
貴衆兩院議員ノ待遇及事務局ノ職
制並豫算ニ關スル質問(篠原和市君
提出)

二 産業政策ニ關スル質問(土井権大
君提出)

三 正米市場政策ニ關スル質問(兼松
寅太郎君提出)

第一 花柳病豫防法案(政府提出)
第一讀會(前會ノ續)

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第三 兌換銀行券整理法案(政府提出)
第一讀會

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第五 家畜傳染病豫防法中改正法律案
(政府提出)

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第七 電氣事業法中改正法律案(政府
提出)

第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第九 勞働組合法案(政府提出)

第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第十一 國有財產整理資金特別會計法
ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)
第一讀會
員ノ選舉

第十三 國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例
ニ關スル法律案(政府提出)
第一讀會
員ノ選舉

第十五 徵兵令改正法律案(政府提出)
第一讀會
員ノ選舉

第十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委
員ノ選舉

第十七 土地收容法中改正法律案(政
府提出、貴族院送付)
第一讀會
員ノ選舉

第十八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委
員ノ選舉

第十九 王公族ヨリ内地ノ家二入リタ
ル者及内地ノ家ヲ去リ王公家二入リ
タル者ノ戸籍等ニ關スル法律案(政
府提出、貴族院送付)
第一讀會
員ノ選舉

第二十 不動產登記法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)
第一讀會
員ノ選舉

第二十一 右各案ノ審查ヲ付託スヘキ
委員ノ選舉

第二十二 不良住宅地區改良法案(政
府提出)
第一讀會
員ノ選舉

第二十三 國債整理基金特別會計法中
改正法律案(政府提出)

第二十四 海外移住組合法案(政府提
出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十五 商法中改正法律案(三浦數
號外)

平君提出) 第一讀會

第二十六 恩給法中改正法律案(長峰
與一君外三名提出) 第一讀會

第二十七 恩給法中改正法律案(松實
喜代太君外三名提出) 第一讀會

第二十八 治安警察法中改正法律案
(山村儀重君外四名提出) 第一讀會

第二十九 大正十四年法律第四十七號
衆議院議員選舉法中改正法律案(坂
東幸太郎君外三名提出) 第一讀會

第三十 架空素道ノ抵當ニ關スル法律
案(清瀬一郎君提出) 第一讀會

第三十一 被害水田改良事業助成法案
(星廉平君外二名提出) 第一讀會

第三十二 金鶴勳章年金ニ關スル法律
案(古川清君外二名提出) 第一讀會

第三十三 北海道御料拂下地免租年期
ニ關スル法律案(東武君外三名提出)
第一讀會

第三十四 民法施行法中改正法律案
(大石大君提出) 第一讀會

第三十五 地租條例中改正法律案(大
石大君提出) 第一讀會

第三十六 商法中改正法律案(土屋清
三郎君提出) 第一讀會

第三十七 移住組合法案(津崎尚武君
外九名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十八 產業組合中央金庫法中改正
法律案(由谷義治君外五名提出) 第一
讀會ノ續(委員長報告)

第三十九 義務教育年限延長ニ關スル
建議案(曾田義一君提出) 第一讀會

第四十 郡山市高等工業學校設置二
關スル建議案(栗山博君外六名提出)
出)

第五十一 廣島市二女子專門學校設置
二關スル建議案(内ヶ崎作三郎君外三
名提出) 第一讀會

第五十二 廣島市二綜合大學設置二關
斯ル建議案(江藤榮吉君提出) 第一
讀會

第五十三 西宮市二綜合大學設置二關
斯ル建議案(前田房之助君外四名提
出) 第一讀會

第四十一 郡山市二高等師範學校設置
二關スル建議案(栗山博君外五名提
出)

第四十二 奈良縣二藥學專門學校設置
二關スル建議案(福井甚三君外二名提
出)

第四十三 國立蠶絲大學設置二關スル
建議案(篠原和市君外五名提出)

第四十四 福井縣小濱二高等水產學校
設置二關スル建議案(山口嘉七君外
二名提出)

第四十五 福島市二高等蠶絲學校設置
二關スル建議案(大島要三君外六名提
出)

第四十六 岡山市二綜合中國帝國大學
設置二關スル建議案(清水長鄉君提
出)

第四十七 金澤市二綜合中國帝國大學
設置二關スル建議案(佐藤實君外四名提
出)

第四十八 盛岡市二高等師範學校設置
二關スル建議案(柏田忠一君外四名提
出)

第四十九 松江市二山陰帝國大學設置
二關スル建議案(原夫次郎君外二名提
出)

第五十 仙臺市二高等師範學校設置二
關スル建議案(内ヶ崎作三郎君外三
名提出) 第一讀會

第五十一 廣島市二女子專門學校設置二
關斯爾建議案(江藤榮吉君提出) 第一
讀會

第五十二 廣島市二綜合大學設置二關
斯爾建議案(江藤榮吉君提出) 第一
讀會

第五十三 西宮市二綜合大學設置二關
斯爾建議案(前田房之助君外四名提
出) 第一讀會

第五十四 遺信大學設立二關スル建議
案(作間耕逸君提出) 第一讀會

第五十五 郡山市高等工業學校設置二
關斯爾建議案(栗山博君外六名提出)
出)

第五十六 郡山市高等工業學校設置二
關斯爾建議案(栗山博君外六名提出)
出)

第五十七 郡山市高等工業學校設置二
關斯爾建議案(栗山博君外六名提出)
出)

第五十八 郡山市高等工業學校設置二
關斯爾建議案(栗山博君外六名提出)
出)

第五十九 郡山市高等工業學校設置二
關斯爾建議案(栗山博君外六名提出)
出)

第六十 郡山市高等工業學校設置二
關斯爾建議案(栗山博君外六名提出)
出)

- 第五十五 福岡市ニ高等師範學校設置
二關スル建議案(大里廣次郎君提出)
- 第五十六 熊本市ニ高等師範學校設置
二關スル建議案(藤井敬慎君提出)
- 第五十七 北海道綜合大學ノ完成並高
等教育機關設置ニ關スル建議案(東
武君外三名提出)
- 第五十八 文政改革ニ關スル建議案
(篠原和市君外三名提出)
- 第五十九 國定教科書中略字採用及字
音假名遣改正ニ關スル建議案(増田
義一君提出)
- 第六十 書道振興ニ關スル建議案(山
宮藤吉君外二名提出)
- 第六十一 民族博物館設立ニ關スル建
議案(山本儀重君提出)
- 第六十二 滋賀縣伊吹山高層氣象觀測
所國營移管ニ關スル建議案(井上敬
之助君外二名提出)
- 第六十三 體育運動獎勵ニ關スル建議
案(牧野良三君外五名提出)
- 第六十四 私學獎勵ニ關スル建議案
(山下谷次君提出)
- 第六十五 明治六年地租改正條例ニ依
ル土地丈量立替費用償還ニ關スル建
議案(土屋清二郎君提出)
- 第六十六 國有雜種財產處分ニ關スル
建議案(大島要三君外七名提出)
- 第六十七 稅務官ノ待遇改善ニ關スル
建議案(八田宗吉君提出)
- 第六十九 葉煙草賠償價格增加額ニ關ス
ル建議案(中林友信君外四名提出)
- 第七十一 飛行事業擴張ニ關スル建議
案(長岡外史君提出)
- 第七十二 國防審議會設置ニ關スル建
議案(蟻川五郎作君提出)
- 第七十三 國防會議設置ニ關スル建議
案(蟻川五郎作君提出)
- 第七十四 陸海軍現役兵及豫後備兵優
遇並在鄉軍人會金庫補助ニ關スル建
議案(三善清之君外七名提出)
- 第七十五 海洋調查機關整備ニ關スル
等教育機關設置ニ關スル建議案(東
武君外三名提出)
- 第七十六 勞動省設置ニ關スル建議案
(清瀬一郎君提出)
- 第七十七 我國國號ノ統一顯正ニ關
スル建議案(由谷義治君提出)
- 第七十八 我國國號ノ稱呼使用ニ
關スル建議案(熊谷五右衛門君外一
名提出)
- 第七十九 恩給法改正ニ關スル建議
(湯淺凡平君提出)
- 第八十 恩給其ノ他ノ恩典ニ雇員在職
年數通算ニ關スル建議案(青木精一
君提出)
- 第八十一 一時賜金廢兵ニ對スル恩給
支給法制定ニ關スル建議案(山下谷
次君外二名提出)
- 第八十二 軍人傷病記章令中改正ニ關
スル建議案(望月小太郎君外十八名提
出)
- 第八十三 部落問題ノ國策確立ニ關ス
ル建議案(山下谷次君外二名提出)
- 議長(柏谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致セ
マス (書記官朗讀)
- 一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
一國有財產整理資金特別會計法ノ特例ニ關
スル法律案
- 一國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法
律案
- 一大正十四年法律第五十一號中改正法律案
(關東州ノ生產品輸入稅免除ノ件)
- 一關稅定率法中改正法律案
- 一(以上二月二十八日提出)
- 一(以上三月一日提出)
- 一河上 哲太君 青木 精一
- 一中林 友信君 井坂 豊光君
- 一實業補習教育振興ニ關スル建議案
提出者
- 一香取神宮神苑擴張ニ關スル建議案
提出者
- 一金鷲勳章受勳者優遇ニ關スル建議案
提出者
- 一羽室庸之助君 板野 友造君
- 一田中 譲君 沼田嘉一郎君
- 一河上 哲太君 青木 精一
- 一(以上二月二十六日提出)
- 一(以上二月二十八日提出)
- 一(以上二月二十八日提出)
- 一(以上二月二十八日提出)

下關漁港修築ニ關スル質問主意書

提出者 (以上二月二十六日提出)

秋田寅之介君

一米穀ハ我國生產品ノ大宗ニシテ且國

民ノ主要食糧品タリ故ニ之カ生產ノ多

寡價格ノ高低如何ハ直ニ我國民經濟

ノ振否ニ甚大ナル影響ヲ及ホシ殊ニ現

下ノ重要問題タル食糧問題人口問題農

村振興問題等ト至緊至密ノ關係ヲ有ス

故ニ之カ配給ノ組織、價格構成機關ニ

付テハ萬全ノ策ヲ講スルノ必要アリト

認ム然ルニ斯ル重要商品ニ對シ公正適

切ナル價格ヲ決定スルノ機關完備セサ

ルバ吾人ノ遺憾トスル所ナリ之ニ對ス

ル政府ノ所見如何

一或ハ謂ハム「現在我國ニハ各主要地ニ

米穀取引所存在スルヲ以テ可ナリ」ト然

レ共吾人ヲ以テ見レバ現存米穀取引所ハ

所謂長期清算取引ヲ本旨トシ且轉賣買

賣ヲ認ムルカ故ニ其ノ取引ノ多クハ實

米ノ受渡ヲ期待セサル授機、差金取引

ニシテ從テ其ノ構成スル價格ハ正米事

情ニ基礎ヲ置クコト少キミナラズ寧

ロ他ノ社會的經濟的原因ニ支配サル

ヲ以テ之カ正米取引ニ與フル效果極メ

テ少ク寧ロ不適當ナリト認ム之ニ對ス

ル政府ノ所見如何

一現下ノ米穀取引所ハ株式組織ニシテ夙
ニ政府ニ於テ其ノ弊害ヲ認メ力メテ會
員組織化ノ助成ヲ圖ラムトスル行政方
針ニアルヲ見ル然ルニ頓日政府ノ正米
市場ニ對スル行動ヲ看ルニ政府ハ正米
市場ヲ既存ノ米穀取引所ニ併置スルノ
方策ナルモノノ如シ抑米穀取引所ニ於

議院ニ於テハ八百五十一件、其他ノ報告ニ於キマシテモ、貴族院ニ於テハ二十五件デアルガ、衆議院ニ於テハ三百九十六件、五十一年議會ニ於キマシテハ、貴族院ニ於ケル提出ノ請願ノ數ハ八百九十三件デアツチ、衆議院ニ於テハ一千二百七十四件、特別報告ハ貴族院ニ於テハ九十一件、我ガ衆議院ニ於テハ千六十四件、斯様ナ敷字ヲ示シテ居ルノデアリマシテ、衆議院ノ事務ニ於ケル守衛、書記、速記者其他ノ事務員ノ繁忙ハ、實ニ吾々ハ察シテ居ルノデアル、殊ニ吾々が各委員會其他ノ審議ノ總チテ徹底的ニ致シマスルニハ、種々ナル缺陷ヲ生ジテ來ルノデアリマスカラ、是等各般ニ及リマシテ速ニ會員ヲシ、待遇ヲ充實スルト云フコトガ目下ノ急務ナリト本員ハ確信スルガ、此點ニ關シテ政府ノ所見ハドウカ、此點ヲ伺ヒタイノデアル、ソレカラ又豫算ノ關係デアリマスルが、此豫算關係ハ昭和二年一度ノ實際ノ貴族兩院ノ事務費ヲ見マスルト、貴族院ノ事務費ハ十七万七千五百五十七圓、我ガ衆議院ノ豫算ハ二十万五千三百七十三圓デ、二万七千八百圓バカリガ衆議院ノ増額ニナシテ居ル、即チ約一割多イ、然ルニ仕事ノ分量ノ實際ヲ見マスルト、貴族院ト衆議院ヲ比較シテ見マスレバ、約倍額以上ノ仕事ノ内容ガ衆議院ニアルノデアル、固ヨリ貴族兩院ハ對立主義デアリマスカ、豫算其モノマデ必シモ貴族院ト衆議院ト殆ど同額ノ豫算ニシテ置クト云フコトハ、是ハ議論ニナラナノデアル(拍手)必要ニ應ジテ其施設ヲスルコトガ、目下ノ急務デアルト本員ハ信ズルノデアルガ、此點ニ關シテ政府ノ所見ハドウカ、此點ヲ承リタインデアリマス、更ニモウ一點デアリマスガ、我ガ議院ニ於ケル圖書館ノ設備デアル、實ニ貧弱ナル圖書館ニアリマシテ、何等調べル所ノ材料ガナシ、之ヲ争フベカラザル數字ニ依テ本員ガ調べテ見マスルト大正十六年度、昭和二年ノ豫算デアリマスガ、我ガ衆議院ニ於ケル圖書館ノ費用ハ、僅ニ千七百四十九圓之ヲ要求シテアルノデアリマス、之ヲ北美合衆國ノ議會ニ於ケル圖書館ノ豫算

ト比較シテ見マスルト、華盛頓政府ニ於キマシテハ、千九百一十二年度ノ圖書館豫算ガ

七十一年弗ニナシテ居ルノデアル、我ガ日本

貨三換算致シマスルト百五十萬圓デアル、凡ノ世界列強ニ於ケル

全ニスル必要ガアル、凡ノ世界ノ形勢ガ

モ古イ雑誌ガアル位ナモノデ、何モ世界ノ形勢ガ分ラナイ、最近ハ新聞事業ガ段々發

ト共ニ吾々ハ國際競争ヲシナケレバナラナイ、之ニ對シテ吾々ガ圖書館ニ參リマシテ

モ古イ雑誌ガアル位ナモノデ、何モ世界ノ形勢ガ

テ參ルト云フ狀態デアルニ拘ラズ、此貴衆兩院ノ圖書館ノ貧弱ナルコトハ最モ遺憾ト

スルモノデアリマス、斯ウ云フ狀態デハ世界ノ國際競爭場裡ニ、我が日本ハ段々落伍スルヤウナ形勢ニナルコトヲ本員ハ深ク憂

ブル者デアリマスカラ、此點ニ關シテ政府ハ必要ナル豫算ヲ請求致ス考ハナイカ、更ニモウ一點デアリマスガ、此議長交際費、議員ノ海外派遺費デゴザイマス、是ハ極メ

テ重大ナル關係ニアル、昭和二年一度ノ豫算ニハ僅ニ四万圓計上ニナシテ居ルノデアルガ、是等ノ貧弱ナル豫算ヲ以テ議員ガ海外ニ派遣セラレマシテモ、十分ノ調査モ出來ナ

イ、此豫算ノ如キハ三四四十萬圓カラ五十萬圓ヲ請求シテ、我が貴族兩院ハ此昭和新政ニ當テ國策ヲ樹立シナケレバナラナイ、

更始一新、我が日本ノ此新シニ政治ヲ世界

列強ト競争シテ行フニ當テハ、是等ノ缺陷ニ眼ヲ注ギマシテ、政府ハ四五十萬圓ノ豫算ヲ請求致シマシテ、世界ノ形勢ヲ實際ニ視察シ、更ニ兼テ國際關係ヲ圓滑ニスル必

要ガアルト本員ハ考ヘルガ、此點ニ關シテ

政府ノ所見ハドウカ、先づ太體此點ニ付テ

嗣アノデアリマス(拍手)此處ニ總理ガ御見

エニナシテ居スナイガ、是ハ極メテ重大ナ

問題デアリマシテ、殊ニ帝國憲法三十五條

ヲ母體トシタル議院法、之ニ關スル議院關係ノ職制デアリマスカラ、恭親總理大臣ヨ

リ私ノ速記ヲ御覽ニナシテ、懇切丁寧ナル御答辯ヲ要求スルノデアリマス

○政府委員塚本清治君(塚本清治君登壇)

御質問ニ對シマシテハ、政府ハ書面ヲ以テ答辯致シマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

○議長(船谷義三君) 次ハ産業政策ニ關スル質問主井權大君

○政府委員塚本清治君(塚本清治君登壇)

○右成規ニ據リ提出候也

(土井權大君提出) 産業政策ニ關スル質問主意書

○提出者 土井 権大

○産業振興政策ニ關スル政府ノ所見如何

○右及質問候也

(土井權大君登壇)

○土井權大君 極メテ簡單ニ産業政策ニ關シ御尋が致シタインデアリマス、固ヨリ本

會議其他ノ委員會ニ於テ、質問應答ノアリ

マシタル事項ハ省略ヲ致シマス、第一ニ御

マスルト、政府ハ產業方針ニ關シ三ツノ基

シテ質問ヲスルノデアリマス、先日來ノ本

會議其他ノ委員會ニ於ケル質疑應答ヲ伺ヒ

シテ此方策ト云フモノガ、產業政策ノ根本

ニ觸レテ居ルカ否カト云フコトニ付テ御尋

致シタインデアリマス、助長政策ノ弊害ト

ノナリト私ハ考ヘルノデアリマス、所ガ果

シテ此方策ト云フモノガ、產業政策ノ根本

ニ觸レテ居ルカ否カト云フコトニ付テ御尋

致シタインデアリマス、助長政策ノ弊害ト

ノナリト私ハ考ヘルノデアリマス、所ガ果

デアル、言葉ヲ換へテ言フナラバ、輸出入均衡方針トモ申シマセウカ、其處ニ第二ノ基礎ヲ置カレテ居ルト私ハ考ヘタノデアリマス、ソレカラ第三ノ基礎ハ何レニ置カレテ居ルカト云フコトヲ段々綜合致シマスルニ、大キナル事業、資本家ナドガ仕事ヲ致シタ場合ニ、若シ失敗スルナラバ相當ノ救濟ヲシテヤラウ、例へば昨年ニ於テ日本製粉會社が困ラタ場合ニハ、八百万圓以上ノ資金供給ノ方法ヲ執ラレ、救濟サレタノモ一例デアリマス、又現在在震災手形等ノ法モ申シマセウカ、救濟方策トモ見フレルノデアリマス、要スルニ政府ガ產業政策トシテ現在御執リニナシテ居ルノハ第ニ助長政策、第二ニ輸出入ノ均衡政策、第三ニ救濟政策、此三ツニ基礎ヲ置カレテ居ルモノナリト私ハ考ヘルノデアリマス、所ガ果シテ此方策ト云フモノガ、產業政策ノ根本ニ觸レテ居ルカ否カト云フコトニ付テ御尋致シタインデアリマス、助長政策ノ弊害ト云フモノハ、帶ニ短シ繕ニ長シ、何等ノ效能ガ無イ、絕對ニ無イトハ申シマセヌケレドモ、帶ニ短カシ繕ニ長シ、餘リ其效果ノ無イト云フコトハ、實際ノ狀態ニ照シテ明ナル所デアリマス、況ヤ眞ニ獎勵、補助、扶助等ヲスルト云フナラバ、豫算ノ範圍内ニ於テト云フガ如ク、即チ逃ダ文句ヲ造ラレテ、イザ助成ナラ助成ヲヤラナケレバナラヌト云フ場合ニ於テ豫算ガ許サナイト或ハ助成ヲスルト云フナラバ、豫算ノ範圍内ニ於テト云フガ如ク、即チ逃ダ文句ヲ造ラレテ、イザ助成ナラ助成ヲヤラナケレバナラヌト云フ場合ニ於テ豫算ガ許サナイト逃ダラレル、一例ヲ舉ゲテ言フナラバ、開墾デアルトカ干拓トカ云フガ如キ方面ニ對シテ、開墾助成ト云フ法律ガアル、是ニ於テ開墾ヲナル者ガアル、或ハ干拓ヲヤル者ガアル、イザ助成金ト云フ場合ニ於テハ豫算ガ許サナイガ故ニ指令ヲ出スコトガ出来ナシ、甘酒進上此處マデ來イト云フヤウナ遣方ヲヤシテ居ラレル、即チ今日ノ助長方針トシテハ、斯ノ如キ弊害ガアルト同時ニ斯ノ如キ現状デアル更ニ此輸出入ノ均衡ト申シマシテモ、少クトモ輸出ノ獎勵ヲシナケレバナラヌカ、同時ニ我國ニ於テ輸入ヲ防護シ得ラル、所ノ方策ヲ立て、其方

策ヲ講ジナケレバナラナイ、然ルニソレ等ノ點ニ付テハ何等ノ考慮ヲ拂ハレテ居ラニイ、一例ヲ舉ダテ言フナラバ、窒素肥料ノ如キモノハ我國ニ於テ完全ニ出來ルモノデアル、ソレ等ニ付テ政府ハ何等手ヲ御著ケアル、其他或ハ小麥耕作ノ點ニ於キマシテモ、或ハ製鐵業ニ於テモ、例ヲ舉ゲレバ枚舉ニ違アラズ、十分我國ニ於テ輸入ヲ防遏シ、我國ニ於テ自給自足ノ方策ヲ立て得ラル、更ニ拘ラズ、何等ソレ等ニ著手ガ出来テ居ラナイノデアリマス、即チ輸出入均衡政策ニ對シテハ只今申上ダタガ如キ状態デアル、更ニ第三ノ救濟政策、孰レデモ助ケテヤレバ宜イ、斯ウ云フヤウナコトヲ爲サックナラバ、ドウ云フ事ニナルカト云ハバ、國民ハ自主獨往ノ精神ヲ失ダテシマッテ他力本願、政府ニサヘ賴テ仕事ヲスレバ宜イト云フ氣ニナリ、所謂御用商人ト云フモノハ益發達ヲ致シ、向上ヲスルデアリマセウ、又資本家ハソレニ依テ利益ヲ得ルデアリマセウガ、其資本家モ自主獨往ノ精神又現象ヲ現在呈シテ居ルノデアリマス、故ニ今日ノ政府が御執ニナフテ居ル産業政策ハ、私ヲシテ忌憚ナク言ハシムルナラバ、根本ニ培ハズシテ、唯、單ニ枝葉ヲ繁茂セシメヤウト云フガ如キコトノミニ御考ニナツテ居ルノデハイカト考ヘルノデ、アリマス、此點ニ付テ政府ノ所見ハ私ノ考ト違テ居ルカ、違ダテ居ラナイカ、第一二是ガ御尋シタイノデアリマス、即チ産業政策ノ根本方針ハドウデアルカ、是ガ第一問アリマス、抑、産業政策ノ根本方針ヲ樹立致サウトルニ付テハ、私ヲ縛々申上ダズトモ御承知ノ通り、産業革命ト云フコトニ心ヲ注ギ、眼ヲ著ケル必要ガアルト私ハ思フ、是ハ私ガ縛々申サズトモ政府ハ御承知デアリマセウ、産業革命ニ順應スル所ノ政

策ヲ立テルニ非ズンバ、眞ノ産業發達ト云フモノハ今日ニ於テハ企圖ルコトハ出來ナインデアル、産業革命ハ私ガ講釋ヲ致サズトモ御承知ノ通り、十八世紀ノ後半英國際ニ於テ之ヲヤルト云フ御精神ガ無イノデアル、其他或ハ小麥耕作ノ點ニ於キマシテモ、或ハ製鐵業ニ於テモ、例ヲ舉ゲレバ枚舉ニ違アラズ、十分我國ニ於テ輸入ヲ防遏シ、我國ニ於テ自給自足ノ方策ヲ立て得ラル、更ニ拘ラズ、何等ソレ等ニ著手ガ出来テ居ラナイノデアリマス、即チ輸出入均衡政策ニ對シテハ只今申上ダタガ如キ状態デアル、更ニ第三ノ救濟政策、孰レデモ助ケテヤレバ宜イ、斯ウ云フヤウナコトヲ爲サックナラバ、ドウ云フ事ニナルカト云ハバ、國民ハ自主獨往ノ精神ヲ失ダテシマッテ他力本願、政府ニサヘ賴テ仕事ヲスレバ宜イト云フ氣ニナリ、所謂御用商人ト云フモノハ益發達ヲ致シ、向上ヲスルデアリマセウ、又資本家ハソレニ依テ利益ヲ得ルデアリマセウガ、其資本家モ自主獨往ノ精神又現象ヲ現在呈シテ居ルノデアリマス、故ニ今日ノ政府が御執ニナフテ居ル産業政策ハ、私ヲシテ忌憚ナク言ハシムルナラバ、根本ニ培ハズシテ、唯、單ニ枝葉ヲ繁茂セシメヤウト云フガ如キコトノミニ御考ニナツテ居ルノデハイカト考ヘルノデ、アリマス、此點ニ付テ政府ノ所見ハ私ノ考ト違テ居ルカ、違ダテ居ラナイカ、第一二是ガ御尋シタイノデアリマス、即チ産業政策ノ根本方針ハドウデアルカ、是ガ第一問アリマス、抑、産業政策ノ根本方針ヲ樹立致サウトルニ付テハ、私ヲ縛々申上ダズトモ御承知ノ通り、産業革命ト云フコトニ心ヲ注ギ、眼ヲ著ケル必要ガアルト私ハ思フ、是ハ私ガ縛々申サズトモ政府ハ御承知デアリマセウ、産業革命ニ順應スル所ノ政

策ヲ立テルニ非ズンバ、眞ノ産業發達ト云フモノハ今日ニ於テハ企圖ルコトハ出來ナインデアル、産業革命ハ私ガ講釋ヲ致サズトモ御承知ノ通り、十八世紀ノ後半英國際ニ於テ之ヲヤルト云フ御精神ガ無イノデアル、其他或ハ小麥耕作ノ點ニ於キマシテモ、或ハ製鐵業ニ於テモ、例ヲ舉ゲレバ枚舉ニ違アラズ、十分我國ニ於テ輸入ヲ防遏シ、我國ニ於テ自給自足ノ方策ヲ立て得ラル、更ニ拘ラズ、何等ソレ等ニ著手ガ出来テ居ラナイノデアリマス、即チ輸出入均衡政策ニ對シテハ只今申上ダタガ如キ状態デアル、更ニ第三ノ救濟政策、孰レデモ助ケテヤレバ宜イ、斯ウ云フヤウナコトヲ爲サックナラバ、ドウ云フ事ニナルカト云ハバ、國民ハ自主獨往ノ精神ヲ失ダテシマッテ他力本願、政府ニサヘ賴テ仕事ヲスレバ宜イト云フ氣ニナリ、所謂御用商人ト云フモノハ益發達ヲ致シ、向上ヲスルデアリマセウ、又資本家ハソレニ依テ利益ヲ得ルデアリマセウガ、其資本家モ自主獨往ノ精神又現象ヲ現在呈シテ居ルノデアリマス、故ニ今日ノ政府が御執ニナフテ居ル産業政策ハ、私ヲシテ忌憚ナク言ハシムルナラバ、根本ニ培ハズシテ、唯、單ニ枝葉ヲ繁茂セシメヤウト云フガ如キコトノミニ御考ニナツテ居ルノデハイカト考ヘルノデ、アリマス、此點ニ付テ政府ノ所見ハ私ノ考ト違テ居ルカ、違ダテ居ラナイカ、第一二是ガ御尋シタイノデアリマス、即チ産業政策ノ根本方針ハドウデアルカ、是ガ第一問アリマス、抑、産業政策ノ根本方針ヲ樹立致サウトルニ付テハ、私ヲ縛々申上ダズトモ御承知ノ通り、産業革命ト云フコトニ心ヲ注ギ、眼ヲ著ケル必要ガアルト私ハ思フ、是ハ私ガ縛々申サズトモ政府ハ御承知デアリマセウ、産業革命ニ順應スル所ノ政

策ヲ立テルニ非ズンバ、眞ノ産業發達ト云フモノハ今日ニ於テハ企圖ルコトハ出來ナインデアル、産業革命ハ私ガ講釋ヲ致サズトモ御承知ノ通り、十八世紀ノ後半英國際ニ於テ之ヲヤルト云フ御精神ガ無イノデアル、其他或ハ小麥耕作ノ點ニ於キマシテモ、或ハ製鐵業ニ於テモ、例ヲ舉ゲレバ枚舉ニ違アラズ、十分我國ニ於テ輸入ヲ防遏シ、我國ニ於テ自給自足ノ方策ヲ立て得ラル、更ニ拘ラズ、何等ソレ等ニ著手ガ出来テ居ラナイノデアリマス、即チ輸出入均衡政策ニ對シテハ只今申上ダタガ如キ状態デアル、更ニ第三ノ救濟政策、孰レデモ助ケテヤレバ宜イ、斯ウ云フヤウナコトヲ爲サックナラバ、ドウ云フ事ニナルカト云ハバ、國民ハ自主獨往ノ精神ヲ失ダテシマッテ他力本願、政府ニサヘ賴テ仕事ヲスレバ宜イト云フ氣ニナリ、所謂御用商人ト云フモノハ益發達ヲ致シ、向上ヲスルデアリマセウ、又資本家ハソレニ依テ利益ヲ得ルデアリマセウガ、其資本家モ自主獨往ノ精神又現象ヲ現在呈シテ居ルノデアリマス、故ニ今日ノ政府が御執ニナフテ居ル産業政策ハ、私ヲシテ忌憚ナク言ハシムルナラバ、根本ニ培ハズシテ、唯、單ニ枝葉ヲ繁茂セシメヤウト云フガ如キコトノミニ御考ニナツテ居ルノデハイカト考ヘルノデ、アリマス、此點ニ付テ政府ノ所見ハ私ノ考ト違テ居ルカ、違ダテ居ラナイカ、第一二是ガ御尋シタイノデアリマス、即チ産業政策ノ根本方針ハドウデアルカ、是ガ第一問アリマス、抑、産業政策ノ根本方針ヲ樹立致サウトルニ付テハ、私ヲ縛々申上ダズトモ御承知ノ通り、産業革命ト云フコトニ心ヲ注ギ、眼ヲ著ケル必要ガアルト私ハ思フ、是ハ私ガ縛々申サズトモ政府ハ御承知デアリマセウ、産業革命ニ順應スル所ノ政

策ヲ立テルニ非ズンバ、眞ノ産業發達ト云フモノハ今日ニ於テハ企圖ルコトハ出來ナインデアル、産業革命ハ私ガ講釋ヲ致サズトモ御承知ノ通り、十八世紀ノ後半英國際ニ於テ之ヲヤルト云フ御精神ガ無イノデアル、其他或ハ小麥耕作ノ點ニ於キマシテモ、或ハ製鐵業ニ於テモ、例ヲ舉ゲレバ枚舉ニ違アラズ、十分我國ニ於テ輸入ヲ防遏シ、我國ニ於テ自給自足ノ方策ヲ立て得ラル、更ニ拘ラズ、何等ソレ等ニ著手ガ出来テ居ラナイノデアリマス、即チ輸出入均衡政策ニ對シテハ只今申上ダタガ如キ状態デアル、更ニ第三ノ救濟政策、孰レデモ助ケテヤレバ宜イ、斯ウ云フヤウナコトヲ爲サックナラバ、ドウ云フ事ニナルカト云ハバ、國民ハ自主獨往ノ精神ヲ失ダテシマッテ他力本願、政府ニサヘ賴テ仕事ヲスレバ宜イト云フ氣ニナリ、所謂御用商人ト云フモノハ益發達ヲ致シ、向上ヲスルデアリマセウ、又資本家ハソレニ依テ利益ヲ得ルデアリマセウガ、其資本家モ自主獨往ノ精神又現象ヲ現在呈シテ居ルノデアリマス、故ニ今日ノ政府が御執ニナフテ居ル産業政策ハ、私ヲシテ忌憚ナク言ハシムルナラバ、根本ニ培ハズシテ、唯、單ニ枝葉ヲ繁茂セシメヤウト云フガ如キコトノミニ御考ニナツテ居ルノデハイカト考ヘルノデ、アリマス、此點ニ付テ政府ノ所見ハ私ノ考ト違テ居ルカ、違ダテ居ラナイカ、第一二是ガ御尋シタイノデアリマス、即チ産業政策ノ根本方針ハドウデアルカ、是ガ第一問アリマス、抑、産業政策ノ根本方針ヲ樹立致サウトルニ付テハ、私ヲ縛々申上ダズトモ御承知ノ通り、産業革命ト云フコトニ心ヲ注ギ、眼ヲ著ケル必要ガアルト私ハ思フ、是ハ私ガ縛々申サズトモ政府ハ御承知デアリマセウ、産業革命ニ順應スル所ノ政

債論ナドニモ據ラズシテ、一ツノ半官半民ノ事業ヲ起スト云フコトヲ御考ナサッタラドウデアルカ、例ヘバ開墾ナラ開墾ナ致ストシテモ、固ヨリ本年ノ豫算ニハ大規模開墾計畫ト云フ費用ガ出テ居リマスガ、到底斯様ナコトデハ真ニ開墾トニ事ハ出來ナイ、内地ニ於キアル、然ルニ小サナ金デ名前ダケハ開墾大規模計畫ト名ヲ附ケテ居リマスケレドモ、到底行フコトハ出來ナイ、ソレヨリモ寧ロ茲ニ半官半民ノ開墾會社ヲ造ル、或ハ肥料ナラ肥料ヲ官營ニシタラバ宜イト云フ論ガ出テ居ルガ、ソレ等ニシテモ茲ニ一ツノ半官半民ノ肥料會社ヲ造ル、製鐵モ其通り、水力モ其通り、色々ナ事業ヲサウ云フコトニスレバ、即チ資金ヲ集メル點ニ於テ非常ニ容易イ事ハナカラウカト私ハ考ヘルノデアリマス。此所ニ國ガ事業ヲ起ス、政府ガ事業ヲ起スト云フコトニナルト、兎角後家要トヲ考ヘタカト云フナラバ、我ガ國民性ハ悲シイ哉今尙ホ官尊民卑ノ風ガアルノデアリマス。此所ニ國ガ事業ヲ起ス、政府ガ事業ヲ起成ニテ居ルニ拘ラズ、民間ヨリ募集資本額三千万圓ニアリマス、内一千五百万圓ハ政府ガ持チ、後ノ一千五百万圓ハ民間ヨリ募ル、而モ此產業組合中央金庫ト云フモノガ出來マシタガ、其時ハ總承知ノ通り十箇年間配當ヲ起成ニシタガ、其十倍ノ應募者、一億五千万圓ノ金ガ集シ、應募ガアグタト云フ狀態ニアリマス、ソレカラ極ク最近デアリマスガ、無線電信株式會社、斯ンナモノニ致シタ所ガ左程利益ノアルモノデハナカ、是モ莫大ナル應募ガアグタ、即チ株式應募ニ對シ、十倍モ十五倍モ應募者ガアグタト云フ如キ狀態デアル、是等ノ事實ハ確ニ我ガ國民性ヲ明ニ現シテ居ル、而モ政府或ハ國家ガ仕事ヲスルト云フ場合ニ於テハ、後家要ノ賄縁金デモ引出シ得ラレルモノデアルト云フコトヲ物語テ居ルモ

ノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス、故ニ若シ輸入防遏ナラ防遏ト致シテ、肥料ノ大事業ヲ起ストカ、或ハ製鐵ノ統一、或ハ開墾、干拓、其他各種ノ事業ヲ起サウト思シテモ、我國ノ產業ノ進歩發達ガ出來ルモノナリ、斯ウ私ハ考ヘルノデアリマス、即チ產業資金ノ充實ノ方策、大事業經營ノ方策ニ對シテ、只今申述ベタ所ノ意見ヲ持テ居ルノデアリマスガ、之ニ對シテ政府ハ如何ナル御所見ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御同致シタイノデアリマス、第四問ハ產業技術ノ進歩、改善ノ方策ニ關シテ御尋ヲ致シタイノデアリマス、技術デアル、斯ク言ハバ政府ニ於テハ農事上ノ試驗場モアル、或ハ工業ノ試驗場モアル、水產ノ試驗場モアル、斷ジテ此技術ノ進歩改善ニハ怠テ居ルモノナライ、斯ウ言ハレルデアリマセウ、所ガ是モ悲シイ哉極メテ小規模ニシテ其名前ノミ存シ、其實ト云フモノハ舉テ居ラナイ、一例ヲ舉ゲテ言フナラバ、本年ノ米ガ少イ不作デアル、外米ノ關稅ヲ撤廢シナケレバナラナイト云フ如ク、米ノ取レナカダト云フハ何デアルカ、風害ニアラズ、水害ニアラズ、蟲害デアル、蟲ガ食タガ爲ニ米ガ取レナカダノデアリマス、所ガ其蟲ヲ豫防スルノニ、如何ニシタナラバ否科學ヲ應用シ、蟲ノ食ハナイ所ノ相當ノ經驗ト研究ト云フモノガ積マレテ居ル、現ニ小麥ナドハ從來黑穗ト云フモノガ澤山出テ居リマシタガ、獨逸ノ發見致シマシタル藥ヲ用ヒタラバ、黑穗ダケハ豫防シ得ラレルコトニナシテ居ル、米ニ於テモ何等力逸ナドニ見ルト、各種ノ理化學ヲ應用シ、否科學ヲ應用シ、蟲ノ食ハナイ所ノ相當ノ經驗ト研究ト云フモノガ積マレテ居ル、現ニ使ハウトシタナラバ、使フコトガ出來ナカ、帳面ヲ付ケル術ヲ知ラナイ、大福帳トカ、或ハ當座帳トカ、金錢出入帳位ハ付ケラレルデアリマセウ、併ナガラ今日ノ複式簿記デアル所ノ日記帳、仕譯帳トカ、貸借對照表、其他各科勘定科目ノ帳面ナドハ一切ノ方法ヲ研究シタナラバ、今年ノ如ク蟲害ニ苦ミ、米ガ高クナリ、或ハ外米ヲ入レナケレバナラヌト云フヤウナコトヲ見ズトモ濟ムノデアル、是ハ一例デアリマス、又蟲子使ハウト致シタナラバドウデアル、肥料ノ窒素、磷酸カリ、其名前サヘ知ラヌ、假三名前ハノ上デ申シマシテモ、色々ナト伊太利ナドニ

於テハ研究ヲ致シテ居ル、人造綿絲ニアラ、大學ヲ卒業スルト雖モ、或ハ辯護士トモ現在ノ玩具ノ如キ、マ、事ノ如キ研究所ニ、我國ノ產業ノ進歩發達ガ出來ルモノナリ、斯ウ私ハ考ヘルノデアリマス、即チ產業資金ノ充實トナラ所ノ研究ヲ爲スト云フナラバ、速ニ此輸入ノ防遏モ出來ルト同時ニ、我國ノ產業ノ進歩發達ガ出來ルモノナリ、斯ウ私ハ考ヘルノデアリマス、即チ產業資金ノ充實ノ方策、大事業經營ノ方策ニ對シテ、只今申述ベタ所ノ意見ヲ持テ居ルノデアリマスガ、之ニ對シテ政府ハ如何ナル御所見ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御同致シタイノデアリマス、第四問ハ產業技術ノ進歩、改善ノ方策ニ關シテ御尋ヲ致シタイノデアリマス、技術デアル、斯ク言ハバ政府ニ於テハ農事上ノ試驗場モアル、或ハ工業ノ試驗場モアル、水產ノ試驗場モアル、斷ジテ此技術ノ進歩改善ニハ怠テ居ルモノナライ、斯ウ言ハレルデアリマセウ、所ガ是モ悲シイ哉極メテ小規模ニシテ其名前ノミ存シ、其實ト云フモノハ舉テ居ラナイ、一例ヲ舉ゲテ言フナラバ、本年ノ米ガ少イ不作デアル、外米ノ關稅ヲ撤廢シナカダト云フハ何デアルカ、風害ニアラズ、水害ニアラズ、蟲害デアル、蟲ガ食タガ爲ニ米ガ取レナカダノデアリマス、所ガ其蟲ヲ豫防スルノニ、如何ニシタナラバ否科學ヲ應用シ、蟲ノ食ハナイ所ノ相當ノ經驗ト研究ト云フモノガ積マレテ居ル、現ニ小麥ナドハ從來黑穗ト云フモノガ澤山出テ居リマシタガ、獨逸ノ發見致シマシタル藥ヲ用ヒタラバ、黑穗ダケハ豫防シ得ラレルコトニナシテ居ル、米ニ於テモ何等力逸ナドニ見ルト、各種ノ理化學ヲ應用シ、否科學ヲ應用シ、蟲ノ食ハナイ所ノ相當ノ經驗ト研究ト云フモノガ積マレテ居ル、現ニ使ハウトシタナラバ、使フコトガ出來ナカ、帳面ヲ付ケル術ヲ知ラナイ、大福帳トカ、或ハ當座帳トカ、金錢出入帳位ハ付ケラレルデアリマセウ、併ナガラ今日ノ複式簿記デアル所ノ日記帳、仕譯帳トカ、貸借對照表、其他各科勘定科目ノ帳面ナドハ一切ノ方法ヲ研究シタナラバ、今年ノ如ク蟲害ニ苦ミ、米ガ高クナリ、或ハ外米ヲ入レナケレバナラヌト云フヤウナコトヲ見ズトモ濟ムノデアル、是ハ一例デアリマス、又蟲子使ハウト致シタナラバドウデアル、肥料ノ窒素、磷酸カリ、其名前サヘ知ラヌ、假三名前ハノ上デ申シマシテモ、色々ナト伊太利ナドニ

ナ教育ヲ施シテ、中學ナラ中學ヲ卒業シテ、其儘家庭ノ事情ニ依テ或ハ農業ニ從事シ、或ハ工商業ニ從事ヲ致サウトシテモ、役ニ立タヌト云フ如キ状態デアル、進学ヲ知ラナイ、ソレ故ニ此頃ノ裁判ト云フルト云フコトヲ考ヘテ居ルコトハ政府モ御考ヘ、生産費ヲ大ニ輕メ、多量ニ生産ヲスモ、我國ノ產業ノ進歩發達ガ出來ルモノナリ、斯ウ私ハ考ヘルノデアリマス、即チ產業資金ノ充實トナラ所ノ研究ヲ爲スト云フナラバ、速ニ此輸入ノ防遏モ出來ルト同時ニ、我國ノ產業ノ進歩發達ガ出來ルモノナリ、斯ウ私ハ考ヘルノデアリマス、即チ產業資金ノ充實ノ方策、大事業經營ノ方策ニ對シテ、只今申述ベタ所ノ意見ヲ持テ居ルノデアリマスガ、之ニ對シテ政府ハ如何ナル御所見ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御同致シタイノデアリマス、第四問ハ產業技術ノ進歩、改善ノ方策ニ關シテ御尋ヲ致シタイノデアリマス、技術デアル、斯ク言ハバ政府ニ於テハ農事上ノ試驗場モアル、或ハ工業ノ試驗場モアル、水產ノ試驗場モアル、斷ジテ此技術ノ進歩改善ニハ怠テ居ルモノナライ、斯ウ言ハレルデアリマセウ、所ガ是モ悲シイ哉極メテ小規模ニシテ其名前ノミ存シ、其實ト云フモノハ舉テ居ラナイ、一例ヲ舉ゲテ言フナラバ、本年ノ米ガ少イ不作デアル、外米ノ關稅ヲ撤廢シナカダト云フハ何デアルカ、風害ニアラズ、水害ニアラズ、蟲害デアル、蟲ガ食タガ爲ニ米ガ取レナカダノデアリマス、所ガ其蟲ヲ豫防スルノニ、如何ニシタナラバ否科學ヲ應用シ、蟲ノ食ハナイ所ノ相當ノ經驗ト研究ト云フモノガ積マレテ居ル、現ニ小麥ナドハ從來黑穗ト云フモノガ澤山出テ居リマシタガ、獨逸ノ發見致シマシタル藥ヲ用ヒタラバ、黑穗ダケハ豫防シ得ラレルコトニナシテ居ル、米ニ於テモ何等力逸ナドニ見ルト、各種ノ理化學ヲ應用シ、否科學ヲ應用シ、蟲ノ食ハナイ所ノ相當ノ經驗ト研究ト云フモノガ積マレテ居ル、現ニ使ハウトシタナラバ、使フコトガ出來ナカ、帳面ヲ付ケル術ヲ知ラナイ、大福帳トカ、或ハ當座帳トカ、金錢出入帳位ハ付ケラレルデアリマセウ、併ナガラ今日ノ複式簿記デアル所ノ日記帳、仕譯帳トカ、貸借對照表、其他各科勘定科目ノ帳面ナドハ一切ノ方法ヲ研究シタナラバ、今年ノ如ク蟲害ニ苦ミ、米ガ高クナリ、或ハ外米ヲ入レナケレバナラヌト云フヤウナコトヲ見ズトモ濟ムノデアル、是ハ一例デアリマス、又蟲子使ハウト致シタナラバドウデアル、肥料ノ窒素、磷酸カリ、其名前サヘ知ラヌ、假三名前ハノ上デ申シマシテモ、色々ナト伊太利ナドニ

公平ナラシムル所ノ方法デナイカト考ヘルノデアリマス、此點ニ付テ政府ハ如何ナル御考ヲ御持ニナシテ居ルカ、是ガ一問ニアリマス、第二問ハ副業獎勵デアリマス、元來政府ニ於テ副業獎勵ヲナルノハ、單ニ生産方面ノミニ重キヲ置カレ、イヤ蒟蒻玉ノ栽培ガ宜イ、イヤ斯ウ云フ物ヲ作ダラ宜イ、「サフラン」ヲ作ダラ宜イトカ、色々ノ製造生産ト云フコトニ重キヲ置カレテ居リマスルガ、愈此得タル所ノ品物ヲ如何ニ消費セシムルカ、如何ニ販賣セシムルカト云フコトニ付テ、餘リ御留意ヲ爲サッテ居ラヌノデアリマス、其結果副業ハ或ル程度マデ獎勵ヲサレマスルガ、生産過剩ト云フコトニ相成リ、農家ナドハ副業ノ爲ニ損失ヲ致ス、寧口勤カナイ方が宜イ、斯ウ云フ思想が往々今日起キテ居ルノデアリマス、所謂產業ノ發達セザル原因モ、一ハ此ニ在ルデアラウト思フ、故ニ將來此副業其他小中ノ產業ノ振興發達ヲ圖ラウトスルニ付テハ、生産方面ニ重キヲ置クト同時ニ、一方ニ此販路、販賣ト云フコトニ氣ヲ付ケナケレバ眞ニ副業ノ發達、小中產業ノ發達ト云フコトハ期スコトハ出來ナイノデアリマス、然ラバ如何ニスルカ、如何ナル具體案ヲ持テ居ルカト云フナラバ、幸ヒ我國ニハ御承知ノ通り產業組合ノ數ガ一万四千アリマス、ソレカラ更ニ重要物產同業組合ガ一千五百アル、之ヲ旨ク適用シ運用致シタナラバ、副業ノ獎勵ガ出來ルデアラウト思フ、重要物產同業組合ハ如何ナル事ヲヤッテ居ルカト云ヘバ、唯ニ單ニ製造、生產、左様十方面ニ重キヲ置イテ、販賣販路ト云フガ如キコトニハ何等著眼致シテ居ラナイ、産業組合ハ如何ナル方面ニ重キヲ置イテ居ルカト云フナラバ、御承知ノ通り信用組合ニ於テハ資金ノ充實ノ方ナリ、其他利用組合、販賣組合ナリ、所謂販賣資金ト云フ方面ニ仕事が出來得ルコトニナシテ居ル、是等ヲ合體シタル所ノ、生産ニ重キヲ置ク所ノ同業組合、資本、販賣、原料ノ協同購入、更ニ機械設備ノ共同利用、左様ナ此産業組合ト同業組合ヲ合致シタル、茲ニ一

ツノ組合ヲ作ルカ、若クハ重要物產同業組合ハ、產業組合法ヲ適用スルコトヲ得ト、斯ク改正ヲ致シテ、生産更ニ金融、販賣、ノ製造ノ仕組ニ改善ヲ施スト云フセズシテ盛ニナルト思フノデアリマス、獨り副業ノミナラズ、小中ノ產業モ發達スルデ言フ所ノ、產業ノ仕組ニ改善ヲ施スト云フ居ラヌノデアリマス、政府ハ果シテ如何ナル御考ヲ御持ニナシテ居ルカ、其他第三問ト致シマシテハ、農業保險ノ件デアリマスルガ、是ハ我が先輩齊藤字一郎君ヨリ法律案ヲ提案サレタコトモアル、即チ農業者ニ對シテ保險ヲ付ケル、不作ノ場合ニハ相當ノ補償ヲヤル、保險金ヲヤル、斯ウ云フコトニスレバ、餘程安全ナル仕事トナリマシテ、農業ニ從事スル所ノ者ガ眞剣ニ相成リ、又農業ノ振興發達トナルモノナリト考ヘルノデアリマス、其他山林ノ保険、牧畜ノ保険、尤モ保險研究調査ケレドモ、調査研究ト云フヨリモ、早ク之ヲ實行スルト云フコトヲ私ハ望ムノデアリマス、斯様ナ事ニ付テハ、齋藤宇一郎君ハ五年程前ニ此壇上ニ於テ法律案ヲ出サレテ居ル、又畜產保險、森林保險ノ如キニ付テハ、私モ七八年前ニ本壇上ニ於テ演説ヲ致シテ居ル、ソレ等ニ付テ如何ナル御考ヲ御持ニナシテ居ルカ、何時マデモ僅ナ金デ研究調査ト云フモハヨリ獨ク僅カ置カレテ居リマス、第一派ノモノヲ極ク僅カ置カレテ居リマス、

シテ、之ヲ政府ニ於テ管理スルカ、若クハ前段申上ダマスル所ノ半官半民ノ事業ヲ起居リ御尋シタイ點ガアリマスケレドモ、ソレハ他ノ方ニヨリ御質問ニナリ、又政府力リマス、第二問ハ副業獎勵デアリマス、元來政府ニ於テ副業獎勵ヲナルノハ、單ニ生産方面ノミニ重キヲ置カレ、イヤ蒟蒻玉ノ栽培ガ宜イ、イヤ斯ウ云フ物ヲ作ダラ宜イ、「サフラン」ヲ作ダラ宜イトカ、色々ノ製造生産ト云フコトニ重キヲ置カレテ居リマスルガ、愈此得タル所ノ品物ヲ如何ニ消費セシムルカ、如何ニ販賣セシムルカト云フコトニ付テ、餘リ御留意ヲ爲サッテ居ラヌノデアリマス、其結果副業ハ或ル程度マデ獎勵ヲサレマスルガ、生産過剩ト云フコトニ相成リ、農家ナドハ副業ノ爲ニ損失ヲ致ス、寧口勤カナイ方が宜イ、斯ウ云フ思想が往々今日起キテ居ルノデアリマス、所謂產業ノ發達セザル原因モ、一ハ此ニ在ルデアラウト思フ、故ニ將來此副業其他小中ノ產業ノ振興發達ヲ圖ラウトスルニ付テハ、生産方面ニ重キヲ置クト同時ニ、一方ニ此販路、販賣ト云フコトニ氣ヲ付ケナケレバ眞ニ副業ノ發達、小中產業ノ發達ト云フコトハ期スコトハ出來ナイノデアリマス、然ラバ如何ニスルカ、如何ナル具體案ヲ持テ居ルカト云フナラバ、幸ヒ我國ニハ御承知ノ通り產業組合ノ數ガ一万四千アリマス、ソレカラ更ニ重要物產同業組合ガ一千五百アル、之ヲ旨ク適用シ運用致シタナラバ、副業ノ獎勵ガ出來ルデアラウト思フ、重要物產同業組合ハ如何ナル事ヲヤッテ居ルカト云ヘバ、唯ニ單ニ製造、生產、左様十方面ニ重キヲ置イテ、販賣販路ト云フガ如キコトニハ何等著眼致シテ居ラナイ、産業組合ハ如何ナル方面ニ重キヲ置イテ居ルカト云フナラバ、御承知ノ通り信用組合ニ於テハ資金ノ充實ノ方ナリ、其他利用組合、販賣組合ナリ、所謂販賣資金ト云フ方面ニ仕事が出來得ルコトニナシテ居ル、是等ヲ合體シタル所ノ、生産ニ重キヲ置ク所ノ同業組合、資本、販賣、原料ノ協同購入、更ニ機械設備ノ共同利用、左様ナ此産業組合ト同業組合ヲ合致シタル、茲ニ一

ツノ組合ヲ作ルカ、若クハ重要物產同業組合ハ、產業組合法ヲ適用スルコトヲ得ト、斯ク改正ヲ致シテ、生産更ニ金融、販賣、ノ製造ノ仕組ニ改善ヲ施スト云フセズシテ盛ニナルト思フノデアリマス、獨り副業ノミナラズ、小中ノ產業モ發達スルデ言フ所ノ、產業ノ仕組ニ改善ヲ施スト云フ居ラヌノデアリマス、政府ハ果シテ如何ナル御考ヲ御持ニナシテ居ルカ、其他第三問ト致シマシテハ、農業保險ヲ付ケル、不作ノ場合ニハ相當ノ補償ヲヤル、保險金ヲヤル、斯ウ云フコトニスレバ、餘程安全ナル仕事トナリマシテ、農業ニ從事スル所ノ者ガ眞剣ニ相成リ、又農業ノ振興發達トナルモノナリト考ヘルノデアリマス、其他山林ノ保険、牧畜ノ保険、尤モ保險研究調査ケレドモ、調査研究ト云フヨリモ、早ク之ヲ實行スルト云フコトヲ私ハ望ムノデアリマス、斯様ナ事ニ付テハ、齋藤宇一郎君ハ五年程前ニ此壇上ニ於テ法律案ヲ出サレテ居ル、又畜產保險、森林保險ノ如キニ付テハ、私モ七八年前ニ本壇上ニ於テ演説ヲ致シテ居ル、ソレ等ニ付テ如何ナル御考ヲ御持ニナシテ居ルカ、何時マデモ僅ナ金デ研究調査ト云フモハヨリ獨ク僅カ置カレテ居リマス、第一派ノモノヲ極ク僅カ置カレテ居リマス、第二問ハ副業獎勵デアリマス、元來政府ニ於テ副業獎勵ヲナルノハ、單ニ生産方面ニ重キヲ置カレ、イヤ蒟蒻玉ノ栽培ガ宜イ、イヤ斯ウ云フ物ヲ作ダラ宜イトカ、色々ノ製造生産ト云フコトニ重キヲ置カレテ居リマスルガ、愈此得タル所ノ品物ヲ如何ニ消費セシムルカ、如何ニ販賣セシムルカト云フコトニ付テ、餘リ御留意ヲ爲サッテ居ラヌノデアリマス、其結果副業ハ或ル程度マデ獎勵ヲサレマスルガ、生産過剩ト云フコトニ相成リ、農家ナドハ副業ノ爲ニ損失ヲ致ス、寧口勤カナイ方が宜イ、斯ウ云フ思想が往々今日起キテ居ルノデアリマス、所謂產業ノ發達セザル原因モ、一ハ此ニ在ルデアラウト思フ、故ニ將來此副業其他小中ノ產業ノ振興發達ヲ圖ラウトスルニ付テハ、生産方面ニ重キヲ置クト同時ニ、一方ニ此販路、販賣ト云フコトニ氣ヲ付ケナケレバ眞ニ副業ノ發達、小中產業ノ發達ト云フコトハ期スコトハ出來ナイノデアリマス、然ラバ如何ニスルカ、如何ナル具體案ヲ持テ居ルカト云フナラバ、幸ヒ我國ニハ御承知ノ通り產業組合ノ數ガ一万四千アリマス、ソレカラ更ニ重要物產同業組合ガ一千五百アル、之ヲ旨ク適用シ運用致シタナラバ、副業ノ獎勵ガ出來ルデアラウト思フ、重要物產同業組合ハ如何ナル事ヲヤッテ居ルカト云ヘバ、唯ニ單ニ製造、生產、左様十方面ニ重キヲ置イテ、販賣販路ト云フガ如キコトニハ何等著眼致シテ居ラナイ、産業組合ハ如何ナル方面ニ重キヲ置イテ居ルカト云フナラバ、御承知ノ通り信用組合ニ於テハ資金ノ充實ノ方ナリ、其他利用組合、販賣組合ナリ、所謂販賣資金ト云フ方面ニ仕事が出來得ルコトニナシテ居ル、是等ヲ合體シタル所ノ、生産ニ重キヲ置ク所ノ同業組合、資本、販賣、原料ノ協同購入、更ニ機械設備ノ共同利用、左様ナ此産業組合ト同業組合ヲ合致シタル、茲ニ一

○議長(柏谷義三君)

(國務大臣町田忠治君登壇)

○國務大臣(町田忠治君) 産業政策ニ關スル質問書ハ、豫テ土井君ヨリ御提出ニナシテ居ルコトハ承知シテ居リマス、只今質問ノ御趣意ヲ此所ニ詳細御述ニ相成シテ、御趣意ノアル所ハ了解致シマシタ、唯ニ問題が頗る重大ナルト同様ニ、極メテ廣汎デアリマス、或ハ商工行政ニ關スル事アリ、或ハ財政ニ關スル事モアリ、或ハ教育ニ關スル事モアリ、又私が扱テ居リマスル農林行政ニ關スル事モアリ、頗ル廣汎デアリマス、先例モアリマスカラ、御質問ニ答辯スベキ立場ニ在ル各大臣協議ノ上、書面ヲ以て一括御答辯ヲ致スコトニ致シマス、殊ニ茲ニ甚ダ失禮デアルガ、一言附加ヘテ置キタインハ、私ニ關スル御答辯致スベキ問題ノ中ニ、土地ニ對スル累進稅ヲ課スル意思アリヤ否ヤト云フ問題、自作ニ關スル問題、並ニ最後ニ御尋ニナシタ米穀法運用ニ關スル御尋ハ、一寸承ルト土井君ノ御趣意ハ、至極御尤ニ聞エル次第モアリマス、併シ是ハ改メテ畫面ヲ以テ申上ダルコトハ勿論デアリマスガ、米穀法運用ノ爲ニ相當ナ損失ヲ國家

ニ與ヘテ居ルコトハ勿論デアリマス、併シ

土井君ノ御話ノ如ク安時ニ買フテ、高イ時

ニ賣レバ損ガナイデヤナイカト云フ、此根

本問題ニ對シテ、一言申シテ置イタ方ガ宜

カラウト思フノハ、吾々ノ見ル所、並ニ米

穀法ヲ改正セラル、際ニ御協賛ニナッタ此

席ノ諸君ハ、米ノ一年ノ價格ノ安イ高イノ

間ノ幅ヲ出來ルダケ少クスルト云フノカ、米

穀法ノ趣意デアリマス、此趣意カラ申シマ

スト、安イ時ニ買フテ高イ時ニ賣レバ經費

カソレデ取レルダヤナイカト云フノハ、米

穀法ノ趣意デアリマセヌ、米穀法ノ趣意

ハ、成タケ米價ヲ安定セサセテ、生産者消費

者ノ利害ヲ調和シテ、生活ノ安定ヲ圖ル爲

ニハ、此重大ナル食糧ノ價格ノ變動ヲ少ク

スルト云フコトガ、趣意デアリマスルガ故

ニ、安イ時ニ買フテ高イ時ニ賣レバ損失ガ

ナイト云フコトハ、吾々ノ考トハ違フノミ

ナラズ、其米穀法ノ今日ノ損失ハ、各諸君

ガ御承知ノ通り、初メカラ基金ヲ持テ居

リマセヌ、是ハ早晚改正シナケレバナラヌ

ト考ヘテ居リマス、一切基金ハ無クシテ、

倉庫ヲ造リ米ヲ買フ資金ヲハ借入金ニ依

テヤツテ居ルト云フ、今日ノ特別會計法ニ於

キマシテハ、勢ヒ米ノ賣買ノ間ニ損失ハ無

クトモ、倉庫ノ固定資本、其他ニ向シテ年々

少カラヌ損失ヲ重ネテ行クコトハ、申ス

マデモアリマセヌ、是ハ諸君ト御協議ノ上

ニ、何等カノ方法ニ依シテ此根本カラ特別

會計ヲ整理致シタコトス様ニ考ヘテ居リマ

ス、委細ノ事ハ書面ヲ以テ申上ダルコトニ

致シマス（拍手）

○議長（柏谷義三君）質問第三ニ對シテ

ハ、政府ヨリ答辯書ヲ受領シマシタ、仍

テ之ヲ日程ヨリ省キマス、是ニテ質問ヲ終

リマシタカラ、議案ノ日程ニ入リマス

○井本常作君 日程變更ノ動議ヲ提出致シ

マス、此際政府ノ同意ヲ得テ、日程第八十

三、望月小太郎君外十八名提出、部落問題

○議長（柏谷義三君）井本君ノ動議ニハ御

異議ナシト認メマヌ——政府モ日程變更ニ

同意セラレマシタ、仍テ日程ヲ變更シテ部

落問題ノ國策確立ニ關スル建議案ヲ議題ト

爲シ、提出者ノ趣意聲明ヲ求メマス、有馬

賴寧君

第八十三 部落問題ノ國策確立ニ關ス

ル建議案（望月小太郎君外十八名提

出）

部落問題ノ國策確立ニ關スル建議案

政府ハ近時ノ社會情勢ニ鑑ミ我同胞間

ノ因襲的差別觀念ニ基ク所謂部落問題ノ

解決ニ關シテハ舊來ノ陋習ヲ打破シ同胞

融和ノ實ヲ舉ケ以テ國民生活ノ安定ヲ期

スベク速ニ確乎タル國策ヲ樹立シ益積極

的施設ヲ講セラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔有馬賴寧君登壇〕

○有馬賴寧君 私ハ只今上程サレマシタ部

落問題ニ對スル國策確立ニ關スル建議案ニ

付キマシテ、其提案ノ理由ヲ説明致シタイ

ト考ヘテ居リマス、第一ニ部落問題トハ

何アルカト云フコト、管ニシク申上ダル

必要ハナイト思フノデアリマスガ、順序ト

致シマシテ極ク簡単ニ部落問題其モノニ付

テ申上ダルコトハアルカト云フコトニナッテ居

人ニト申シマスノハ、政府當局ノ調査ニ依リマ

スルト、其數ハ約九十万上云フコトニナッテ居

ルノデアリマス、又水平社ノ人ニノ主張スル

所ニ依リマスト、其ノ數ハ三百万ト言ハレ

ス、委細ノ事ハ書面ヲ以テ申上ダルコトニナッテ居

人ニテ申上ダルコトニナッテ居

人カラ侮辱的言辭ヲ以テ取扱ハレルト云フ

コトニ因リマシテ受ケル所ノ、精神上ノ苦

惱ト云フノガ其一ツデアリマス、モウ一ツ

ハ社會上、經濟上、有エル方面ニ於キマシ

テ、此部落ノ人ニガ極メテ不幸ナ狀態ニ置カ

ス爲シ、其審議ヲ進メラレントコトヲ望ミマス

〔「贊成」「贊成」ノ聲起ル〕

○井本君ノ動議ニハ御

レテ居ルト云フコトガ、即チ此部落問題デ

アルノデアリマス、一般社會ノ人ニガ、部

落ノ人ニ對シテ侮辱的言辭ヲ弄シマスト云

フコトハ、多クノ場合ニ於テソレハ無意義

デアル、因習ニ因ハレテ居ル爲ニ、是ハ無

意識ニ發セラレタモノデアルト言ハレル方

ガアリマス、併ナガラ斯ノ如キ侮辱的言辭

ヲ弄シマスト云フコトガ、意識アッテ致シ

マシタ場合デアッテモ、又無意味ニ發セラレ

マシタ場合ニ於キマシテモ、ソレニ依シテ受

クル部落ノ人ニノ苦痛ニ何等ノ相違ハナイ

ノデアリマス、一例ヲ申上ダマスルナラバ、

中國ノ或ル地方ニ於キマシテ、年僅ニ十三

歳ニナル所ノ少年ガ、何等ノ原因ナクシテ

鐵道線路ニ立チマシテ、汽車ノ來ルノヲ待ツ

テ、サウシテ僅カ十三歳ヲ一期ト致シマシ

テ、鐵路ノ露ト消エタト云フ事實ガアルノ

デアリマス、是ハ別ニ他ニ何等ノ原因ガアッ

タノデモナイ、唯其幼心ニ色トナ梅辱ヲ

受クル爲ニ、自分ガ張ク生キテ居シテモ、將

来吾々ハ決シテ幸福ニナレナイト云フコト

ノ爲ニ、其十三ノ少年ガ鐵道ニ觸レテ命ヲ

奪テタト云フ事實ガアルノデアリマス、是

等カラ考ヘテ見マシテモ、單ニ無意識ニ發

セラレル言葉デアッテモ、ソレガ生命ニマデ

アリマス（拍手）又形ノ上ノ差別ト云フモ

替ヘナケレバナラヌ程ノ苦痛ヲ與ヘルモノ

デアルト云フコトヲ考ヘマス時ニ、ソレハ

決シテ輕々シキモノデナイト私ハ考ヘルノ

アルノデアリマス、併ナガラ不幸ニシテ

私共ハ斯ノ如キ事實ガ全國到ル所ニ於テ、

今尙ホ存スルト云フコトヲ申上ダマスル

コトヲ甚ダ悲ム者デアリマス、一、二ノ

例ヲ申上ダマスルナラバ、中學校以上若ク

ハ專門學校ニ入學ヲ致シマス際ニ、學術試

驗ハ通過致シマシテモ、其身元ヲ調査致シ

カト云フコトノ爲ニ、入學ヲ取消サレタト云

フ例ガアルノデアリマス、又或ル地方ニ於

キマシテ、入營兵士ガ入營ヲ致シマス際ニ

ニ、在鄉軍人會ニ於キマシテ軍服ヲ給與致

シマス、其時ニ二部落ノ人ニ對シテハ

軍服ヲ貸シテヤツタニ拘ラズ、部落出身ノ

入營者ニ對シテハ軍服ヲ貸サナカッタト云

フ事實ガアルノデアリマス、其他軍隊ニ於

キマシテ、將校が部落出身ノ爲ニ、兵卒ガ

言フ事ヲ聽カナカッタ、或ハ警察官ニ於テ

或ル警部が部落ノ出身デアルト云フコトガ

分々タ爲ニ、其警察署ノ巡査が舉シテ之ヲ排

斥シタト云フ例モアルノデアリマス、其他

官廳ニ於キマシテモ、又會社商店ニ於キマ

シテモ、相當ノ地位ニ達シマシタノ人が、部

落出身デアルト云フコトガ分々タ爲ニ、其職

ヲ去ラケレバナラナクナツタト云フ例ハ、

決シテ少クナインデアリマス、徳川時代ニ

於キマシテハ、今日ヨリモ差別ハ更ニ甚シ

イモノガアリマシタケレドモ、其時代ニ於

キマシテハ、一方ニ於テ生活ノ安定ト云フ

モノガアッタノデアリマス、即チオル特殊

ノ仕事ト云フモノガ部落ノ獨占ニナッテ居

リマシタガ爲ニ、社會的ニハ非常ニ差別ヲ

受ケ、梅辱ハ蒙リマシタケレドモ、生活上

ニ於キマシテハ、今日ヨリモ差別ト云フ所ノ

アリマス、然ルニ近來資本主義ノ生產組織

ガ發達致シマシテ以來、例ヘバ皮ノ業デア

ルトカ、或ハ膠ノ業デアルトカ、從來部落

ノ人ニガ獨占シテ居シタ所ノ仕事ヲ、近代

アリマス、其結果國家社會ニ及ボシタル

本ノ力ニ依シテ大々的ニ之ヲ經營致シマス

ル爲ニ、部落ノ人ニハ從來持シテ居シタ所ノ

ソレ等ノ獨占事業ヲ、總テ奪ハレテシマッ

タト云フ事ニナツタノデアリマス、而シテ一

方ニ於テ物質的生活、物質上ノサウシタ獨

占事業ハ奪ハレテ、而シテ後ニ殘ルモノハ

何デアルカト申シマスルナラバ、ソレハ單

ナル因習的ナ差別、唯ソレノミガ後ニ殘シ

タト云フコトハ、實ニ悲惨ナ事デアルト思

フノデアリマス、斯ノ如キ部落問題が發生

致シマシテ、其結果國家社會ニ及ボシタル

所ノ影響ハ、果シテ如何ナルモノガアッタ

カト云フコトハ、私共ハ先づ考ヘて見ナケ

レバナラナインデアリマス、部落民ノ多數

問題中、勞働問題及小作問題ニ比ベテ、其重大サニ於テ必シモ劣ラナイ所ノ此部落問題ニ對シテ、願クハ十分ノ研究ヲサレ、サシテ此問題ヲ一日モ早ク解決サレンコトヲ望ンデ已マナイ者ニアリマス、私ハ政府ニ對シテ此問題解決ノ爲ニ、確乎タル所ノ國策ヲ確立シテ貴ヒタイ、サウシテ一日モ早ク此忌ハシキ問題ヲ、我ガ光輝アル所ノ日本ノ歴史カラ除去シタインシテ、確乎タル所ノマス、諸君ニ於ケレマシテモ、ドウゾ私ノ申上ダ所ニ御賛成ヲ戴キマシテ、政府ヲシテ此問題ニ對スル所ノ方策ヲ誤ラザルヤウ、御援助ヲ切ニ願フ次第ニアリマス。○議長(柏谷義三君)之ニ對シテハ賛成演説ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス、
荒川五郎君

○
〔荒川五郎君登壇〕
○
〔荒川五郎君
諸君、人道ノ最モ大切ナルコトハ平等ノ尊重ト云フコトデアリマス、民族ノ進歩モ、社會ノ幸福モ、將來國運ノ發展モ、此人道ノ尊重カラ出發シナケレバナラヌコトハ、今更私が申上ダルマデモナイノデアリマス、然ルニ封建階級ノ制度カラ、茲ニ謂レナキ差別的因襲ヲ馴致シテ參リマシタガ、幸ニ維新ノ改革ト共ニ一視同仁ノ大精神ヲ以テ、制度ノ上ニハ此陋習ヲ打破シタノデアリマス、然ルニ實際ニ於テハ昭和ノ今日ニ至リテ、尙ホ全國到ル所ニ此陋習ノ餘弊ヲ存シマス爲ニ、社會ノ平和ヲ害シ、人文ノ進歩ヲ妨ゲツ、アリマシテ我ガ社會ノ最モ深刻ニ且シ最モ残酷ナル狀態ヲ見ツ、アルコト、只今有馬君ノ一二例示セラレタガ如キコトガアリマスルコトハ、我ガ聖世ノ今日ニ於テ衷心遺憾ニ堪ヘナ衣次第ニアリマス、此問題ハ實ニ差別セラレル一部ノ人ノ問題デハアリマセヌ、民族總體各自個々ノ人々ノ問題トシテ、誰人モ決シテ傍観的態度ヲ執ルベキモノデハ斷ジテナイト信ジマスル、隨テ決シテ一時的姑息、糊塗ノ小仁ヲ行ウテ、漫然時日ヲ看過スル

コトヲ許サナイ問題デアリマスカラ、政府ハ深ク此問題ノ眞相實際ヲ明ニ致シテ、大々的ノ施設方法ヲ確立致シ、一日モ早ク我が帝國ノ社會カラ、此忌ムベキ陋習ヲ一掃シテ、民生全般ヲシテ、一視平等ノ幸福仁マス、諸君ニ於ケレマシテモ、ドウゾ私ノ申上ダ所ニ御賛成ヲ戴キマシテ、政府ヲシテ此問題ニ對スル所ノ方策ヲ誤ラザルヤウ、御援助ヲ切ニ願フ次第ニアリマス。○議長(柏谷義三君)之ニ對シテハ賛成演説ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス、
荒川五郎君

○
〔原惣兵衛君登壇〕
○
〔原惣兵衛君
本員ハ茲ニ部落問題國策確立ニ關スル建議案ニ贊成ノ意ヲ表スル爲ニ、此壇上ニ立ツノ光榮ヲ有スル次第ニアリマス、建議ノ理由ニ付キマシテハ、最早有馬議員ヨリ完膚ナキマデノ御説明ガアッタノデアリマスカラ、唯、滿腔ノ贊意ヲ表シテ足リルノデアリマスルガ、少シク一二ノ御希望ヲ申シテ、私ノ其贊成ノ意ヲ表シテ見タイト思フノデアリマス、先づ内政ニ於テ吾々此問題ハ一文化思想問題デアルトカ、一感情ノ問題デナクシテ、我ガ國內ニ於テ國民ノ前ニ横ハレル所ノ重大ナル現實ノ社會問題デアルノデアリマス、此問題ハ全ク吾々同ジ同胞デアリ、全ク同ジ血ノ流れテ居ルニ拘ラズ、單ナル所ノ因襲の一つノ慣習カラ來ル此差別ニ對シテハ、吾々明各個々ノ人々ノ問題トシテ、誰人モ決シテ傍観的態度ヲ執ルベキモノデハ斷ジテナイト信ジマスル、隨テ決シテ一時的姑息、糊塗ノ小仁ヲ行ウテ、漫然時日ヲ看過スル

コトヲ許サナイ問題デアリマスカラ、政府ハ深ク此問題ノ眞相實際ヲ明ニ致シテ、大々的ノ施設方法ヲ確立致シ、一日モ早ク我が帝國ノ社會カラ、此忌ムベキ陋習ヲ一掃シテ、民生全般ヲシテ、一視平等ノ幸福仁マス、諸君ニ於ケレマシテモ、ドウゾ私ノ申上ダ所ニ御賛成ヲ戴キマシテ、政府ヲシテ此問題ニ對スル所ノ方策ヲ誤ラザルヤウ、御援助ヲ切ニ願フ次第ニアリマス。○議長(柏谷義三君)之ニ對シテハ賛成演説ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス、
荒川五郎君

ヲ開キマス、質疑ヲ繼續致シマス、宮島幹之助君

第一 花柳病豫防法案(政府提出)

第一讀會(前會ノ續)

(宮崎幹之助登壇)

○宮島幹之助君 今回政府ヨリ御提出二十リマシタ花柳病豫防法案ニ付キマシテハ、前回吉良君カラ政府當局ニ御質問ガアリマシテ、大體其内容ヲ窺フコトガ出來タノデアリマス、花柳病ハ年ト共ニ益々蔓延致シマシテ、我が國民ノ衛生ハ勿論ノコト、經濟並ニ國防ニ影響致ス所ノ重大ナル問題デアリマス、故ニ吾々ハ一日も早ク花柳病豫防法案ノ出ルコトヲ待シテ居タ者デアリマスガ、幸ニ今回ニ議會ニ政府ハ提案致サレマシテ、吾々大ニ之ヲ喜ンダノデアリマス、併ナガラ其内容ヲ詳細ニ拜見スルニ及ビマシテ、先キノ喜ビハ一大失望ヲ吾々ニ感ゼシメタノデアリマス(拍手)故ニ私ハ此花柳病豫防法案ニ付テ懷クノ數項ノ疑點ヲ茲ニ開陳致シテ、政府當局ノ御答辯ヲ煩シタイト思フノデアリマス、第一、此法案ヲ全部通ジテ拜見致シマスルト、何處ニモ男女ノ區別ト云フヤウナコトハ舉ゲテアリマセメ、ケレドモ其内容ヨリ判断ヲ致シマスルト、是ハ吉良君ノ仰セニナツタ通り、女ナル者ニ限ツタ所ノ法案デアリマシテ、此點ハ如何ニ政府當局が強辯致サレテモ、動カスコトノ出來ナイ内容デアルト私ハ判断スル者デアリマス、然ルニ此花柳病ノ流行致シマスル狀態ヲ精細ニ觀察致シ、又外國ニ於ケル所ノ狀況ナドヲ調ヘテ見マスルト、常ニ病毒ヲ持ツテ居ル者ハ女ニ限ルトハ言ヘナインデアリマス、ノミナラズ之ヲ統計ニ取ツテ調べテ見マスルト、花柳病患者四分ノ三ハ男子デアリ、四分ノ一ガ女子デアル壯丁ノ検査成績カラ見マスルト、

合デ花柳病患者ガアルハデアリマス、故ニ本案例婦人ノミヲ對象ト致シテ設ケラレタルコトハ、如何ナル御考ニ基クモノデアルカ、此點ヲ伺ヒタイ、又消極的ニ病毒ヲ媒介スル所ノ者ニ、體刑マデ加ヘテ制裁ヲ致シナガラ、積極的ニ病毒ヲ蔓延セシムル所ノ男子ニ向ツテ何ノ制裁ヲ加ヘナイト云フコトハ、是ハ不公平千萬ナ法律ト見ルノ外ハナイト私ハ思フノデアリマス(拍手)諸君、立法ハ公平デナケレバナラヌ、公正デナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ此法案ハ、男女ノ別ニ因リ、或ハ職業ノ如何ニ因リ、或者ニハ法ガ行ハレナイト云フコトハ、如何ナル次第デアリマスカ、立法ノデアリマス、然ルニ此法案ハ、男女ノ別ニ因リ、或ハ職業ノ如何ニ因リ、或者ニハ法ガ行ハレ、或者ニハ法ガ行ハレナイト云フコトハ、如何ナル次第デアリマスカ、立法ノヨリ申シマシテ、此點ヲ御説明願ヒ

タノイデアリマス、第二ニ伺ヒタイコトハ、主トシテ本案ノ第二條、第五條ニ關スル事項デアリマス、此案デ見マスルト、賣淫ノ行爲ガアツタ場合、殊ニ病毒ヲ持ツテ居タノト云フコトガ分ツタナラバ、ソレハ罰セラレル、所ガ御承知ノ通り花柳病ナドハ普通ノ醫者デモ中々診斷ガムヅカシイモノデアリマシテ、或ル種類ノ疾病ニナリマスルト、其道ノ専門家ナケレバ立派ナ診斷ノ下セナイモノガ多イノデアリマス、然ルニ此賣淫ノ行爲ヲ致ス所ノ教育ノ無イ、又低能ナ婦人ニ於テ、果シテ是等ノ疾患ヲ自ラ判断シ得ルヤ否ヤ、是ハ常識カラ考ヘマシテモ極メテ困難ナ事デアリマシテ、私ハ第五條ニ於テ斯ルコトヲ規定サレタコトハ、一體ドウ云フ譯デアルカ、是ハ恐らく獨逸ナドニ於テ行ハレテ居ル所ノ條文ニナラ、テ作ラレタモノト私ハ想像スル、併ナガラ獨逸ニ於ケル花柳病豫防法中、此條項位困タモノハナイト間イテ居ルノデアリマス、

非常ニ困難ヲ感ジテ、今更如何トモスルコトガ出來ナイ、然ルニ我國デ新ニ立法セラレル場合ニ當ツテ、斯ル困難ナ條項ヲ如何ニシテ御採用ニナツタノデアルカ、此點ヲ伺ヒタイノデアリマス、更ニ御伺致シタ事ハ、本法案ノ第二條、第三條、第四條ニ亘ツテ拜見致シマスルト云フト、花柳

病豫防ノ爲ニ、政府ハ市又ハ公共團體ニ割合所ノ者ニ、體刑マデ加ヘテ制裁ヲ致シナガラ、積極的ニ病毒ヲ蔓延セシムル所ノ男子ニ向ツテ何ノ制裁ヲ加ヘナイト云フコトハ、是ハ不公平千萬ナ法律ト見ルノ外ハナイト私ハ思フノデアリマス(拍手)諸君、立法ハ公平デナケレバナラヌ、公正デナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ此法案ハ、男女ノ別ニ因リ、或ハ職業ノ如何ニ因リ、或者ニハ法ガ行ハレ、或者ニハ法ガ行ハレナイト云フコトハ、如何ナル次第デアリマスカ、此點ヲ御伺致シタイ、恐らく政府ハ唯賣淫タケニ重キヲ置カレテ、病毒ヲ不知不識他ニ媒介スル者ノアルコトヲ御承知ガナイノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、其第ヲ御伺致シタイ、恐らく政府ハ唯賣淫タケニ重キヲ置カレテ、病毒ヲ不知不識他ニ媒介スル者ノアルコトヲ御承知ガナイノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、其第ヲ御伺致シタイ、恐らく政府ハ唯賣淫タケニ重キヲ置カレテ、病毒ヲ不知不識他ニ媒介スル者ノアルコトヲ御承知ガナイノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、其第

孫ニ累ヲ及ボス所ノ、是等ノ知ラヌ間ニ病毒ヲ持ツテ居ル人達ニ對スル施設ト致シマシテハ、早期ニ之ヲ診断シ、妊娠シタ場合ニ各婦人ノミヲ對象ト致シテ設ケラレタルコトハ、如何ナル御考ニ基クモノデアルカ、此點ヲ伺ヒタイ、又消極的ニ病毒ヲ媒介スル所ノ者ニ、體刑マデ加ヘテ制裁ヲ致シナガラ、積極的ニ病毒ヲ蔓延セシムル所ノ男子ニ向ツテ何ノ制裁ヲ加ヘナイト云フコトハ、是ハ不公平千萬ナ法律ト見ルノ外ハナイト私ハ思フノデアリマス(拍手)諸君、立法ハ公平デナケレバナラヌ、公正デナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ此法案ハ、男女ノ別ニ因リ、或ハ職業ノ如何ニ因リ、或者ニハ法ガ行ハレナイト云フコトハ、如何ナル次第デアリマスカ、此點ヲ御伺致シタイ、恐らく政府ハ唯賣淫タケニ重キヲ置カレテ、病毒ヲ不知不識他ニ媒介スル者ノアルコトヲ御承知ガナイノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、其第ヲ御伺致シタイ、恐らく政府ハ唯賣淫タケニ重キヲ置カレテ、病毒ヲ不知不識他ニ媒介スル者ノアルコトヲ御承知ガナイノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、其第

孫ニ累ヲ及ボス所ノ、是等ノ知ラヌ間ニ病毒ヲ持ツテ居ル人達ニ對スル施設ト致シマシテハ、早期ニ之ヲ診断シ、妊娠シタ場合ニ各婦人ノミヲ對象ト致シテ設ケラレタルコトハ、如何ナル御考ニ基クモノデアルカ、此點ヲ伺ヒタイ、又消極的ニ病毒ヲ媒介スル所ノ者ニ、體刑マデ加ヘテ制裁ヲ致シナガラ、積極的ニ病毒ヲ蔓延セシムル所ノ男子ニ向ツテ何ノ制裁ヲ加ヘナイト云フコトハ、是ハ不公平千萬ナ法律ト見ルノ外ハナイト私ハ思フノデアリマス(拍手)諸君、立法ハ公平デナケレバナラヌ、公正デナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ此法案ハ、男女ノ別ニ因リ、或ハ職業ノ如何ニ因リ、或者ニハ法ガ行ハレナイト云フコトハ、如何ナル次第デアリマスカ、此點ヲ御伺致シタイ、恐らく政府ハ唯賣淫タケニ重キヲ置カレテ、病毒ヲ不知不識他ニ媒介スル者ノアルコトヲ御承知ガナイノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、其第

孫ニ累ヲ及ボス所ノ、是等ノ知ラヌ間ニ病毒

云フコトヲ、極メテ嚴重ニヤンテ居ル、然ルニ
政府ハ昨年賣藥稅ヲ廢止シテ、賣藥ノ濫出
ヲ促シテ居ル、之ニ對シテマダ何等ノ方法
ヲ講ジテ居ナイノデアリマス、昨年ノ稅整
委員會ニ於テ、當時ノ内務大臣若槻首相ハ
國民ニ向シテ賣藥ノ弊害ノ起ヲヌヤウニ相
當ノ施設ヲスルト云フコトヲ言明サレタニ
拘ラズ、今日マデ唯考へ放シニシテ拠ッ
テ置クト云フコトハ、ドウ云フ理由デアル
カ、私ハ其理由ヲ御聽キ致シタイノデアリ
マス、更ニ御聽致シタイコトハ澤山アリマ
スケレドモ、此所ニハ次官ト參與官ダケデ、
恐ラク吾輩ノ質問ニ對シテハ、答辯ニ第ス
ルコトガアルダラウト思ヒマス、ソレデア
ルカラ、委員會ニ讓テ、餘リ細カイ事ニ
ハ這入ラヌ積リデアリマスカラ御安心下サ
イ、更ニ轉ジテ文部當局ニ御尋致シタイ事
柄ガアルノデアリマス、第一ハ、何ノ國ニ
於テモ此花柳病ノ蔓延ハ、主トシテ性ニ關
スル教育ノ不完全ナルコトニ基クコトハ何
人モ認ムル所デアリマス、此性教育ト云フ
モノハ、我國ニ於テハ兎角或ル一種ノ間違
タ慎ミカラ致シテ、何等ノ方法ガ講ジテナ
イヤウニ私ハ觀察シテ居ルノデアリマスル
ガ、文部當局ハ性教育ト云フコトニ付テ、
如何ナル御考ヲ御持チニナツテ居ルカ、之
ヲ一つ伺ヒタイ、既ニ他ノ文明國ニ於テハ、
性教育ニ付テ色ニナ研究ヲ致シ、又相當ノ
施設ヲ致シテ居ルノデアリマス、之ニ對シ
テ我國ノ文部當局ハ如何ナル方法ヲ御講ジ
ニナツテ居ルノデアルカ、之ヲ第一ニ伺ヒ
タイ、第二ニハ現内閣ハ頻ニ社會政策ト稱
シテ、色々ノ方法ヲ御講ジニナル、此花柳
病法案ノ如キモノハ、又一つノ社會政策ノ
一端デアリマセウ、其他現在實行サレテ居
ル所ノ健康保險法、或ハ先年カラ實施サレ
テ居ル所ノ結核豫防法、或ハ「トラホーム」
豫防法、是等ノ法案ノ實行ニハ悉ク全國ニ
分布シテ居ル所ノ五万ノ開業醫ノ協力ヲ藉

ラナケレバ、決シテ實效ノ舉ガルモノデハ
ナイノデアル、然ルニ醫學八月ト共ニ進
ミ、日ト共ニ新シイ所ノ技術ヲ講習サ
セルト云フコトハ、最モ必要ナコトデアリ
マス、隨テ民間ニ居ル所ノ開業醫ニ對シ
テ、日進ノ醫學、新シイ所ノ技術ヲ講習サ
セルト云フコトハ、最モ必要ナコトデアリ
マス、今日政府ハ、何等カ此開業醫ヲ
向上發達セシムベキ、講習機關ヲ御設ケニ
ナツテ居ルカドウカ、若シ今日マデマダナイ
トスレバ、將來講習會ト云フヤウナコトヲ
御實行ニナル御意思ガアルカドウカ、此機
會ニ於テ私ハ伺テ置キタイト思フノデア
リマス、最後ニ私ハ再ビ内務當局者ニ向テ
御尋ヲ致スコトガアル、ソレハ何デアルカ、
即チ此法案ハ花柳病豫防法ト銘打ッテ出タ
ケレドモ、事實之ヲ內容ヨリ審査致シマス
レバ、淫賣行爲ノ取締法ニ過ギナイノデア
リマス、所謂羊頭狗肉ノ法案ノ世間デハ批
評ヲ致シテ居ルノデアリマス(拍手)現政府
ハ兎角衛生問題ニ對シテハ非常ニ考慮ヲス
ルコトハ御好キデアル、常ニ考慮々々ト
言テ居ラレル、考慮ノ好キナ現内閣ハ、斯
ル不完全ナル法律ヲ出スニ當ッテ、モウ一
年位之ヲ考慮スルノ意ナキヤ否ヤ、之ヲ
御聞キシタイノデアリマス(拍手)

(政府委員儀孫一君登壇)

○政府委員(儀孫一君) 宮島博士ノ御熱心
ナル御質問ノ御趣旨ヲ領聽致シマシタ、私
ヨリ一々各條ニ依テ御答ヲ致シタイト思
ヒマス、先づ第一ノ御質問ハ、此法案全體
ヲ通ジテ女性ヲ目標トシテ居ル、男性ヲ全
ク不問ニ置イテ居ルデハナイカ、斯ウ云フ
コトデアリマスガ、此點ニ付キマシテハ、
元日吉良君ノ御質問ニ對シテ御答シタト思
ヒマスルガ、宮島博士モ申サル、ガ如ク、
コトデアリマスカ、此點ニ付キマシテハ、
此法案中ノ何處ニモ、別ニ男女ノ區別ヲシ
テ居ルモノハナイノデアリマス、殊ニ第五
條ノ如キモノハ、申上ダマスルマデモナク
ナインデアル、然ルニ醫學八月ト共ニ進
ミ、日ト共ニ新シイ所ノ技術ヲ講習サ
セルト云フコトハ、最モ必要ナコトデアリ
マス、隨テ民間ニ居ル所ノ開業醫ニ對シ
テ、日進ノ醫學、新シイ所ノ技術ヲ講習サ
セルト云フコトハ、最モ必要ナコトデアリ
マス、今日政府ハ、何等カ此開業醫ヲ
向上發達セシムベキ、講習機關ヲ御設ケニ
ナツテ居ルカドウカ、若シ今日マデマダナイ
トスレバ、將來講習會ト云フヤウナコトヲ
御實行ニナル御意思ガアルカドウカ、此機
會ニ於テ私ハ伺テ置キタイト思フノデア
リマス、最後ニ私ハ再ビ内務當局者ニ向テ
御尋ヲ致スコトガアル、ソレハ何デアルカ、
即チ此法案ハ花柳病豫防法ト銘打ッテ出タ
ケレドモ、事實之ヲ內容ヨリ審査致シマス
レバ、淫賣行爲ノ取締法ニ過ギナイノデア
リマス、所謂羊頭狗肉ノ法案ノ世間デハ批
評ヲ致シテ居ルノデアリマス(拍手)現政府
ハ兎角衛生問題ニ對シテハ非常ニ考慮ヲス
ルコトハ御好キデアル、常ニ考慮々々ト
言テ居ラレル、考慮ノ好キナ現内閣ハ、斯
ル不完全ナル法律ヲ出スニ當ッテ、モウ一
年位之ヲ考慮スルノ意ナキヤ否ヤ、之ヲ
御聞キシタイノデアリマス(拍手)

○政府委員(儀孫一君) 宮島博士ノ御熱心
ナル御質問ノ御趣旨ヲ領聽致シマシタ、私
ヨリ一々各條ニ依テ御答ヲ致シタイト思
ヒマス、先づ第一ノ御質問ハ、此法案全體
ヲ通ジテ女性ヲ目標トシテ居ル、男性ヲ全
ク不問ニ置イテ居ルデハナイカ、斯ウ云フ
コトデアリマスガ、此點ニ付キマシテハ、
此法案中ノ何處ニモ、別ニ男女ノ區別ヲシ
テ居ルモノハナイノデアリマス、殊ニ第五
條ノ如キモノハ、申上ダマスルマデモナク
ナインデアル、然ルニ醫學八月ト共ニ進
ミ、日ト共ニ新シイ所ノ技術ヲ講習サ
セルト云フコトハ、最モ必要ナコトデアリ
マス、隨テ民間ニ居ル所ノ開業醫ニ對シ
テ、日進ノ醫學、新シイ所ノ技術ヲ講習サ
セルト云フコトハ、最モ必要ナコトデアリ
マス、今日政府ハ、何等カ此開業醫ヲ
向上發達セシムベキ、講習機關ヲ御設ケニ
ナツテ居ルカドウカ、若シ今日マデマダナイ
トスレバ、將來講習會ト云フヤウナコトヲ
御實行ニナル御意思ガアルカドウカ、此機
會ニ於テ私ハ伺テ置キタイト思フノデア
リマス、最後ニ私ハ再ビ内務當局者ニ向テ
御尋ヲ致スコトガアル、ソレハ何デアルカ、
即チ此法案ハ花柳病豫防法ト銘打ッテ出タ
ケレドモ、事實之ヲ內容ヨリ審査致シマス
レバ、淫賣行爲ノ取締法ニ過ギナイノデア
リマス、所謂羊頭狗肉ノ法案ノ世間デハ批
評ヲ致シテ居ルノデアリマス(拍手)現政府
ハ兎角衛生問題ニ對シテハ非常ニ考慮ヲス
ルコトハ御好キデアル、常ニ考慮々々ト
言テ居ラレル、考慮ノ好キナ現内閣ハ、斯
ル不完全ナル法律ヲ出スニ當ッテ、モウ一
年位之ヲ考慮スルノ意ナキヤ否ヤ、之ヲ
御聞キシタイノデアリマス(拍手)

○政府委員(儀孫一君) 宮島博士ノ御熱心
ナル御質問ノ御趣旨ヲ領聽致シマシタ、私
ヨリ一々各條ニ依テ御答ヲ致シタイト思
ヒマス、先づ第一ノ御質問ハ、此法案全體
ヲ通ジテ女性ヲ目標トシテ居ル、男性ヲ全
ク不問ニ置イテ居ルデハナイカ、斯ウ云フ
コトデアリマスガ、此點ニ付キマシテハ、
此法案中ノ何處ニモ、別ニ男女ノ區別ヲシ
テ居ルモノハナイノデアリマス、殊ニ第五
條ノ如キモノハ、申上ダマスルマデモナク
ナインデアル、然ルニ醫學八月ト共ニ進
ミ、日ト共ニ新シイ所ノ技術ヲ講習サ
セルト云フコトハ、最モ必要ナコトデアリ
マス、隨テ民間ニ居ル所ノ開業醫ニ對シ
テ、日進ノ醫學、新シイ所ノ技術ヲ講習サ
セルト云フコトハ、最モ必要ナコトデアリ
マス、今日政府ハ、何等カ此開業醫ヲ
向上發達セシムベキ、講習機關ヲ御設ケニ
ナツテ居ルカドウカ、若シ今日マデマダナイ
トスレバ、將來講習會ト云フヤウナコトヲ
御實行ニナル御意思ガアルカドウカ、此機
會ニ於テ私ハ伺テ置キタイト思フノデア
リマス、最後ニ私ハ再ビ内務當局者ニ向テ
御尋ヲ致スコトガアル、ソレハ何デアルカ、
即チ此法案ハ花柳病豫防法ト銘打ッテ出タ
ケレドモ、事實之ヲ內容ヨリ審査致シマス
レバ、淫賣行爲ノ取締法ニ過ギナイノデア
リマス、所謂羊頭狗肉ノ法案ノ世間デハ批
評ヲ致シテ居ルノデアリマス(拍手)現政府
ハ兎角衛生問題ニ對シテハ非常ニ考慮ヲス
ルコトハ御好キデアル、常ニ考慮々々ト
言テ居ラレル、考慮ノ好キナ現内閣ハ、斯
ル不完全ナル法律ヲ出スニ當ッテ、モウ一
年位之ヲ考慮スルノ意ナキヤ否ヤ、之ヲ
御聞キシタイノデアリマス(拍手)

定ハ傳染病ノ根治の方法ヲ意味スルモノニアリマセヌ、一時的デアフテモ病原ノ傳播ヲ防止スルニ付テノ相當ノ方法ガアルナラバヤリタク、即チ第五條ノ第二項ニ該當スルモノデアリマス、最後ニ此規定ハ甚ダ不十分ノヤウデアル、隨テ尙モウ一段ト考慮シタラハドウカト云フ御尋ニアリマスガ、是ハ宮嶋君モ能ク御承知ノ通り、現在此本案ノ意味スル所ノ其精神、其趣意ハ宮嶋君ノ仰セノ如ク極メテ必要デアル、當局ガ考ヘマスルカラ、諸君ニ於テ十分御審議ノ上協賛アランコトヲ重ネテ希望シテ置キマス、(拍手)

○議長(柏谷義三君) 田中政府委員
(政府委員田中善立君登壇)

○政府委員(田中善立君) 宮嶋君ノ第一ノ

御質問ハ性教育ニ關スル事柄ガアリマスガ、性問題ハ人生ニ大切ナル事柄デハアリマスルガ、併シ之ヲ教育上ニ實施スルニ付キマシテハ、餘程慎重ナル考慮ヲ要スルノデアリマス、西洋ニ於テ行^フテ居ルカラ、直ニ我國ニ於テモ之ヲ眞似ナケレバナラヌトハ即断ハ出來ヌノデアリマス、當局ニ於テハ篤ト考慮ヲ致シマス、第二ノ御質問ノ民間開業醫ニ對シ、花柳病豫防ニ關スル講習會ハ大切ナルコトデアルガ、從來文部省ニ於テ行^フテ居ラヌガ、將來ドウスルカトカタノデアリマスガ、是ハ從來ハ内務省ニ任シテ足レリト考ヘテ居^フタノデアリマスカラ、別段文部省ニ於テ考慮ヲ拂ハナリマシテ是モ考慮致ス考デアリマス(拍手)

○宮嶋幹之助君 只今内務次官ヨリ御答辯

ガアリマシタガ、花柳病ノ如キハ之ヲ徹底ニナサラズ、姑息ナル療治ヲ致スト云フ、所謂病原携帶者トナツテ常ニ病原ヲ蔓延セシムモノデアリマス、此點ノ御考達ヒガアルモノダカラ、何カ一寸デモ禁厭デモシテ置ケバ宣カラウト考ヘラレルケレドモ、是ハ大ナル誤リデアリマス(拍手)此點ヘル所デハ、即チ先づ第一著トシテハ不十分デアルカモ知ラスガ、少クトモ此程度ノ取締ハ最モ緊要デアル、斯ウ云云フコトヲ考ヘマスルカラ、諸君ニ於テ十分御審議ノ上協賛アランコトヲ重ネテ希望シテ置キマス、(拍手)

○議長(柏谷義三君) 山谷德次郎君
(山谷德次郎君登壇)

○山谷德次郎君 山谷德次郎君

○山谷德次郎君 私ハ只今付議サレテ居リマスル花柳病豫防法案ニ付キマシテ政府ニ二、三ノ質問ヲ致シタイト存ジマス、花柳病豫防法ハ既ニ我國ニ於キマシテハ多年ノ懸案デアリマシテ、色ニナル學術團體、又ハ其他ノ社會的團體カラ此制定ノ必要ヲ叫バレマシテ、本院ニ於キマシテモ既ニ先年議員ノ方カラシテ建議が出マシテ、此議會ヲ通過致シテ居リマスル、即チ此花柳病豫防法ナルモノハ、僅ニ一部分ノ賤業者ノ病ノデアリマス、デ私ハ此案ニ付キマシテ、大體的ニ二三ノ點ヲ擧グマシテ當局者ノ明快ナル御答辯ヲ求メタイト思ヒマス、第一ノ花柳病豫防ニ付キマシテ、如何ナル意見ヲ抱懷サレテ居ルカ、決シテ花柳病豫防ト云フモノハ、僅ニ一部分ノ賤業者ノ病ノ治療スルニ依テ目的ヲ達スルモノデハナインデアリマス、即チ國家ト致シマシテ此國民病ヲ豫防シ絶滅サセルノニハ、相當ナル所ノ設備モ要リマセウ、是ハ中々重大ノ豫防ト云フモノガ、公娼ト私娼トノ關係ニ於キマシテ、如何ナル利害關係ガアルカ、之ニ關シマシテ當局者ノ抱懷サレマシタ所ノ御意見ヲ拜聽シタインデアリマス、ソレカラ第三ニ、花柳病豫防ノ目的ヲ達シタルノニハ、此病ニ罹リマシタ澤山ノ貧民——治療、診察ヲ受ケル資ノ無イ所ノ貧民ノ病ヲ治療スルト云フコトガ最モ必要デアリマス、然ルニ此花柳病豫防法ニハ、ソレ等ノ事ニ付キマシテハ、何等ノ規定ガ無イノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ、何等ノ御考慮ニナックコトガアリマスルカ、或ハ如何ナル御意見ヲ御持ニナツテ居ルカ、又近クソレニ付キマシテ、何等カノ設備或ハ法律デモ御作リニナル御積リデアリマスルカ、其點ニ付テ伺ヒタイノデアリマス、又本案ノ各條ニ付キマシテハ、色ニ意見モ

ガアリマシタガ、花柳病ハ單リ賣春婦ノ占有物デハナイ、廣ク國民全般ニ亘^フテ居ルモノデアリマスルカラ、若シ此國民病ヲト、是ガ取締ラナケレバ何等モ、是ハ大ナル誤リデアリマス、今此法案ヲ出シテ花柳病ノ豫防ヲシヤウト云ウテモ、却テ花柳病ノ蔓延ヲ來スヤウナ虞ガアルノデアリマス、(拍手)私ハ尙少精細ニ更^フテ御質問ヲシタインデアリマスケレドモ、委員會ニ讓リマシテ是ダケデ止メテ置キマス(拍手)

○山谷德次郎君 私ハ只今付議サレテ居リマス、其他酌婦或ハ料理屋宿屋「カブエー」所ノ僅ノ社會ノ者ヲ取締ルト云フ、而モ是ニ對シマシテ治療ヲ與ヘルト云フニ過ぎ

此法案ヲ見マスルト、唯此賣淫ニ從事スル法ヲ設ケテ、徹底的ニ取締ラナケレバ何等モ效ヲ奏スルモノデハナイノデアリマス、今民ニ對シテ、總テ人階級ニ向^フテ是ガ取締

ルモノデアリマスルカラ、若シ此國民病ヲト、年々公娼即チ娼妓ノ數ハ減少シテ參

リマスルガ、密賣ノ業務ヲ窃ニ營ンデ居ルト、年々公娼即チ娼妓ノ數ハ減少シテ參

リマスルガ、密賣ノ業務ヲ窃ニ營ンデ居ルト、年々公娼即チ娼妓ノ數ハ減少シテ參

リマスルガ、密賣ノ業務ヲ窃ニ營ンデ居ルト、年々公娼即チ娼妓ノ數ハ減少シテ參

リマスルガ、密賣ノ業務ヲ窃ニ營ンデ居ルト、年々公娼即チ娼妓ノ數ハ減少シテ參

リマスルガ、密賣ノ業務ヲ窃ニ營ンデ居ルト、年々公娼即チ娼妓ノ數ハ減少シテ參

リマスルガ、密賣ノ業務ヲ窃ニ營ンデ居ルト、年々公娼即チ娼妓ノ數ハ減少シテ參

リマスルガ、密賣ノ業務ヲ窃ニ營ンデ居ルト、年々公娼即チ娼妓ノ數ハ減少シテ參

テノミ御尋ヲ致サウト思フノデアリマス、此點ハ前辯士並ニ前々辯士諸君カラ、質問ノアツタコトデハアリマスルケレドモ、蓋シ本法案ノ中心ヲ爲スモノデアリマスカラ、重複ヲ顧ミテ御尋ヲ致スノデアリマス、併府委員ハ本法案ハ業態上花柳病傳染ノ虞アル者ヲ取締ル、ソレハ男女何レトモ書イテナイカラ、女子デアツテ男男子デアツテモ、苟モ病毒感染ノ虞アル者ハ、恐ラハ、之ヲ取締ルト云フコトデアリマシタガ、業態上花柳病傳染ノ虞アル者ハ、恐ラク今日我國ニ於テハ、女子ノミデアルト思フノデアリマス、即チ本法案ハ憐レナル淫ヲ鬻グ所ノ或種ノ婦人ノミヲ取締ルモノナル、而シテ其相手方タル男子ニハ及ビマセヌ、彼等ガ斯ノ如キ業態ニ從事スル自動機ノ付キマシテハ、自ラノ不都合ナ事モアルデアリマセウ、併ナガラ家計上已ムヲ得ズ此ニ陥リ者ノ少クナイト云フコトヲ吾々ハ考ヘナケレバナラヌ、而シテ是等ノ者ハヨリ其病毒ヲ持テ居ルハアリマセヌ、彼等ニ其病毒ヲ與ヘタ者ハ何人デアリマスカ、申ス迄モナク男子デアル、此點ニ對シテハ、何等取締ノ法ヲ考ヘテ居ラレナイヤウデアリマス、而モ花柳病ハ今日ニ於キマシテハ殆ド貴賤貧富、社會ノ上下ニ蔓延致シテ居リマシテ、或種ノ道德家ノ論ズルガ如ク、決シテ不正ナル性交ノミニ依テ感染スルモノデハアリマセヌ、正當ナル性交ニ依テモ、亦同一ニ感染ノ機會ヲ持テ居ルノデアリマス、斯様子意味カラ致シマシテ、曩ニ内務省保健調査會ニ於キマシテハ、此花柳病豫防法ノ骨子トシテ、斯ウ云フ案ヲ制定致シタノデアリマス、即チ「花柳病患者傳染ノ虞アルコトヲ知リ性交ヲ爲シタル者ハ何箇月以下ノ禁錮又ハ何百圓以下ノ罰金ニ處ス、前項ノ罪ハ夫婦ノ間ニ於ケル者ヲ取締ル、ソレハ男女何レトモ書イテ

ル性交ノ場合ニ於テハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス」ソレカラ次ニ斯ウ云フコトヲ規定シテ居リマス「花柳病患者傳染ノ虞アルコトヲ知リ其事實ヲ相手方に告知セシシテ結婚シタルトキハ何箇月以下ノ禁錮又ハ何百圓以下ノ罰金ニ處ス、前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス」此問題ハ保健調査會ニ於テモ多年ノ研究デアリマシテ、如何ニシテモ是ダケノ事ヲシナイト云フト、花柳病ノ豫防撲滅ヲ徹底スルコトガ出來ナイト云フノデ、決定的ノ案デアツタ承知致スノデアリマス、然ルニ政府ハ是等ノ點ヲ全ク抛棄致シマシテ、唯憐レナル賣ラレ行ク女ノ群ノミヲ捉ヘテ、之ニ制裁ヲ科シ、而モ其制裁ハ警察犯處罰令ノ場合ニ於キマシテハ、窃ニ賣淫ヲ爲シタル者ハ、僅カニ三十日以下ノ制裁デアルニ拘ラズ、此法案ニ於テハ三箇月以下牢獄三投ヅルト云フ規定ヲ設ケテ居ル、而シテ彼等ニ病毒ヲ與ヘタル者、若ハ其他ノ場合ニ於キマシテ、病アルコトヲ相手方ニ告知セズシテ病毒ヲ傳ヘタ所ノ者ニ對シテ、何等ノ制裁ヲ設ケナイト云フコトハ、之ヲ一部ノ女權論者ノ言葉ヲ藉テ申シマスナラバ、全ク男子專制ノ立法デアルト申サナケレバナラスト思フノデアリマス、此點ニ付テ政府ハ如何ナル考ヲ持テシテ、此點ニ付シテハ、何レ委員會ニ讓りマス、明白ナシコトヲ希望致シマス(拍手)

○政府委員(依孫一君) 土屋君ノ只今ノ御尋ハ、最も重要ナル點デアリマス、唯、只今御詫ノ如ク、唯、特殊ノ業者ノミナラズ、或ハ夫婦間トカ又ハ其他ノ場合ニ於テ、總テノ場合ニ、病毒ノ傳播ノ虞アル者ニ對シテ、相當制裁ヲ加ヘテ、是ヶ防過フ圖ルコ

第一條 日本銀行券發行シタル左記種類ノ兌換銀行券ハ昭和十七年三月三十一日限り強制通用ノ效力ヲ失フモノトス但シ政府又ハ日本銀行ニ於テ受入ルル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

第二 明治二十一年十一月大藏省告示第百六十六號ノ分
第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

第三 明治三十二年三月大藏省告示第百七號ノ分
第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

第四 明治四十三年八月大藏省告示第百六十三號ノ分
第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

第五 大正五年十二月大藏省告示第百六十三號ノ分
第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

第六 大正四年四月大藏省告示第百四號ノ分
第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

第七 大正六年十一月大藏省告示第百七十六號ノ分
第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、兌換銀行券整理法案ノ第一讀會ヲ開キマス、片岡太藏大臣

第三 兌換銀行券整理法案(政府提出)

第一讀會

兌換銀行券整理法案

第一讀會

御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、兌換銀行券整理法案ノ第一讀會ヲ開キマス、片岡太藏大臣

- (政府委員依孫一君登壇)
ノ選舉
- 井本常作君 本案ハ竹原模一君外十六名提出未成年者飲酒禁止法中改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望マス
- (「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
- 第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第二 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第三 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第四 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第五 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第六 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第七 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

- (政府委員依孫一君) 土屋君ノ只今ノ御尋ハ、最も重要ナル點デアリマス、唯、只今御詫ノ如ク、唯、特殊ノ業者ノミナラズ、或ハ夫婦間トカ又ハ其他ノ場合ニ於テ、總テノ場合ニ、病毒ノ傳播ノ虞アル者ニ對シテ、相當制裁ヲ加ヘテ、是ヶ防過フ圖ルコ
- 第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第二 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第三 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第四 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第五 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第六 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第七 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

- (政府委員依孫一君) 土屋君ノ只今ノ御尋ハ、最も重要ナル點デアリマス、唯、只今御詫ノ如ク、唯、特殊ノ業者ノミナラズ、或ハ夫婦間トカ又ハ其他ノ場合ニ於テ、總テノ場合ニ、病毒ノ傳播ノ虞アル者ニ對シテ、相當制裁ヲ加ヘテ、是ヶ防過フ圖ルコ
- 第一 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第二 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第三 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第四 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第五 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第六 兌換銀行券整理法案
第一五圓券
- 第七 兌換銀行券整理法案
第一五圓券

十九號ノ分

二 明治二十四年十一月大藏省告示

第三十六號ノ分

三 明治三十三年十二月大藏省告示

第五十五號ノ分

四 大正六年八月大藏省告示第百三

十六號ノ分

第二條 日本銀行ハ昭和十七年三月三十

一日ニ於ケル前條ノ兌換銀行券ノ發行

高ヲ同年四月一日ニ於ケル兌換銀行券

發行高ヨリ除去シ且其ノ除去シタル發

行高ニ相當スル金額ヲ即日國庫ニ納付

スペシ

第三條 第一條ノ期限經過後政府ハ同條

ノ兌換銀行券ノ引換義務ヲ承継ス

前項ノ承継後ニ於ケル引換ハ日本銀行

本支店ニ於テ之ヲ取扱フ

第四條 第一條ノ規定ニ依リ日本銀行ノ

納付スル金額ノ滅失ノ爲前條ノ引換ノ

請求ナシト認ムル兌換銀行券ノ額ニ相

當スル金額ハ國債整理基金特別會計法

第二條ノ規定ニ依ル繰入ノ外之ヲ國債

償還ニ充ツル爲漸次一般會計ヨリ國債

整理基金特別會計ニ繰入レ其ノ殘餘ニ

相當スル金額ハ前條ノ規定ニ依ル引換

ノ準備金トシテ日本銀行ヲシテ之ヲ保

管セシムベシ

〔國務大臣片岡直溫君登壇〕

○國務大臣(片岡直溫君) 只今上程ニナリ

マシタ兌換銀行券整理事案三付キ御説明ヲ

申上ゲマス、日本銀行が兌換銀行券條例ニ

依ツテ初メテ兌換銀行券ヲ發行致シマシタ

ノハ、明治十八年五月デアリマスガ、爾來

既ニ四十有餘年ノ長年月ヲ經マシテ、其間

七種ノ多キニ上り、新券發行高ノ累計ハ五

十七億圓以上ニ達シテ居リマス、然ルニ此

兌換銀行券ノ中、彼ノ大正十二年關東地方ニ於ケル大震火災ノ如キ場合ハ勿論ノコト

デゴザイマスルガ、其外年々歲々全國各地ニ發生スル天災事故ニ依リ、又個人ガ亡失紛失シタル等ノ事由ニ依ツテ滅失致シマシタ兌換銀行券ハ、今其數額ヲ明カニスルユ

トハ出來マヌカ、蓋シ相當巨額ニ達シテ居ルコト、思フノデゴザイマス、而シテ現

在日本銀行が發表致シテ居リマスル同行ノ兌換銀行券發行高ノ中ニハ、是等ノ滅失ニ

歸シマシタ兌換銀行券ノ數額ヲ含ンデ居ルノデアリマス、隨テ日本銀行ノ發表シマスル兌換銀行券發行高ハ、其實際ノ流通額ト一致シテ居ナイ譯デアリマス、而シテ此不一致ハ年數ノ重ヌルニ連レテ、兌換銀行券ノ滅失ノ高ノ增加スルニ從ヒ、益々大トナ

ルノデアリマス、然ルニ兌換銀行券ノ流通額ハ、經濟界ノ實勢ヲ知ル上ニ於テ最モ重要ナル事項ノ一デアリマシテ、同時ニ一國ノ金融政策ヲ決定スル上ニ於テモ、大切ナル基礎數字デアリマスルガ故ニ、兌換銀行券ヲ整理シ、其發行高ノ數字ヲ兌換銀行券ノ實際ノ流通額ニ一致セシムルコトハ、最も緊要ノコトデアルト信ズルノデゴザイマス、加之滅失兌換銀行券ノ總額ヲ明白ニ之ノ準備金トシテ日本銀行ヲシテ之ヲ保

管セシムベシ

〔國務大臣片岡直溫君登壇〕

○國務大臣(片岡直溫君) 只今上程ニナリ

マシタ兌換銀行券整理事案三付キ御説明ヲ

申上ゲマス、日本銀行が兌換銀行券ノ整理ハ此際必要ナル施設ト考ヘラレルノデアリ

ノハ、明治十八年五月デアリマスガ、爾來

既ニ四十有餘年ノ長年月ヲ經マシテ、其間

七種ノ多キニ上り、新券發行高ノ累計ハ五

十七億圓以上ニ達シテ居リマス、然ルニ此

ヲ定メタ次第デアリマス、以上ノ整理ニ依

リマスル利得ハ、其性質上一般國民ノ損失

ニ於ケル天災事故ニ依ツテ滅失致シマシ

タ兌換銀行券ハ、今其數額ヲ明カニスルユ

トハ出來マヌカ、蓋シ相當巨額ニ達シテ

居ルコト、思フノデゴザイマス、而シテ現

在日本銀行が發表致シテ居リマスル同行ノ兌換銀行券發行高ノ中ニハ、是等ノ滅失ニ

歸シマシタ兌換銀行券ノ數額ヲ含ンデ居ルノデアリマス、隨テ日本銀行ノ發表シマスル兌換銀行券發行高ハ、其實際ノ流通額ト一致シテ居ナイ譯デアリマス、而シテ此不一致ハ年數ノ重ヌルニ連レテ、兌換銀行券ノ滅失ノ高ノ增加スルニ從ヒ、益々大トナ

ルノデアリマス、然ルニ兌換銀行券ノ流通額ハ、經濟界ノ實勢ヲ知ル上ニ於テモ、大切ナル基礎數字デアリマスルガ故ニ、兌換銀行券ヲ整理シ、其發行高ノ數字ヲ兌換銀行券ノ實際ノ流通額ニ一致セシムルコトハ、最も緊要ノコトデアルト信ズルノデゴザイマス、加之滅失兌換銀行券ノ總額ヲ明白ニ之ノ準備金トシテ日本銀行ヲシテ之ヲ保

管セシムベシ

〔星島二郎君登壇〕

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シテ質

疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許可致シマス、星島二郎君

ノ現狀ヨリ見マシテモ、兌換銀行券ノ整理ハ此際必要ナル施設ト考ヘラレルノデアリ

マス、但シ政府ハ以上ノ整理ヲ爲スニ方リ

マシテ、一舉ニシテ之ヲ斷行スルコトハ印

刷局ノ兌換銀行券製造能力其他ニ鑑ミ、實

上困難ナル關係ガアリマスノデ、政府ハ

マシテ、コトガアルノデアリマス、又先般震災手

形處理法案がマシタトキニモ、私ハ此紙

ノ提出致シマシタ際ニモ、嘗テ此問題ニ觸

レタコトガアルノデアリマス、ソコデ此前ニモ銀貨ノ改鑄

益金ハ社會事業ニ使フト云フノデ、是ハ私

ガアッタ場合ニハ、此途ハ多少社會政策

的ノ考ヲ持タケレバナラヌト私ハ考ヘル

ノデアリマス、ソコデ此前ニモ銀貨ノ改鑄

益金ハ社會事業ニ使フト云フノデ、是ハ私

ノ淘ニ喜ンデ居タ、アレダケノ金ガアリ

マスレバ、可ナリ社會事業が出來ル、或ハ

公益質庫法案が通過シマシテ質屋ヲ造ルニ

致シマシテモ、相當ノ金ヲ融通スルコトガ

出來ル、私ハ勿論其數ガ非常ニ上リマスレ

バ、ソレヲ國債ノ償還資金ニ充テルト云フ

シタ其事ニ付キマシテハ私ハ非常十質意ヲ

表スルモノニアリマス、但シ私ガ甚ダ遺憾トシマスル點ハ、曩ニ加藤友三郎内閣ノ時

ノ案ニ於キマシテハ、是ハドウモ所謂偶然シタ、而シテ此國庫ニ歸屬シマシタ利得ハ

之ヲ國債整理基金特別會計法ニ依ル法定線入額ノ外、同會計ニ之ヲ繰入レ、國債ノ償

還ニ充テルヤウ法律ヲ以テ定メテ置クコトガ最モ適當デアルト考ヘマス、右繰入ニ依

リ償還スル國債ハ主トシテ震災手形整理ノ

還ニ充テル國債ト爲ス方針デアリマス、シタ、而シテ此國庫ニ歸屬シマシタ一圓

終リニ日本銀行ノ從來發行致シマシタ一圓

兌換銀行券ニ付テハ、從來種々ノ議論ガア

リマスノデ、之ガ整理ニ付テハ慎重ニ考慮

ヲ要スルモノガアリマス、而シテ此問題ハ

兌換銀行條例ノ改正問題ト併セテ、金融制

リマスノデ、之ガ整理ニ付テハ、其際之

ガ方策ヲ講ズルコトヲ適當デアルト考ヘマ

ナツテ居リマス、隨テ一圓兌換銀行券ノ滅失ニ

失ニ至シタルモノ、整理ニ付テモ、其際之

ガ方策ヲ講ズルコトヲ適當デアルト考ヘマ

シテ、本案ヨリハ之ヲ除外致シタル次第ア

リマス、尙ホ本法案ハ兌換銀行券整理ニ關

シ、曩ニ金融制度調査會ニ於テ調査決定ヲ

致シマシタ趣旨ニ基キ、立案ヲ致シタルモノ

デアルコトヲ附言致シテ置キマス、何卒御審議ノ上速ニ御協贊アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シテ質

疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許可致シマス、星島二郎君

ノ現狀ヨリ見マシテモ、兌換銀行券ノ整理

ハ此際必要ナル施設ト考ヘラレルノデアリ

マス、但シ政府ハ以上ノ整理ヲ爲スニ方リ

マシテ、一舉ニシテ之ヲ断行スルコトハ印

刷局ノ兌換銀行券製造能力其他ニ鑑ミ、實

上困難ナル關係ガアリマスノデ、政府ハ

マシテ、コトガアルノデアリマス、ソコデ此前ニモ銀貨ノ改鑄

益金ハ社會事業ニ使フト云フノデ、是ハ私

ノ淘ニ喜ンデ居タ、アレダケノ金ガアリ

マスレバ、可ナリ社會事業が出來ル、或ハ

公益質庫法案が通過シマシテ質屋ヲ造ルニ

致シマシテモ、相當ノ金ヲ融通スルコトガ

出來ル、私ハ勿論其數ガ非常ニ上リマスレ

コトモ洩ニ結構デ、先般モ其事ニ一寸言ヲ觸レタノデアリマスガ、大部分ハ是ハ一つ庶民階級ノ爲ニ使フヤウナ風ニ、初カラ法律ヲ作ツテ置カシケレバナラスト唱ヘタ、今此處デ十五年先ノ事ヲ決メルノニ、其使用マデ此處デ決メテ、是ハ借金ノ返シニ充テルト云フコトハ、餘リ是ハ考ヘ過ギテハ居ナイカ、丁度十五年立チマスレバ、震災手形ノ法案モ向フ十年デ以テ公債ノ償還期ガ來ルノデアリマスカラ、片岡大藏大臣ノ頭ニハ、此震災手形ガ結局ハ取レナイカラ、斯ウ云フモノヲ向ケタラ宜イト云フヤウナ御考ガアルノカモ知レマセヌガ、ソレハ私ハ少シ吝チ臭イト思フ、兔ニ角無クナッタ金ナルシ、焼ケタ金デアルカラ、之ヲ庶民階級、殊ニ貧民階級ノ爲ニ使フ、マア一家ノ私共ノ經濟ニシマシシテモ、矢張サウ云フ氣ガ起ルノハ當然ノ話デアリマス、ソコデ私ハ此法案ハ十五年先ノ使途マデモ考ヘナイデ、兎モ角モ整理シテ見ル、斯ウ云フコトダケニシテ一ツ決メタラドウデアルカ、殊ニ私ガ御尋シタイノハ、小額紙幣ハ既ニ殆ド整理サレマシテ、モウ殆ド日本銀行ニ換ヘニ來ル人ハナイダラウト私ハ想像致シテ居リマス、アレモ能ク數字ハ覺エマセヌカ、少クトモ一千萬圓、一千四百萬圓以上ニ上ヅテ居ルヤウニ思フノデアリマス、是ハ何時頃小額紙幣ノ方ハ決定ナサレテ、アノ使途ハ矢張國債ノ償還ニ充テラレルノデアルカ、イッソノコトアノ金ダケデモ早く整理サレマシテ、之ヲ社會事業ニ使ツテ貰ヒタイト思フノデアリマスガ、政府ニ於小額紙幣ハ總發行高四億圓程度ノモノデ、一千萬圓以上僅十間ニ出來ルトシマスレバ、此五十四億ノ大キナ數字ガ長年ニ於テ使ハレマシテ、私ハ屹度相當——若シ小額

紙幣ノ四億圓ニシテ一千萬圓トナリマスレバ、屹度一億圓以上ハアルダラウト私ハ睨ンデ居ル、ソコデ吾々ノ氣持デハ、少シデモ早ク數字ヲ見テ、一ソ良イ社會事業ヲヤツテ見タイト云フ希望ガ切デアリマスガ、十五年ハ餘リ長過ギハシナイカ、ソコデ十箇年位デ一ツ之ヲ繕切付ケマシテ、早クツツ良イ社會事業ヲ行ウテ見タイト云フヤウニ思フノデアリマスガ、十箇年デハ出來マセヌモノデセウカ、斯ウ云フ點ニ付キマシテ御尋シテ見タイト思フ、殊ニ其使途ヲ今カラ決メテ、サウシテソレヲ國債償還ニ充テルト云フノハ、震災手形ガ實際取レナイカラ、之ヲ充テルト云フヤウナ御意思デモアルノデセウカ、サウ云フ點ニ付キマシテ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス。

（國務大臣片岡直溫君）只今ノ御尋ニ御答致シマス、第一ニ此滅失紙幣ニ對スル部分ヲ、社會事業ノ資ニ充ツル方ガ宜イト云フ御趣旨ノ下ニ、今直ニ其使途ヲ決メテ置カヌデモ宜イデハナイカ、之ヲ決メルノバ震災手形ガ取レヌコトニナルノデアラウト思フカラシテ、ソレデ茲ニ決メルノデナイヤ、斯ウ云フ御質疑ト存ジマス、其内此滅失ヲ致シタ部分ハ、主ニ庶民階級ニ屬スルモノデアル、斯ウ御斷定ノヤウデアリマスガ、是ハ庶民階級ノモノモゴザイマセウ、又大ニ金ヲ纏メテ居シテ焼ケタト云フガ如キモノモゴザイマセウ、一概ニ庶民階級ノモノナリト云フ斷定ハ付カヌト存ジマス、ソレト同時ニ大資本家ノモノデアルトモ断定ハ付カヌト存ジマス、キモノモゴザイマセウ、一概ニ庶民階級ノモノナリト云フ御質疑ト存ジマス、

善イトカ、惡イトカト云フコトハ、是ハ人人ノ御意見ト見テ宜イコトデアリマス、必ニナイト云フ所ヨリシテ、金融制度調査會五年ハ餘リ長過ギハシナイカト云フ御尋ニ對シマシテ、ニ思フノデアリマスガ、十箇年デナイト云フ所ヨリシテ、金融制度調査會モ早ク數字ヲ見テ、一ソ良イ社會事業ヲヤツテ見タイト云フ希望ガ切デアリマスガ、十五年ハ餘リ長過ギハシナイカ、ソコデ十箇年位デ一ツ之ヲ繕切付ケマシテ、早クツツ良イ社會事業ヲ行ウテ見タイト云フヤウニ思フノデアリマスガ、十箇年デハ出來マセヌモノデセウカ、斯ウ云フ點ニ付キマシテ御尋シテ見タイト思フ、殊ニ其使途ヲ今カラ決メテ、サウシテソレヲ國債償還ニ充テルト云フノハ、震災手形ガ實際取レナイカラ、之ヲ充テルト云フヤウナ御意思デモアルノデセウカ、サウ云フ點ニ付キマシテ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス。

（國務大臣片岡直溫君）只今ノ御尋ニ御答致シマス、第一ニ此滅失紙幣ニ對スル部分ヲ、社會事業ノ資ニ充ツル方ガ宜イト云フ御趣旨ノ下ニ、今直ニ其使途ヲ決メテ置カヌデモ宜イデハナイカ、之ヲ決メルノバ震災手形ガ取レヌコトニナルノデアラウト思フカラシテ、ソレデ茲ニ決メルノデナイヤ、斯ウ云フ御質疑ト存ジマス、其内此滅失ヲ致シタ部分ハ、主ニ庶民階級ニ屬スルモノデアル、斯ウ御斷定ノヤウデアリマスガ、是ハ庶民階級ノモノモゴザイマセウ、又大ニ金ヲ纏メテ居シテ焼ケタト云フガ如キモノモゴザイマセウ、一概ニ庶民階級ノモノナリト云フ斷定ハ付カヌト存ジマス、ソレト同時ニ大資本家ノモノデアルトモ断定ハ付カヌト存ジマス、キモノモゴザイマセウ、一概ニ庶民階級ノモノナリト云フ御質疑ト存ジマス、

善イトカ、惡イトカト云フコトハ、是ハ人人ノ御意見ト見テ宜イコトデアリマス、必ニナイト云フ所ヨリシテ、金融制度調査會五年ハ餘リ長過ギハシナイカト云フ御尋ニ對シマシテ、ニ思フノデアリマスガ、十箇年デナイト云フ所ヨリシテ、金融制度調査會モ早ク數字ヲ見テ、一ソ良イ社會事業ヲヤツテ見タイト云フ希望ガ切デアリマスガ、十五年ハ餘リ長過ギハシナイカ、ソコデ十箇年位デ一ツ之ヲ繕切付ケマシテ、早クツツ良イ社會事業ヲ行ウテ見タイト云フヤウニ思フノデアリマスガ、十箇年デハ出來マセヌモノデセウカ、斯ウ云フ點ニ付キマシテ御尋シテ見タイト思フ、殊ニ其使途ヲ今カラ決メテ、サウシテソレヲ國債償還ニ充テルト云フノハ、震災手形ガ實際取レナイカラ、之ヲ充テルト云フヤウナ御意思デモアルノデセウカ、サウ云フ點ニ付キマシテ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス。

（國務大臣片岡直溫君）只今ノ御尋ニ御答致シマス、第一ニ此滅失紙幣ニ對スル部分ヲ、社會事業ノ資ニ充ツル方ガ宜イト云フ御趣旨ノ下ニ、今直ニ其使途ヲ決メテ置カヌデモ宜イデハナイカ、之ヲ決メルノバ震災手形ガ取レヌコトニナルノデアラウト思フカラシテ、ソレデ茲ニ決メルノデナイヤ、斯ウ云フ御質疑ト存ジマス、其内此滅失ヲ致シタ部分ハ、主ニ庶民階級ニ屬スルモノデアル、斯ウ御断定ノヤウデアリマスガ、是ハ庶民階級ノモノモゴザイマセウ、又大ニ金ヲ纏メテ居シテ焼ケタト云フガ如キモノモゴザイマセウ、一概ニ庶民階級ノモノナリト云フ断定ハ付カヌト存ジマス、ソレト同時ニ大資本家ノモノデアルトモ断定ハ付カヌト存ジマス、キモノモゴザイマセウ、一概ニ庶民階級ノモノナリト云フ御質疑ト存ジマス、

善イトカ、惡イトカト云フコトハ、是ハ人人ノ御意見ト見テ宜イコトデアリマス、必ニナイト云フ所ヨリシテ、金融制度調査會五年ハ餘リ長過ギハシナイカト云フ御尋ニ對シマシテ、ニ思フノデアリマスガ、十箇年デナイト云フ所ヨリシテ、金融制度調査會モ早ク數字ヲ見テ、一ソ良イ社會事業ヲヤツテ見タイト云フ希望ガ切デアリマスガ、十五年ハ餘リ長過ギハシナイカ、ソコデ十箇年位デ一ツ之ヲ繕切付ケマシテ、早クツツ良イ社會事業ヲ行ウテ見タイト云フヤウニ思フノデアリマスガ、十箇年デハ出來マセヌモノデセウカ、斯ウ云フ點ニ付キマシテ御尋シテ見タイト思フ、殊ニ其使途ヲ今カラ決メテ、サウシテソレヲ國債償還ニ充テルト云フノハ、震災手形ガ實際取レナイカラ、之ヲ充テルト云フヤウナ御意思デモアルノデセウカ、サウ云フ點ニ付キマシテ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス。

（國務大臣片岡直溫君）只今ノ御尋ニ御答致シマス、第一ニ此滅失紙幣ニ對スル部分ヲ、社會事業ノ資ニ充ツル方ガ宜イト云フ御趣旨ノ下ニ、今直ニ其使途ヲ決メテ置カヌデモ宜イデハナイカ、之ヲ決メルノバ震災手形ガ取レヌコトニナルノデアラウト思フカラシテ、ソレデ茲ニ決メルノデナイヤ、斯ウ云フ御質疑ト存ジマス、其内此滅失ヲ致シタ部分ハ、主ニ庶民階級ニ屬スルモノデアル、斯ウ御断定ノヤウデアリマスガ、是ハ庶民階級ノモノモゴザイマセウ、又大ニ金ヲ纏メテ居シテ焼ケタト云フガ如キモノモゴザイマセウ、一概ニ庶民階級ノモノナリト云フ断定ハ付カヌト存ジマス、ソレト同時ニ大資本家ノモノデアルトモ断定ハ付カヌト存ジマス、キモノモゴザイマセウ、一概ニ庶民階級ノモノナリト云フ御質疑ト存ジマス、

思フノデアリマス

〔國務大臣片岡直溫君登壇〕

○國務大臣(片岡直溫君) 小額紙幣ノ問題

ニ對シテ御答ヲ落シマシタ、今残テ居リマスルモノガ千四百二十万圓バカリアリマス、是ハ補助貨幣ト引換ヘテ進メテ居ルノ

デアリマシテ、是ガ通用ヲ禁止シテ居ル譯ナインデアリマスカラ、今此引換フベキモノヲ他ノ事業ニ使フカト云フガ如キコトヲ、此際極メル譯ニハ參ルマイト思ヒマス、ソレカラ今一ツノ御尋ノ公債、公債ハ

或ハ焼ケタモノモゴザイマセウ、併ナカラ是ハ別ニ政府ガ得ヲスルコトモ損ヲスルユモナイ、利拂が減ルト云フダケデ、利ヲ得モナケレバ損モナイ譯アリマス

〔利ヲ拂ハナケレバ得ナナイカト

呼フ者アリ〕

〔増田義一君登壇〕

○増田義一君 本案ニ付キマシテ私ハ三ツノ質問ヲ致シタノデアリマス、其中ノ一ツハ只今星島君ヨリ御質問ニナシタガ、ソレニ對スル大藏大臣ノ答辯ヲ聞キマスルト、金融制度調査會ノ意見ヲ聞イテ、兌換券ノ引換期限ガ十五年デ丁度宜イト思フト云フダケノ御答アリマス、私ハ星島君同様ニ付テ大藏大臣ハ、最近進歩シタル紙幣此兌換券ノ引換期限、所謂通用期限ヲ前途十五年トスルハ長クハナイカト思フ、ソレニ付テ大藏大臣ハ、最近進歩シタル紙幣制度調査會委員ガ其知識ガ乏シカラウト思フノデアリマス、最新ノ機械ヲ輸入シテ、近來機械ト技術ノ進歩ニ對シ、恐クハ金融

最新ノ技術ヲ以テ紙幣ヲ印刷スレバ、以前印刷機械ニ關スル調査ガアツタノデアルカ、近來機械ト技術ノ進歩ニ對シ、恐クハ金融制度調査會委員ガ其知識ガ乏シカラウト思フノデアリマス、最新ノ機械ヲ輸入シテ、現ニ發行シテ居ル、又臺灣銀行ハ五

ヨリハ餘程早く印刷出來ルノデアリマス、故ニ私ハはモト早クスルコトニ付テノ

十分十調査研究ヲ遂ゲラレタノデアルカ

大臣ハ滅失兌換券ハサウ多額デハナイト言

ハレルケレドモ、誰ガ考ヘテモ五千万圓ヤ

六千万圓以上ノ兌換券ハ滅失シテ居ルト思フ、何分十七億圓モ發行シテ居ル兌換券ガ通用シテ居ルノハ十三四億圓デアリマスカラ、其差引イタ餘分ノ紙幣中ニ祕藏サ

レテ居ルノモアリマセウケレドモ、焼ケタリ無タナフテ居ルモノモ相當アルト云フコトハ、常識判斷デ出來ルノデアル、其滅失

シタモノハ國家ノ所得ニナルノデアリマス

ス、而モ其金額ヲ以テ公債償還ニ充シルト

云フノデアルカラ、一年早ケレバ一年早イ

ダケ國家モ國民モ利益スルノデアリマス、

故ニ私ハ前述十年、長クテ十二年ニ短縮シ

タイト思フ、今日ノ進ンダ機械ト技術ト、

且ツ宣傳ガ十分行渡ル時代ニ於テ、出來ル

ダケ期限ヲ短縮シタイ、ソレニ對シ、大藏

大臣ノ確カナ御意見ヲ承リタイ、ソレカラ

第二ニ、新兌換券ハ何日頃カラ發行シテ、

世上ニ流通セシムル見込ナリヤ、之ガ早ケ

レバ早イ程便利デアリ、亦引換モ早クナル

ノデアリマス、第三點ハ、兌換券統一ノ意

思ガアルカナイカト云フコトデアリマス、

丁度兌換券整理ノ良イ機會デアリマスカ

ラ、日本國內ニ目下流通シテ居ル三種ノ兌

換券ヲ整理統一スル事ガ得策デハナイカ、

即チ日本銀行發行ノ兌換券ノ外、朝鮮銀行

ハ一億圓マデ銀行券トシテ發行スル權利ヲ

有フテ、現ニ發行シテ居ル、又臺灣銀行ハ五

千萬圓マデ銀行券ヲ發行スル權利ヲ有シ

テ、現ニ發行シテ居ル、日本國民ニ三種ノ

兌換券ガ流通シテ居ルト云フコトハ、國家

ノ體面カラ言テモ、又經濟上ノ點カラ考

ヘテモ、褒ムベキ事デハナイ、是ハ過去ニ

於テ一時ノ便宜法カラ出タモノデアル、朝

鮮ニ或ハ内亂ガ起キヤシナイカ、臺灣ノ領

土ニ不穏ナ事ガ勃發セヌカ、サウ云フ場合

ニ朝鮮及臺灣兩銀行ニ兌換券發行ノ權利ヲ

與ヘテ置クコトガ便利デアルト云フヤウ

ナ、一時ノ便宜法カラ出來タコトデアル、

斯カク、寧ロ日本銀行兌換券ニ統一シタ方

所ガ今日デハ左様ナ心配ハナイノデアリマ

スカラ、其差引イタ餘分ノ紙幣中ニ祕藏サ

レテ居ルノモアリマセウケレドモ、燒ケタ

リ無タナフテ居ルモノモ相當アルト云フコ

トハ、常識判斷デ出來ルノデアル、其滅失

シタモノハ國家ノ所得ニナルノデアリマス

ス、而モ其金額ヲ以テ公債償還ニ充シルト

云フノデアルカラ、一年早ケレバ一年早イ

ダケ國家モ國民モ利益スルノデアリマス、

故ニ私ハ前述十年、長クテ十二年ニ短縮シ

タイト思フ、今日ノ進ンダ機械ト技術ト、

且ツ宣傳ガ十分行渡ル時代ニ於テ、出來ル

ダケ期限ヲ短縮シタイ、ソレニ對シ、大藏

大臣ノ確カナ御意見ヲ承リタイ、ソレカラ

第二ニ、新兌換券ハ何日頃カラ發行シテ、

世上ニ流通セシムル見込ナリヤ、之ガ早ケ

レバ早イ程便利デアリ、亦引換モ早クナル

ノデアリマス、第三點ハ、兌換券統一ノ意

思ガアルカナイカト云フコトデアリマス、

丁度兌換券整理ノ良イ機會デアリマスカ

ラ、日本國內ニ目下流通シテ居ル三種ノ兌

換券ヲ整理統一スル事ガ得策デハナイカ、

即チ日本銀行發行ノ兌換券ノ外、朝鮮銀行

ハ一億圓マデ銀行券トシテ發行スル權利ヲ

有フテ、現ニ發行シテ居ル、又臺灣銀行ハ五

千萬圓マデ銀行券ヲ發行スル權利ヲ有シ

アルノデアリマス、故ニ私ハ此際兌換券ノ

整理ヲ機會トシテ、朝鮮、臺灣、兩銀行ノ

銀行券ヲ日本銀行兌換券ニ統一スルノ御意

思ハナイカ、以上三點ヲ質問致シマス(拍手)

○國務大臣片岡直溫君登壇)

第一ノ増田君ノ

御質問ハ、今技術ハ進歩シテ居ルノデ、

此兌換券ヲ持ヘル期日ニ至テモ、モット早

ク出來ル、金融制度ノ調査委員會ハ恐ラク、

其技術ノ進歩ヲ知ラナイデアラウ、斯ウ

云フ御趣旨ノ下ニ調査ヲシテ見タカドウカ

ト云フ御尋ガアッタ存ジマス、是ハ印刷

局、日本銀行、大藏省關係ノアリマスル所

ニ於テ、調査ヲ致シタ結果デアリマス、中

中サウ容易ク出來ナイサウデアリマス、五

年ハドウシテモ掛ルト云フコトデアリマス、

五年掛シテ後五年ニ間ニ印刷ヲスルト云フ

コトハ、少々印刷ノ間ガ氣長過ギル嫌ハア

ルト春ジマス、併ナガラ大事ヲ履シテ五年

ニ土臺ヲ排ヘテ、次ノ五年ニ印刷シ、印刷

ノ出來ル部分カラ通用ヲセシメタイ、サウ

シテ後ニ五年ノ餘裕ヲ置イテ、完全ナラシ

メヤウド云フ、此趣旨ニ外ナラヌノデアリ

マス、其次ノ御質問ハ何時發行スルカ、兌

換券ハ何時カラ通用スルヤウニスルカ、斯

ウ云フコトデアリマスルケレドモ、是ハ實

ニトコトハ、金融調節上極メテ必要デアルシ、

ノミヲ標準ニシテ居ルガ、何ゾ圖ラン朝

鮮ニハ朝鮮銀行ガ發行シタ兌換券ガアリ、

臺灣ニハ臺灣銀行ノ發行シタ兌換券ガア

ル、此總額ヲ合セテ始メテ兌換券流通

ノ總額ガ分ルノデアル、兌換券統一ト云フ

コトハ、金融調節上極メテ必要デアルシ、

ノミヲ標準ニシテ居ルガ、何ゾ圖ラン朝

鮮ニハ朝鮮銀行ノ發行シタ兌換券ガアリ、

此兩銀行ノ既得權ヲ取上ゲル時ニハ、相當

ト思フガ、其點ニ付テ大藏大臣ハ研究サレ

タカ、又統一サレル意思アリヤ否ヤ、尤モ

アリマセウ、サウ云フコトハ幾ラモ遣方ガ

アルノデアリマス、故ニ私ハ此際兌換券ノ

整理ヲ機會トシテ、朝鮮、臺灣、兩銀行ノ

銀行券ヲ日本銀行兌換券ニ統一スルノ御意

銀行急躁亦ダケハ、法律ノ定ムル所ニ依テ行ケマスルガ、韓鮮、臺灣、總テヲ統一スルト云フコトハ、此際ニハナトムヅカシイトイ思フ、私ハ今朝鮮臺灣等ニ於ケル物マデモ統一スルト云フ考ヲ持テ居リマセヌ（拍手）

○増田義一君 簡單デスカラ此席カラ發言ヲ御説テ願ヒマス——只今御答ノ最初ノ部分ハ感達ヒデハアリマスマイカ、準備ニ五年掛テ、印刷ニ五年掛ル、十年經テ後ノ五年デ通用セシメルトハ少シク意外デアル、準備ニ五年ト云フノハ何ヲ意味スルノカ、意匠ト製版トニ五年ヲ要スルノデアリマスカ（意匠ト製版ガ出來テシマヘバ、印刷機械ニソレヲ掛ケルノハ何デモナイ、ダカラ五年間ニ意匠製版カラ印刷マデ出來上ルト云ヘバ、ソレハ間エマスケレドモ、單ニ準備ニ五年掛リ、印刷ニ五年掛リ、十年ノ歲月ガ掛ルト云フコトハ、何カ御聞達ハナイント思ヒマス

〔國務大臣片岡直溫君登壇〕

○國務大臣（片岡直溫君） 増田君ノ御尋ノ通りニ早ク是ガ出來スコトハ、寃ニ殘念ニ存ジマス、係ナガラ實際其土臺ヲ造リマス、即チ原版ヲ造リマスニハ、サウ容易ク出來ヌサウデアリマス、何トモ御至デ掛ヘルト云フヤウナ早途デ行カヌユトデアリマスカラ、是ハ已ムヲ得マセヌ

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 私モ本案ニ關聯スル事項ニ付テ簡單ニ三點ダケヲ御伺シテ見タイノデアリマス、間ク所ニ依リマスト現在銀行中ニ於テ認可ノ取消、或ハ營業ノ全部若

タハ一部停止ヲシタ銀行ガ二十六モアルサウデアリマス、其預金額ハ恐らく數億圓ニ上ルデアリマセウガ、吾々ハ此間ノ銀行法案ノ提案中ニ於テモ、其内容ヲ知ルコトハトシテ、此際其一十六行ノ預金高並ニ預金者ノ數ト云フコトヲ御伺シタイノデゴザイマス、又今一ツハ現在以來ニ於テ支拂ガ不可能ナルノ故ヲ以テ休業ヲシテ居ル所ノ銀行モ、相當アルト承知シテ居リマス、ソレ等ノ預金額並ニ預金者ノ數ニ付テモ御伺シタインデゴザイマス、第二ハ以上ノ如キ銀行ノ相應アルト、儕觀シテ然ルベキモノニアカルカドウカヲ伺ヒマス、即チ預金者ガ銀行ニ預金スルト云フコトハ、其半ハ政府ノ監督ガ嚴重デアルカラト云フ理由ヲ以テ、言換マスレバ半ハ政府ヲ信用シテ之ヲ預金シテ居ルモノト私ハ考ヘル、然ラバ銀行ガ以上ノ如キ不始末ヲスルニ付テハ、政府モ多少ノ責任ガアルヤウニ吾々ハ考ヘルノデアル、然ルニ從來政府ハ斯ル銀行ニ對シテ殆ド傍観的ノ態度ヲ執テ居ルヤウニ思ヒマスガ、尤モ昨年北海道ノ絲屋銀行ハ、政府ト日本銀行トノ協力ニ依テ直接ニ金ハ出サナイガ、間接ニ救済ノ方法ヲ講ジマシタコトハ、吾々ハ大ニ感謝ヲシテ居ルノデアル、隨テ是ハ銀行ヲ擁護シ、又預金者ヲ擁護スル意味ニ於テ、斯ノ如キ記事ハ嚴重ニ特別ナ規定ヲ設ケテ取締ル必要ガアル、サウ本員ハ考ヘテ居リマスルカ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル御意見ヲ有スルカト云フコトヲ御伺スルノデアリマス

〔國務大臣片岡直溫君登壇〕

○國務大臣（片岡直溫君） 只今ノ御質問ニ

日本銀行ト協力シテ、直接ニ金ヲ出サナイハ從來銀行ガ不始末ヲ爲ス原因ハ少クトモモ二ツゴザイマス、即チ重役が他ノ會社ノ部部分ハ御用ヲスルコトハ山來ヤウト存ジマス、内容ヲ精シク申上ゲル譯ニハ參リマスマイガ、預金ノ總額位ヲ申上ゲルコトハ一向差支ナイト存ジマス、併ナガラ本案トはハ直接ノ關係ガゴザイマセス爲ニ、今私ノ手許ニハアリマセヌ、後デ或ハ委員會ト云フヤウナ時ニ差上ゲルコトニ致シタイト存ジマス、ソレカラ此銀行が停止或ハ休業、云フコトガアルヤウニ思ヒマスルノデ、隨て此ニツノ原因ヲ除去スル爲ニハ、彼ノ銀行為法案或ハ其他ニ於テモ相當ノ規定ヲ設ケナケレバ、如何ニ法案ガ完備シマシテモ、又矢張リ不良ナル銀行ガ出來ナイトモ限ラス、ソレ等ニ對シテハ銀行法バカリデハナク、政府ノ方針トシテ、ドウニ云フ御考デアルカト云フコトヲ御伺シタイノデス、今一ツハ新聞雜誌ノ記事ニ付テ、銀行ニ對シテ重大ナル影響ガ生ズルコトガゴザイマス、即チ過日ノ彼ノ廣部銀行ノ如キハ、小新聞ガ金ヲ強要シテ、金ヲ貸サナイカラト言テ、即チ廣部銀行ハ危イト云フ所ノ號外ヲ撒ケタノガ原因ヲ爲シテ、内容ハ比較的堅実デハアルガ、休業ヲシテ居ルト云フ状態デアル、隨テ是ハ銀行ヲ擁護シ、又預金者ヲ擁護スル意味ニ於テ、斯ノ如キ記事ハ嚴重ニ特別ナ規定ヲ設ケテ取締ル必要ガアル、サウ本員ハ考ヘテ居リマスルカ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル御意見ヲ有スルカト云フコトヲ御伺スルノデアリマス

〔國務大臣片岡直溫君登壇〕

○國務大臣（片岡直溫君） 只今ノ御質問ニ

御答ヲ申上げマス、第一ノ御質疑ハ銀行ノ所ノ數モ多イヤウデアル、是等ノ銀行ノ預金ノ統計表ガアルデアラウカラ、之ヲ示スニシテ全國中ノ金融機關ヲ一通り調査ガ行シ、之ニ附隨スル所ノ屬官モ增加スルエトニナフタノデアリマスガ、是トテモ約三年ニ豫算ニ於キマシテハ、此検査事務官ヲ增加シ、之ニ附隨スル所ノ屬官モ增加スルエトニナフタノデアラウカラ、之ヲ示ス種ノ風評モ起リマセウガ、又時々書面検査ヲ行フ積リデアリマスカラ、今後ハ多少行届クトハ思ヒマスケレドモ、元ニ預金ヲスルト云フガ如キ事柄ハ、一般預金者其人

人ガ十分ニ其重複ノ性行、銀行ノ信不確等、
ニ注意ヲシテ、預金ヲスルカセヌカト云フ、
コトヲ決メテ費ハナイト、政府ガ是ナレバ、
預金ヲシタラ宜カラウト指圖スル譯ニ行カ
ズ、又ソレカト申シテ改善シテ居ルモノ、
ニ、之ニハ預ケテハイケヌゾト云フガ如キ
貼紙ヲスルコトモ、是モ一寸イカヌコトデ
アリマス、ソレ故ニ政府トシテ検査上十分
ニ注意ヲ出来ル點ハ、今後ニテモ十分ス
ル積リデアリマスガ、是ハ御互二十分ニ注
意ヲ拂ハナケレバ致方ナイデアラウト思ヒ
マス、是ハ理窟デハナイ、實際ソレヨリ仕
方ノアルモノアリマセヌ、而シテモウ一
ツノ質問ハ、斯様ニ停止ニナッタ、或ハ休
業致シテ居ル銀行ニ對シテ、政府ハ絲屋銀
行ニ對シテ盡シタ如キ救濟ノ途ヲ講ズル意
思ヲ持テ居ルカ、斯ウ云フ御尋デアリマ
スガ、政府ト致シマシテハ成ベク銀行ノ破
綻ヲ來サナイヤウニト云フコトヲ萬々期ス
ルモノデアル、又是ガ生ジマシタ場合ニ於
テ政府自ラ手ヲ下シテ、是ノ救濟ヲスルト
云フカ如キコトハ、是ハ實際ニ於テ出来マ
セヌ、只一ノ支拂停止ノモノガ生ジマシタ
ラバ、他ノ近傍ノ支店若クハ本店ヲ有スル
銀行ヲシテ、是ガ救濟ノ衝ニ當ラシム、
其救濟ヲスル方法ガ付キマシタラバ、金融
上ノ都合ハ成ベク日本銀行其他ノ方面ニ於
テ之ヲ付ケサセルヤウニ、出來ルダケノ援
助ハ致シマス、現在生ジテ居ルモノニ向
テモ、相當心配ヲ致シテ居リマス、今後ニ
於テモ絲屋銀行ノ場合ト同ジヤウナ心持
ハ——心掛ハシテ居ルノデアリマス、只ツ
レノ上結果ヲ得ルト否トハ、何レカノ銀行
ガ是ノ後備トナッテ援助スルト云フ者ヲ見

出サヌ限りハ、救濟ノシヤウガナイノデア
リマス、之ヲ見出スコトハ其銀行ノ當局
者、或ハ地方官、其他有志ノ人ミガ相當心
配サレルト同時ニ、政府臺局トシテモ出来
ルダケノ心配ヲ致シ、サウシテソレガ出
來マスルト、ソコデ其整理ガ出来ルカ
講ジタラ宣イカト云フコトガ決リマスル
ト、ソレヨリシテ實行ニ移ルコトガ出来ル
ト存ジマス、此點ニ於テハ及ブ限りノ援助
ハ致ス積リデ居ルノデアリマス、次ノ御質
問ハ不始末ノ原因ニ付テデアリマス、此不
始末ノ原因ヲ杜絶スルガ爲ニ銀行法ノ如キ
モノニ相當ノ規定ヲ設ケレバイクマイ、
斯ウ云フコトデアリマス、是ハ規定ヲ設ケ
テ行ケル部分ト、規定ヲ設ケテ實行スルコ
トノムジカシイモノトアリマス、詰り規定
ノナイ所ノモノハ、行政上ノ處分ヲ以テ、
相當ノ改善ヲ指導シ、實行セシムルト云フ
コトヨリ外ニナイト考ヘテ居リマス、其次
ノ御質疑ハ新聞ノ記事が往々銀行ノ取付騒
等ヲ惹起スル原因トナル、之ヲ何トカ取締
ラナケレバイカヌデナイカト云フ御話デア
リマス、誠ニ御尤デ、事實ソレガ最モ多イ
ノデアリマス、大概ハ斯ウ云フ新聞雜誌等
ノ記事ガ一番原因ヲ爲スノデアリマス、是
ハ實際取締上中々面倒デアリマス、行政上
ノ注意ヲ取締ニ於テハ相當致シテ居リマ
ス、併シ法規ノ上ニ於テ此取締マヂ届クヤ
ウニスルコトガ出來ルカドウカト云フコト
ハ、是ハ實際研究ヲ要スル事柄デアリマ
ス、詰リ言ハズ、諸君ガサウ云フ法律ヲ作ラ
ト云フ恩召デ御提案ニデモナレバ、當局者
トシテハ勿論賛成ヲシマスガ、政府トシテ

此案ヲ作為テドウシテ行カフト云フコトニ
付テハ、周圍ノ事情を考へナダレバナリマ
セスカラ、直ニ從來弊害ガアルカラト云
ルダケノ心配ヲ致シ、サウシテソレガ出
來ナインデアリマス、唯、行政上ノ取締ニ
於テ出来ルダケノ事ヲ講ジテ居ル、又將來
嚴重ニスルト云フガ如キコトハ、容易ニ出
來テ法規ヲ改正シテ、サウ云フ新聞ノ取締ヲ
嚴重ニスルト云フガ如キコトハ、容易ニ出
來ナインデアリマス、モ講ズル積リデアリマス（拍手）
○副議長（小泉又次郎君） 是ニテ質疑ハ終
了致シマシタ、日程第四、本案ノ審査ヲ付
託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
ノ選舉
○井本常作君 本案ハ政府提出、銀行法案
外四件ノ委員ニ併セテ付託セラレントコトヲ
望ミマス
〔「異議ナシ」の聲起ル〕
○副議長（小泉又次郎君） 井本君ノ動議ニ
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決
シマス——日程第五、家畜傳染病豫防法中
改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、町田農
林大臣
（政府提出）
第五 家畜傳染病豫防法中改正法律案
第一讀會
家畜傳染病豫防法中改正法律案
（政府提出）
家畜傳染病豫防法中左ノ通表正ス
〔家禽虎列刺〕ヲ「家禽コレラ」ニ、「獸醫」
ヲ「獸醫師」ニ改ム
第六條 左ニ掲グル屍體ハ所有者又ハ保
管者ニ於テ監察官吏又ハ家畜防疫委員
ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ焼却又ハ埋却ス
ベシ但シ鷄及鶏ノ屍體ニ付テハ指揮ヲ
待タズシテ之ヲ焼却又ハ埋却スルコト
ヲ得
一 傳染病ニ罹リ又ハ罹リタル疑アル
二 牛疫、牛肺疫又ハ口蹄疫ニ感染シ
タル虞アル家畜ノ屍體
前項ノ規定ハ左ニ掲グル屍體ニ之ヲ適

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

左ニ掲グル家畜ハ所有者又ハ保管者ニ
於テ監察官吏又ハ家畜防疫委員ノ指揮

ニ從ヒ之ヲ殺スベシ
一 牛疫、牛肺疫又ハ狂犬病ニ罹リタ
ル家畜

二 牛疫ニ感染シタル虞アル家畜但シ
者又ハ保管者ニ對シ之ヲ殺スコトヲ命
スルコトヲ除タ

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

第七條ノ規定ニ載リ免疫血清ノ注射
一 牛疫、牛肺疫又ハ狂犬病ニ罹リタ
ル家畜

二 牛疫ニ感染シタル虞アル家畜但シ
者又ハ保管者ニ對シ之ヲ殺スコトヲ命
スルコトヲ除タ

第五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官傳染病豫防上必要アリト認ム
ルトキハ左ニ掲グル家畜ニ付莫ノ所有
者又ハ保管者ニ對シ之ヲ殺スコトヲ命
スルコトヲ除タ

第六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

第七條ノ規定ニ載リ免疫血清ノ注射
一 牛疫、牛肺疫又ハ狂犬病ニ罹リタ
ル家畜

二 牛疫ニ感染シタル虞アル家畜但シ
者又ハ保管者ニ對シ之ヲ殺スコトヲ命
スルコトヲ除タ

第八條 左ニ掲グル屍體ハ所有者又ハ保
管者ニ於テ監察官吏又ハ家畜防疫委員
ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ焼却又ハ埋却ス
ベシ但シ鷄及鶏ノ屍體ニ付テハ指揮ヲ
待タズシテ之ヲ燒却又ハ埋却スルコト
ヲ得

一 傳染病ニ罹リ又ハ罹リタル疑アル
二 牛疫、牛肺疫又ハ口蹄疫ニ感染シ
タル虞アル家畜ノ屍體

用セズ

一 牛ノ傳染性流産又ハ馬繩羊山羊ノ
疥癬ニ罹リ又ハ罹リタル疑アル家畜
ノ殺屍體
二 前號ニ掲タル家畜ノ殺屍體ニシテ
警察官吏又ハ家畜防疫委員ノ指揮ニ
從ヒ化製スルモノ
三 假性皮疽又ハ加奈陀馬痘ニ罹リ又
ハ罹リタル疑アル家畜ノ屍體ニシテ
警察官吏又ハ家畜防疫委員ノ指揮ニ
從ヒ化製スルモノ
四 病性鑑定又ハ學術研究ノ爲地方長
官ノ許可ヲ受ケタル家畜ノ屍體
五 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外傳
染病ニ罹リタル疑アル家畜及前項第
二號ニ掲タル家畜ノ殺屍體ニシテ命
令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ於テ
病毒傳播ノ虞ナシト認メタルモノ
第十條 前二條ノ規定ニ依リ屍體又ハ物
品ヲ埋却シタル土地ハ之ヲ發掘スルコ
トヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタ
ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十一條「牛疫」ノ下ニ「牛肺疫若ハ
口蹄疫」ヲ加フ
第十六條第一項中「牛疫」ノ下ニ「牛肺疫
若ハ口蹄疫」ヲ加フ
第十九條中「農商務大臣」ヲ「農林大臣」ニ
改ム
第二十二條ノ二 第五條第二項又ハ第十
四條ノ場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道
地方費又ハ府縣費ヲ以テ之ヲ支辨スベ
シ但シ前條ノ規定ニ依リ檢疫官吏第十
四條ノ事項ヲ行フ場合ニ於テハ國費ヲ

以テ之ヲ支辨スベシ

前項ノ費用ヲ支辨シタル者ハ第二十三
條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ノ定ムル
所ニ依リ個人ノ負擔ニ屬スル費用ヲ其
ノ個人ヨリ徵收スルコトヲ得
依ル費用ヲ徵收スル場合ニ於テハ國稅
徵收法ヲ準用ス
前項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順
位ハ國稅ニ次グモノトス
第二十二條ノ三 地方長官ハ第三條第一
項ノ處置又ハ第十六條第一項ノ命令ニ
因リ自活スルコト能ハザルニ至リタル
者ニ對シ其ノ生活費ニ充ツル爲手當金
ヲ交付スペシ
前項ノ手當金ハ北海道地方費又ハ府縣
費ヲ以テ之ヲ支辨スベシ
第二十四條第一項第三號中「牛疫」ノ下ニ
「牛肺疫又ハ口蹄疫」ヲ加ヘ同項第四號
中「警察官吏又ハ家畜防疫委員カ」ヲ削
ル
同條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム
前項ノ手當金ハ輸入又ハ移入ニ付検疫
ヲ施行スル場合ニ於テハ前項第一號ニ
規定スル家畜ニ付テハ之ヲ交付セズ前
項第二號乃至第四號ニ規定スル家畜又
ハ物品ニ付テハ其ノ額ハ前項第二號乃
至第四號ニ掲タルモノノ二分ノ一トス
第八條第二項第五號ニ規定スル屍體ノ
評價額ト前二項ノ家畜ノ手當金ノ額ト
ノ合算額ガ第一項ノ家畜ノ評價額ヲ超
メタノデアリマス、又流行性鷦口瘡ニ付キ
マシテハ、最近歐米ニ於ケル流行ノ狀態並
ニ其病勢ニ鑑ミマシテ、本病ニ感染スル虞
ユルトキハ其ノ差額ハ之ヲ手當金ヨリ
扣除ス
第一項ノ評價額及前項ノ屍體ノ評價額

八地方長官三人以上ノ評價人ヲ選定シ
テ之ヲ定メシム地方長官其ノ評價額ヲ
不當ト認ムルトキハ更ニ他ノ三人以上
ノ評價人ヲ選定シテ之ヲ定メシムルコ
トヲ得
第一項ノ評價額ハ發病前又ハ病毒汚染
條ノ規定ニ依リ之ヲ定ムベシ
前ノ價格ニ依リ之ヲ定ムベシ
第二十四條ノ二 第五條乃至第八條及前
項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順
位ハ國稅ニ次グモノトス
第二十二條ノ三 地方長官ハ第三條第一
項ノ處置又ハ第十六條第一項ノ命令ニ
因リ自活スルコト能ハザルニ至リタル
者ニ對シ其ノ生活費ニ充ツル爲手當金
ヲ交付スペシ
前項ノ手當金ハ北海道地方費又ハ府縣
費ヲ以テ之ヲ支辨スベシ
第二十四條第一項第三號中「牛疫」ノ下ニ
「牛肺疫又ハ口蹄疫」ヲ加ヘ同項第四號
中「警察官吏又ハ家畜防疫委員カ」ヲ削
ル
第二十六條第四號中「第十四條第一項ヲ
「第十四條」ニ改ム
第三十二條第二項中「市町村」ヲ「町村」ニ
改メ「市制又ハ」ヲ削ル
附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
大正十四年勅令第二百四十五號ハ之ヲ廢
止ス
〔國務大臣町田忠治君登壇〕
○國務大臣（町田忠治君）只今上程ニナリ
マシタ家畜傳染病豫防法中改正法律案ノ大
要ヲ茲ニ御説明申上げマス、牛ノ傳染性肋
膜肺炎ノ防遏ニ關シマシテハ、一昨年七月
緊急勅令ノ發布ヲ仰ギマシテ、昨年ノ五十
一議會ニ於キマシテ、諸君ノ御承諾ヲ得タ
ル
○高橋熊次郎君 奮鬥ノ發展ノ上カラ家畜
ノ傳染豫防ノ必要ナルコトハ、申ス迄モナ
イノデアリマス、併ナグラ私ハ此改正ニ方
テ、尙ホ幾多看過サレタル事實ガアルノデ
ハナイカト云フ事ヲ考ヘマスルト同時ニ、
家畜ノ傳染病豫防ニ對シテハ、徹底的ノ方
策ヲ從來講ゼラレナカッタ、是ガ爲ニ社會
並ニ畜産業者ハ非常ナル脅威ニ陥リテ居ル、
而シテ簡單ニヤリ得ベキモノモ等閑ニ付シ
テ居ルト云フ傾向が認め得ラレルノデアリマ
ス、是等ニ付テ逐次質問ヲ致シタイト思フ
ノデアリマス、素人ノ言ノ事デアルカラ、
ハキリシナイ事モアルダラウカラ、氣ヲ付
ケテ御聽取ノ程ヲ願ヒタイト思フノデアリ
マス、先ゾ狂犬病ニアリマスルガ、御承知ノ
通り狂犬病トハ、犬ガ氣達染ミタコトヲヤ
ルノデアリマス、病毒ヲ持テ居ル犬ガ人

ノデアリマス、又傳染病豫防ノ爲ニ家畜ノ
出入往來ヲ禁止シ、又ハ隔離シタ等ニ依リ
マシテ、自活スルノ困難ナル者ガ生ジタル
場合ニ於キマシテハ、其者ニ對シテ生活費
トシテ手當ヲ支給スルノ規定ヲ設ケタノデ
アリマス、其他檢疫ノ場合ニ於キマシテモ、
殺シマシタ家畜或ハ毀却致シマシタ物品ニ
付キマシテモ、相當ノ手當金ヲ交付スル事
致シ、家畜ノ屍體ノ利用ノ範圍ニ付キマ
シテモ、是ガ擴張ヲ圖、タノデアリマス、右
ハ本案ノ大體アリマスルガ、其他或ハ病
名、或ハ法令ノ改廢ニ伴フ字句ノ整理等モ
ゴザイマスカ、何卒御審議ノ上御協賛アラ
ンコトヲ願ヒマス
○副議長（小泉又次郎君）本案ニ對シテ質
疑ノ通告ガアリマス、高橋熊次郎君
〔高橋熊次郎君登壇〕
○高橋熊次郎君 奮鬥ノ發展ノ上カラ家畜
ノ傳染豫防ノ必要ナルコトハ、申ス迄モナ
イノデアリマス、併ナグラ私ハ此改正ニ方
テ、尙ホ幾多看過サレタル事實ガアルノデ
ハナイカト云フ事ヲ考ヘマスルト同時ニ、
家畜ノ傳染病豫防ニ對シテハ、徹底的ノ方
策ヲ從來講ゼラレナカッタ、是ガ爲ニ社會
並ニ畜産業者ハ非常ナル脅威ニ陥リテ居ル、
而シテ簡單ニヤリ得ベキモノモ等閑ニ付シ
テ居ルト云フ傾向が認め得ラレルノデアリマ
ス、是等ニ付テ逐次質問ヲ致シタイト思フ
ノデアリマス、素人ノ言ノ事デアルカラ、
ハキリシナイ事モアルダラウカラ、氣ヲ付
ケテ御聽取ノ程ヲ願ヒタイト思フノデアリ
マス、先ゾ狂犬病ニアリマスルガ、御承知ノ
通り狂犬病トハ、犬ガ氣達染ミタコトヲヤ
ルノデアリマス、病毒ヲ持テ居ル犬ガ人

間ニ囁ミ附ケバ、人間ハ恐水病ト云フコトニ相成ル、又牛馬或ハ羊豚ナドニモ喰附キマスルト、ソレノ同ジヤウナ病氣ニナル恐ロシイモノデアリマス、然ルニ政府ハ之ニ對シテ從來執タ方策ト云フモノハ、野犬ヲ撲殺ト云フ事ヲ從來獎勵ナサリ。昨年カラ金六万圓ヲ各府縣ニ御分布ニナツテ、野犬ヲ撲殺シヤウト云フノデス、ソレデ野犬ハ見付カツタモノヲ撲殺スル、政府ノ人々説明スル所ニ依ルト云フト、從來犬ヲ撲殺スルト云フ事ヲ嫌フノハ、間違タ考デアル、デアルカラ犬ヲ過度ニ保護セズシテ、成ベク無用ナル大ハ隱蔽セズシテ、之ヲ手傳テ殺シテシマハナケレバナルマイ、斯ウ云フコトニナル、併ナガラ野犬ト申シマシテモ、畜犬ト申シマシテモ、其區別ハ法律デ定メテアルケレドモ、實際ニ於テ頸環ニ何カ標章ガ附ケテアルカナイカト云フ事ナンデス人間ダト云フト行儀ノ良イ者ハ——惡イ者ハ仕方ガナイガ、行儀ノ良イ者ダト、何カ頸環ニ附ケテ貰ハベ、生涯持ツテ居ヤウト云フ精神ガアルケレドモ、犬ハサウ行カヌ、斯ウ云フ邪魔ノ物ハ何ト考シテ取ツテシマフト云フコトニナルト、實際野犬デアルカ、畜犬デアルカト云フ區別ガナイノデアル、殊ニ人口増殖ト云フテ、大分人口問題ガ今日我國ニ於テハヤカマシイガ、人間ハマア二ツ子モ産ム、三ツ子モ偶ニ産ミマスケレドモ、大概二ツ子デアル、併ナガラ大ト云フ奴ハ大概十以上産ム、而シテ其蕃殖モ亦中と旺盛デアリマシテ、生レテ六箇月モ四箇月デ——人間ハ十二箇月約一年ヲ費

スガ、犬ノ方ハ四箇月位デドント産ンデシマフ、斯ウ云フコトニナルノデアリマスカラ、此方面ノ事ヲ考慮致シテ、犬ヲ蕃殖撲殺シヤウト云フ事ヲ故御考ニナラナイ付カツタモノヲ撲殺スル、政府ノ人々説明スル所ニ依ルト云フト、從來犬ヲ撲殺スルト云フコトヲ吾々ハ聞カナケレバナラヌ（拍手）幾ラ撲殺ヲ獎勵シテモ、片方デ捨ヘテハ撲殺スルト云フコトニナツテ居ル、總ルト云フ事ヲ嫌フノハ、間違タ考デアル、デアルカラ犬ヲ過度ニ保護セズシテ、成ベク無用ナル大ハ隱蔽セズシテ、之ヲ手傳テ殺シテシマハナケレバナルマイ、斯ウ云フコトニナル、併ナガラ野犬ト申シマシテモ、畜犬ト申シマシテモ、其區別ハ法律デ定メテアルケレドモ、實際ニ於テ頸環ニ何カ標章ガ附ケテアルカナイカト云フ事ナンデス人間ダト云フト行儀ノ良イ者ハ——惡イ者ハ仕方ガナイガ、行儀ノ良イ者ダト、何カ頸環ニ附ケテ貰ハベ、生涯持ツテ居ヤウト云フ精神ガアルケレドモ、犬ハサウ行カヌ、斯ウ云フ邪魔ノ物ハ何ト考シテ取ツテシマフト云フコトニナルト、實際野犬デアルカ、畜犬デアルカト云フ區別ガナイノデアル、殊ニ人口増殖ト云フテ、大分人口問題ガ今日我國ニ於テハヤカマシイガ、人間ハマア二ツ子モ産ム、三ツ子モ偶ニ産ミマスケレドモ、大概二ツ子デアル、併ナガラ大ト云フ奴ハ大概十以上産ム、而シテ其蕃殖モ亦中と旺盛デアリマシテ、生レテ六箇月モ四箇月デ——人間ハ十二箇月約一年ヲ費

スガ、犬ノ方ハ四箇月位デドント産ンデシマフ、斯ウ云フコトニナルノデアリマスカラ、此方面ノ事ヲ考慮致シテ、犬ヲ蕃殖撲殺シヤウト云フ事ヲ故御考ニナラナイ付カツタモノヲ撲殺スル、政府ノ人々説明スル所ニ依ルト云フコトヲ吾々ハ聞カナケレバナラヌ（拍手）幾ラ撲殺ヲ獎勵シテモ、片方デ捨ヘテハ撲殺スルト云フコトニナツテ居ル、總ルト云フ事ヲ嫌フノハ、間違タ考デアル、デアルカラ犬ヲ過度ニ保護セズシテ、成ベク無用ナル大ハ隱蔽セズシテ、之ヲ手傳テ殺シテシマハナケレバナルマイ、斯ウ云フコトニナル、併ナガラ野犬ト申シマシテモ、畜犬ト申シマシテモ、其區別ハ法律デ定メテアルケレドモ、實際ニ於テ頸環ニ何カ標章ガ附ケテアルカナイカト云フ事ナンデス人間ダト云フト行儀ノ良イ者ハ——惡イ者ハ仕方ガナイガ、行儀ノ良イ者ダト、何カ頸環ニ附ケテ貰ハベ、生涯持ツテ居ヤウト云フ精神ガアルケレドモ、犬ハサウ行カヌ、斯ウ云フ邪魔ノ物ハ何ト考シテ取ツテシマフト云フコトニナルト、實際野犬デアルカ、畜犬デアルカト云フ區別ガナイノデアル、殊ニ人口増殖ト云フテ、大分人口問題ガ今日我國ニ於テハヤカマシイガ、人間ハマア二ツ子モ産ム、三ツ子モ偶ニ産ミマスケレドモ、大概二ツ子デアル、併ナガラ大ト云フ奴ハ大概十以上産ム、而シテ其蕃殖モ亦中と旺盛デアリマシテ、生レテ六箇月モ四箇月デ——人間ハ十二箇月約一年ヲ費

スガ、犬ノ方ハ四箇月位デドント産ンデシマフ、斯ウ云フコトニナルノデアリマスカラ、此方面ノ事ヲ考慮致シテ、犬ヲ蕃殖撲殺シヤウト云フ事ヲ故御考ニナラナイ付カツタモノヲ撲殺スル、政府ノ人々説明スル所ニ依ルト云フコトヲ吾々ハ聞カナケレバナラヌ（拍手）幾ラ撲殺ヲ獎勵シテモ、片方デ捨ヘテハ撲殺スルト云フコトニナツテ居ル、總ルト云フ事ヲ嫌フノハ、間違タ考デアル、デアルカラ犬ヲ過度ニ保護セズシテ、成ベク無用ナル大ハ隱蔽セズシテ、之ヲ手傳テ殺シテシマハナケレバナルマイ、斯ウ云フコトニナル、併ナガラ野犬ト申シマシテモ、畜犬ト申シマシテモ、其區別ハ法律デ定メテアルケレドモ、實際ニ於テ頸環ニ何カ標章ガ附ケテアルカナイカト云フ事ナンデス人間ダト云フト行儀ノ良イ者ハ——惡イ者ハ仕方ガナイガ、行儀ノ良イ者ダト、何カ頸環ニ附ケテ貰ハベ、生涯持ツテ居ヤウト云フ精神ガアルケレドモ、犬ハサウ行カヌ、斯ウ云フ邪魔ノ物ハ何ト考シテ取ツテシマフト云フコトニナルト、實際野犬デアルカ、畜犬デアルカト云フ區別ガナイノデアル、殊ニ人口増殖ト云フテ、大分人口問題ガ今日我國ニ於テハヤカマシイガ、人間ハマア二ツ子モ産ム、三ツ子モ偶ニ産ミマスケレドモ、大概二ツ子デアル、併ナガラ大ト云フ奴ハ大概十以上産ム、而シテ其蕃殖モ亦中と旺盛デアリマシテ、生レテ六箇月モ四箇月デ——人間ハ十二箇月約一年ヲ費

ニシメナイト云フ事ヲ何故御考ニナラナイカト云フコトヲ吾々ハ聞カナケレバナラヌ（拍手）幾ラ撲殺ヲ獎勵シテモ、片方デ捨ヘテハ撲殺スルト云フコトニナツテ居ル、總ルト云フ事ヲ嫌フノハ、間違タ考デアル、デアルカラ犬ヲ過度ニ保護セズシテ、成ベク無用ナル大ハ隱蔽セズシテ、之ヲ手傳テ殺シテシマハナケレバナルマイ、斯ウ云フコトニナル、併ナガラ野犬ト申シマシテモ、畜犬ト申シマシテモ、其區別ハ法律デ定メテアルケレドモ、實際ニ於テ頸環ニ何カ標章ガ附ケテアルカナイカト云フ事ナンデス人間ダト云フト行儀ノ良イ者ハ——惡イ者ハ仕方ガナイガ、行儀ノ良イ者ダト、何カ頸環ニ附ケテ貰ハベ、生涯持ツテ居ヤウト云フ精神ガアルケレドモ、犬ハサウ行カヌ、斯ウ云フ邪魔ノ物ハ何ト考シテ取ツテシマフト云フコトニナルト、實際野犬デアルカ、畜犬デアルカト云フ區別ガナイノデアル、殊ニ人口増殖ト云フテ、大分人口問題ガ今日我國ニ於テハヤカマシイガ、人間ハマア二ツ子モ産ム、三ツ子モ偶ニ産ミマスケレドモ、大概二ツ子デアル、併ナガラ大ト云フ奴ハ大概十以上産ム、而シテ其蕃殖モ亦中と旺盛デアリマシテ、生レテ六箇月モ四箇月デ——人間ハ十二箇月約一年ヲ費

コトニ付テハ餘程ノ必要ヲ感ゼラレルコト
ト思フノデアル、斯ウ云フコトヲ申上ダタコ
テ居ル間ニ、私ハ非常ナ疑問ヲ持タナケレ
バナラヌ、斯ウ云フ傳染病ダトカ或ハ漏レ
タ所ノ脅威スペキ傳染病、流行病ト云フモ
ノハ畜産界ニ澤山アルノデアル、而シテ之
ヲ撲滅シ之ヲ少クスル、或ハ罹ラタモノヲ
治療スルト云フニハ、獸醫ノ向上發展ヲ圖
ラナケレバナラヌ、ソレデアルカラ獸醫師
法案ト云フモノヲ彙ノ五十一議會ニ提出シ
テ、議會閉會ノ間際デアタケレドモ、非
常ナ努力カデ以テ之ヲ御通シニナッタ、而シ
テ議員モ慎重ニ審議ヲ致シテ、之ニ付テ修
正モ致シタノデアル、而シテ是ガ法律ト相
成ツ十五年四月七日ニ御裁可ヲ經テ御公
布ニナッタ、然ルニ未ダ施行期日ト云フモ
ノヲ定メラレナイ、重要ナ法案トシテ委員
會ニ於テモ、本會議ニ於テモ、貴衆兩院ヲ
通ジテ問題トナッタ所ノ、家畜トハ何ゾヤ
ト云フ定義ヲ勅令デ定メルコトニナッテ居
局ノ言ハレルニハ、家畜ノ定義ナドハ常識
デ判断出來ルデハナイカト、委員會デ絶叫
サレタコトハ吾々ノ耳朵ニ新ナル所デア
ル、常識デ判断サレルヤウナ朝飯前ノ仕事
ヲ、前ノ議會デ決議サレタコトヲ、後ノ議
會ノ半バヲ過ギタ、今日ニナラテモ、マダ御
出シニナラヌト云フノハ政府ノ怠慢ナノデ
アルカ、畜産業ニ冷淡ナノデアルカ、何
方デアルカト云フコトヲ改メテ此壇上ヨ
リ御聞申シタイト思フノデアリマス、
是ハ委員會デ伺タケレドモ徹底シナカッ
タ、之ニ似タヤウナコトヲ尤モ聲ヲ低
キシテ申上ダタカラ徹底シナカッタカモ知

レマセヌガ、サウ云フコトヲ申上ダタコ
トニ付テ、何等御答ガ無カッタノデア
リマスルカラ、序ニ此所デ御伺ヲ致スノ
アリマス、殊ニ此農村ニ於テ畜産ト云フ
モノハ非常ニ必要ナノデアル、肥料ノ自給
自足ト云フモノガ必要デアル、食糧計畫ト
云フモノ、中ニハ畜産ト云フモノガ必要デ
アル、殊ニ農村ニ於テ米バカリ食ラテ居ル、
米ノ糠ヲ去ラタ白米ト云フモノハ大部分ハ
澱粉ダ、吾々ノ體格ヲ維持スル所ノ骨ヤ肉
ニナル蛋白質ト云フモノハ澤山ハナイ、殆
ド痕跡見タヤウナ物デアル、ソレデアルカ
ラ體格ヲ維持シヤウト云フノデ、米ヲ澤山
食フカラ胃擴張ニナッタリ何カシテ、農村
ノ者ガ死亡率ガ多イト云フコトニナルノデ
アリマス、ソレデアルカラ之ヲ補充スルニ
ハ畜産ニ依ラナケレバナラヌ、ソレニハ是
非共蛋白質ノアル牛肉ヤ、豚肉ニ依ラナケ
レバナラヌコトニナル、所ガ又都會ニ於テ
モ牛肉ヤ豚ハ非常ニ高イ、ソレデアルカラ
安イ馬肉ヲ買フト云フノデ、馬肉ガ非常ニ
賣レル、隨テ日本ノ馬ト云フ物ハ、是ハ使
ハレルヨリ皆馬肉ニナッテ鍋ノ中ニ飛込ム
ト云フコトニナル、是デハ何十年掛テモ、
三十年計畫デモ五十年計畫デモ、到底百五
十萬頭ハ維持出來ナイト吾々ハ考ヘテ居ル
ノデアル、ソレデアルカラ斯ウ云フコトニ
ケレバナラヌ、ソレデ最後ノ質問ト致シテ
私ハ二ツノ點ヲ御伺ヲ致シタイ、斯ウ云フ
ヤウニ幾多ノ家畜ノ產業ニ付テハ、所謂畜
産業ニ付テハ農村ニ於テ當業者ガ苦シ居

ル問題ガアル、就中最モ苦シイノハ家畜ニ
對スル金融ノ問題デアルノデアリマス、大
藏大臣モ之ニ付テハ餘程御考デ、農村ノ金
融ハ一日モ忘レタコトガナイ、忘レタコト
デアリマス、左様デアリマシテ畜産ノ
事ニ關シテハマダ一ノ幾多ノ事カアルノ
アリマス、殊ニ此農村ニ於テ畜産ト云フ
モノハ非常ニ必要ナノデアル、肥料ノ自給
自足ト云フモノガ必要デアル、食糧計畫ト
云フモノ、中ニハ畜産ト云フモノガ必要デ
アル、殊ニ農村ニ於テ米バカリ食ラテ居ル、
米ノ糠ヲ去ラタ白米ト云フモノハ大部分ハ
澱粉ダ、吾々ノ體格ヲ維持スル所ノ骨ヤ肉
ニナル蛋白質ト云フモノハ澤山ハナイ、殆
ド痕跡見タヤウナ物デアル、ソレデアルカ
ラ體格ヲ維持シヤウト云フノデ、米ヲ澤山
食フカラ胃擴張ニナッタリ何カシテ、農村
ノ者ガ死亡率ガ多イト云フコトニナルノデ
アリマス、ソレデアルカラ之ヲ補充スルニ
ハ畜産ニ依ラナケレバナラヌ、ソレニハ是
非共蛋白質ノアル牛肉ヤ、豚肉ニ依ラナケ
レバナラヌコトニナル、所ガ又都會ニ於テ
モ牛肉ヤ豚ハ非常ニ高イ、ソレデアルカラ
安イ馬肉ヲ買フト云フノデ、馬肉ガ非常ニ
賣レル、隨テ日本ノ馬ト云フ物ハ、是ハ使
ハレルヨリ皆馬肉ニナッテ鍋ノ中ニ飛込ム
ト云フコトニナル、是デハ何十年掛テモ、
三十年計畫デモ五十年計畫デモ、到底百五
十萬頭ハ維持出來ナイト吾々ハ考ヘテ居ル
ノデアル、ソレデアルカラ斯ウ云フコトニ
ケレバナラヌ、ソレデ最後ノ質問ト致シテ
私ハ二ツノ點ヲ御伺ヲ致シタイ、斯ウ云フ
ヤウニ幾多ノ家畜ノ產業ニ付テハ、所謂畜
産業ニ付テハ農村ニ於テ當業者ガ苦シ居

ル問題ガアル、就中最モ苦シイノハ家畜ニ
對スル金融ノ問題デアルノデアリマス、大
藏大臣モ之ニ付テハ餘程御考デ、農村ノ金
融ハ一日モ忘レタコトガナイ、忘レタコト
デアリマス、左様デアリマシテ畜産ノ
事ニ關シテハマダ一ノ幾多ノ事カアルノ
アリマス、殊ニ此農村ニ於テ畜産ト云フ
モノハ非常ニ必要ナノデアル、肥料ノ自給
自足ト云フモノガ必要デアル、食糧計畫ト
云フモノ、中ニハ畜産ト云フモノガ必要デ
アル、殊ニ農村ニ於テ米バカリ食ラテ居ル、
米ノ糠ヲ去ラタ白米ト云フモノハ大部分ハ
澱粉ダ、吾々ノ體格ヲ維持スル所ノ骨ヤ肉
ニナル蛋白質ト云フモノハ澤山ハナイ、殆
ド痕跡見タヤウナ物デアル、ソレデアルカ
ラ體格ヲ維持シヤウト云フノデ、米ヲ澤山
食フカラ胃擴張ニナッタリ何カシテ、農村
ノ者ガ死亡率ガ多イト云フコトニナルノデ
アリマス、ソレデアルカラ之ヲ補充スルニ
ハ畜産ニ依ラナケレバナラヌ、ソレニハ是
非共蛋白質ノアル牛肉ヤ、豚肉ニ依ラナケ
レバナラヌコトニナル、所ガ又都會ニ於テ
モ牛肉ヤ豚ハ非常ニ高イ、ソレデアルカラ
安イ馬肉ヲ買フト云フノデ、馬肉ガ非常ニ
賣レル、隨テ日本ノ馬ト云フ物ハ、是ハ使
ハレルヨリ皆馬肉ニナッテ鍋ノ中ニ飛込ム
ト云フコトニナル、是デハ何十年掛テモ、
三十年計畫デモ五十年計畫デモ、到底百五
十萬頭ハ維持出來ナイト吾々ハ考ヘテ居ル
ノデアル、ソレデアルカラ斯ウ云フコトニ
ケレバナラヌ、ソレデ最後ノ質問ト致シテ
云フノハ、茲ニ因スルト思フノデアリマ
ス、今ヤ全國ノ畜產組合ノ豫算ハ六百五十
万圓ニ達シテ居ル、各府縣ハ漸ク二百五十
万圓ニ、合計シテモソノナ所ニ使テ居ル金ハ
五六十万圓位デアル、畜產關係ノモノヲ、
全部集メテモ三百四十萬圓位シカナイ、
歐米各國ニ於ケル喰食ノニツノ敗殘國ノミ
ガ之ニ付テヤウナテ居ラナイケレドモ、其他ノ
云フノハ、茲ニ因スルト思フノデアリマ
ス、今ヤ全國ノ畜產組合ノ豫算ハ六百五十
万圓ニ達シテ居ル、各府縣ハ漸ク二百五十
万圓ニ、合計シテモソノナ所ニ使テ居ル金ハ
五六十万圓位デアル、畜產關係ノモノヲ、
全部集メテモ三百四十萬圓位シカナイ、
茲ニ付テヤウナコトヲ列舉致シマスト、此
内閣ハ幾ラ御威張ニナッテモ畜產ト云フコ
トニ付テハ餘リ御考ガ薄イヤウデアル、サ

ウシテ七十萬圓ヲ掛ケテ鶏ノ雑ヲ配付スルト云フヤウナ、所謂種鷄場ト云フヤウナモノヲ御造リニナシタト云フノハ、私ハ不思議中ノ不思議ノヤウニ思ハレテ居ルノデアル、況ヤ此種鷄場ノ如キニ於テハ當業者ガ言シテ居ル所ノ、先程ノ下痢症ノコトヲ考ヘラレナイト同時ニ、牡ヲ買テ卵ヲ産ムコトハナイノデ、牡ハ卵ヲ産マナイ、人間ト同シデアル（ソンナコトハ誰モ知フテ居ルト呼フ者アリ）所ガ當局ハ知ラナイ、ソレデアルカラ農家ニ鶏ニ卵ヲ産マセルト云フ計畫ヲスルカ、雑ヲ配付スル時分ニハ牝牡ノ區別ヲシテ、牡ハ取テ除ケテ、卵ヲ産マヌ牝バカリ配付シタラドウカト言シタ所ガ、政府委員ハソンナコトハ出來スト言フ、是情ケナイコトデアル、世界ニ冠タル農科大學ノ増井博士ガ發見シタデハナイカ、今迄ハ嘴ガ大キイトカ、頭ガ扁平デアルトカ、足ガ太イトカ、或ハ掴ンデ見テ彈力ガアルトカナイトカ云フコトニ依テ雑ノ牝牡ヲ區別シタ、今度ハ増井博士ガ肛門ヲ開イテ見テ、微弱ナガラ突起物ガアルト云フコトヲ發見シテ、是ニ完全ニ牝牡ガ分ルト云フコトデアル、斯ウ云フ世界的ノ發見ヲシタコトハ日本ノ大イナル名譽デアル、斯ウ云フ世界的發見ヲシタト云フ事實ヲ活用セラレナイト云フ内閣ガアタナラバ、其無責任極マレリト吾々ハ斷ゼナケレバナラヌノデアリマス、斯ウ云フヤウナ事ヲヤルト云フコトヲ考ヘナイデ、唯、是ハ流行物ダカラヤッタング、俺ノ選舉區デ騒グカラヤッタングト云フ位デ御茶ヲ濁サレテハ、當業者ハ甚ダ迷惑ヲ致スノデアル、又將來是等

ノ點ニ付テモ大ニ留意シテ、吾々ノ——當業者ノ當業者ノ希望ト云フモノハ、實現サレ得ル可能性ガアリヤ否ヤト云フコトヲ最後ニ承シテ、私ハ其答辯ニ依シテハ又此壇上ニ現ハレル次第アリマス（拍手）
○副議長（小泉又次郎君） 町田國務大臣
（國務大臣町田忠治君登壇）
○國務大臣（町田忠治君） 高橋君ガ只今御質問ノ初二當リマシテ、大體本案ノ改正ノ趣意ニ對シテ御贊成下サシタノハ、私ノ感謝スル所デゴザイマス、唯、高橋君ハ此改正ハ必要デアラウガ、マダ其他ニモ必要ナ事ガ澤山アルニ拘ラズ、之ヲ閑却シタノハ遺憾デアルト云フ意味ノコトニ付キマシテ、御高見ヲ吾々ハ承シタノデアリマス、高橋君ハ農業界、經濟界ニ長ク從事サレテ居ル上ニ、畜產界ノ事ニ付キマシテハ十數年ノ間指導ノ責任ヲ執シテ居ラレタ方デアルト承知シテ居リマス、殆ド専門家ヲ凌グ御高見ヲ承シタノデアリマスガ、私カラ之ニ對シテ御答ヲ致シテモ、御満足ヲ得ヌコト、確信致シマスルガ故ニ、委細ハ委員會ニ専門家カラ御答致スコト、致シマス、唯、私トシテ一言申シテ置キタイノハ、昨年ノ議會ニ皆サンノ御協賛ヲ得マシタ、獸醫師法ノ施行期日ヲ定メルコトノ、マダ決定シテコトヲ得」トアリマシテ、一項、二項、三項トキハ左ニ掲グル家畜ニ付其ノ所有者又ハ其ノ保管者ニ對シ之ヲ殺スコトヲ命ズルコトヲ得」トアリマシテ、
○副議長（小泉又次郎君） 許可致シマス
○高橋能次郎君 繼續デス、簡単デスカラ此所デ……

○副議長（小泉又次郎君） 許可致シマスシテ御答ヲ致シテモ、御満足ヲ得ヌコト、確信致シマスルガ故ニ、委細ハ委員會ニ専門家カラ御答致スコト、致シマス、唯、私トシテ一言申シテ置キタイノハ、昨年ノ議會ニ皆サンノ御協賛ヲ得マシタ、獸醫師法ノ施行期日ヲ定メルコトノ、マダ決定シテコトヲ得」トアリマシテ、一項、二項、三項ゴザイマスガ、之ニ付テ私ハ御尋致シタイノデアリマス、動物ノ傳染病ノ傳染、感染ヲ恐レル所ノ豫防ト云フモノヲ講ジナケレバ非常ニ危險ナコトガアル、又國家ノ損害ニナルト云フコトハ私共認メル所デアリマス、然ルニ此第五條第二項ニアルガ如キ「牛肺疫又ハ口蹄疫ニ感染シタル虞アル家畜」ト云フモノヲ、直ニ撲殺ヲ命ズルコトレデアリマスカラ詳細ハ委員會ニ讓リマシテ、農林大臣ニ對スル質問ハ是デ打切りマスルガ、大藏大臣ニ對スル質問ガ殘ニテ居リマスカラ、一言大藏大臣ヨリ明快ナル御答辨モアルノデアル、是ハ勿論獸醫師が診断ヲ致シマシテ、ドウシテモ是ハ牛肺疫又ハ口蹄疫ニ感染シタル虞ガアルト認メタル家畜ヲ撲殺ヲ命ゼラル、モノデアリマセウト思ヒマスクレドモ、若シ唯、單ニ獸醫師法ニ於テ免許ヲ受ク所ノ中ニモ、案外戴醫者

タノハ相成ラヌノデアリマス、遠カラズ中央衛生會等ノ意見ヲ聞イテ、近ク之ヲ發布ス、併ナガラ家畜保險ノコトハヤツタコトシテ、初メ御協賛ヲ得タ趣意ニ副フ積リデコトガアリマシタガ、或ル適當ナ機會ニ於キマシテ、畜產方面ニ對シテモ相當ナ施設ヲ致シタ積リデアリマス、現内閣ガ畜產ノ爲ニ何等盡サヌヤウナ御非難デアリマシタガ、私ハ數代ノ内閣ノ中ニ、此度ノ内閣ニ至テ畜產方面ニ餘程留意スル傾向ヲ生ジテ居ルト、斯様ニ御了解ヲ得タイト、思ヒマス
○吉良元夫君（吉良元夫君登壇）
○副議長（小泉又次郎君） 吉良元夫君
（吉良元夫君登壇）
○吉良元夫君 只今議題ニナシテ居リマスル家畜傳染病豫防法中改正法律案ニ付テ私は極メテ簡單デアリマスガ、御尋致シタイト思フ事ガアルノデアリマス、是ハ多分現在ノ家畜傳染病豫防法ニ於テモ、斯ノ如キ規定ガアッタト私ハ考ヘテ居リマスルノデアリマスルガ、此度吾ニ御提出ニナリマシタ第五條第一項ヲ左ノ如ク改ムトアル、「地方長官傳染病豫防上必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル家畜ニ付其ノ所有者又ハ其ノ保管者ニ對シ之ヲ殺スコトヲ命ズルコトヲ得」トアリマシテ、
「
○副議長（片岡直溫君） 私ヘモ御尋デ
○副議長（小泉又次郎君） 片岡大藏大臣
（國務大臣片岡直溫君登壇）
○國務大臣（片岡直溫君） 私ヘモ御尋デ
答辯ヲ煩シタイテ、私ノ手許デ此二箇月バカリ研究シテ居ニ考ヘテ、當局カラ出シマシタ原案ニ對シテ御協賛ヲ得マシテ、是ガ急グト云フ意ニナルノデアル、是ハ勿論獸醫師が診断ヲ致シマシテ、ドウシテモ是ハ牛肺疫又ハ口蹄疫ニ感染シタル虞ガアルト認メタル家畜ヲ撲殺ヲ命ゼラル、モノデアリマセウト思ヒマスクレドモ、若シ唯、單ニ獸醫師法ニ於テ免許ヲ受ク所ノ中ニモ、案外戴醫者

ガアルノデアル、其上又人間ノ診斷ヨリカ
獸類ノ診斷ハ非常ニムヅカシイノデアル、
何トナレバ人間ニ於テハ既往症、經過及現
在ノ症候ヲ其人ニ尋ねテ答辯ヲスルノデア
ルケレドモ、牛馬ハ發言機關ハ持ツテ居ル
ガ言葉ガナイノデ、答ヘルコトガ出來ヌノデ
アリマスカラ、人間ノ御醫者様以上ニ獸醫
師ハムヅカシイモノデアルト聞イテ居ルノ
デアル、又サウデアラウト推察スルノデア
ル、然ルニ獸醫者カラ是ハ傳染ノ虞アル病
氣デアルト診斷ヲ受ケテ直ニ殺サレテ堪
リマスカ、是ハ獸類デアルカラ發言スルコ
トガ出來ヌカラ、涙ヲ呑ンデ撲殺サレルカ
モ知レマセヌガ、是ハ人間ニアッタラ如何
デアリマセウカ、是ハ容易ナラヌ人道問題
デアルト思フノデアル、現ニアナタ方ハ御
笑デナクテ能ク御考ニナラナケレバハイケヌ
ノデアル、一昨年ニ於テ、大阪市ニ於テ此
適例ガ非常ニアッタコトヲ私ハ確實ニ獸醫
ヨリ承タノデアル、甲ノ獸醫ニ於テハ、是
ハマダ大丈夫デアルト信ズルニモ拘ラズ、
全部撲殺ヲ命ジタルコトニ付テ非常ナル物
議ヲ惹起シタノデアリマスケレドモガ、牛
乳營業者ナドハ、淘ニ其筋ニ對シテハ弱イ
營業狀態デアルカラシテ、若シ之ニ應ジナ
イ時ニハ、直ニ其筋ノ非常ニ忌憚ニ觸レマシ
テ、營業ヲ停止サレルトカ、思ヒ知ラサレ
ル爲ニ、泣クノ立派ナルモノヲ撲殺ナシ
タ實例ガアルノデアリマス、私共人道ノ上
カラ考ヘマシテモ、斯ウ云フ點ハ獸醫學ノ
進歩發達ノ方ヲモウ少シ積極的ニヤルベキ
モノデハナイカト私ハ思フノデアル、今日
ノ獸醫學ハ、勿論封建時代ノ伯樂ト云フタ
時ヨリカ餘程進歩シテ居ルト云フコトモ吾

吾ハ存ジテ居リマスガ、不幸ニシテ人間ノ
醫學程ニハ進歩致シテ居ナイト云フ事實ガ
アルノデアリマス、ソレデアリマスカラ
若シ獸醫ヨリ間違タ診斷ヲ受ケタモノヲ
悉ク撲殺ヲスルト云フヤウナコトガ出來マ
シタナラバ、實ニ動物ニ對シテ可愛想ナ事
アルノデアル、「牛疫ニ感染シタル虞アル家
デアルト私ハ深ク氣ニ毒ニ感ズルノデアリ
マス、殊ニ第三項ニ於テハ又酷イ御規定ガ
アルノデアル、「牛疫ニ感染シタル虞アル家
畜ニシテ第七條ノ規定ニ依リ免疫血清ノ注
射ヲ行ヒタルモノ」ヲ直ニ撲殺スルノデア
ル、是ハ甚ダ私ハ不完全ナル立法デハナイ
カト思フノデアリマス、私共ノ考フル所ニ
依レバ「免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノ
ニシテ治癒ノ見込ナキモノ」ト云フ文字ハ
少クトモ加ヘナケレバ實ニ無殘デアリマ
セヌカ、血清ノ效ガアッテ、免疫ニナッテ
治療スルモノカモ知レヌノデアル、斯様
ナ病氣ト云フモノハ絶對ニ治癒ノ見込ノ無
イモノデハナインノデアル、治癒ノ見込ガア
ルカモ知レヌケレドモガ、ソレヲ人間ガ直
ニ動物ヲ撲殺シテシマウト云フヤウナル事
ハ、人間トシテ非常ニ慎ムベキ事デアルト
私ハサウ云フヤウニ思フノデアル、現在我
國ニ於テモ、殺生ト云フヤウナ事ヲ餘り罪
惡ト認メテ居ラヌ世ノ中ニナッタカラシテ、
私ハサウ云フヤウニ思フノデアルト思フ、
ノ如キ明天子モ御獵ヲ爲サタガ「面白クウ
チハシツレドナク鹿ノ聲キクトキハ哀レナ
リケリ」ト云フ御歌ガアルデハアリマセヌ
カ、實ニ仁慈ノ至レルモノデアルト思フ、
ソレデ決シテ獵ハ妄リニスベキモノニアラ
ズト云フ私ハ御訓誠ノ御歌デアルト思
フ、——君等ノヤウニ人ヲ冷ヤカスモノデ
ソレデ決シテ獵ハ妄リニスベキモノニアラ
ズト云フ私ハ御訓誠ノ御歌デアルト思
フ、吾々ト致シテハ餘程ニ診察ヲ致シマ
シテ、吾々ト致シテハ餘程ニ診察ヲ致シマ
シテ、愈治癒ノ見込ナキモノト鑑定セザ
ル以上ハ、之ヲ直ニ撲殺スルト云フヤウナル
ノモアルノデゴザイマスカラシテ、吉良君
ノ御同情ニ付テハ私モ勿論同様デゴザイマ
スガ、畜產界ノ保護獎勵ノ爲ニ、已ムヲ得
ノデアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 是ニテ質疑ハ終
了致シマシタ、日程第六、右議案ノ審査ヲ
付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
○副議長(小泉又次郎君) 静肅ニ願ヒマス
○吉良元夫君(續) 何モ彼モ戲ニ彌次々
リ何カ君達ハシテ居ルケレドモ、君達ハ能
ルモノデモ、此立法ニ依レバ御ヤリニナル
ト云フノデアルガ、是非左様ニヤランケレ
バナラヌト云フハ如何ナル理由ニ依フテ是
ハ立法ナサタモノデアルカラ伺ヒタイノデ
アリマス、尙又此第二項ノ口蹄疫ニ感染シ
タル家畜ト云フコトニ至ツテハ、是ハ診斷
上非常ニムヅカシイノデアル、獸醫師ニ於
マス、殊ニ第三項ニ於テハ又酷イ御規定ガ
アルノデアル、「牛疫ニ感染シタル虞アル家
畜ニシテ第七條ノ規定ニ依リ免疫血清ノ注
射ヲ行ヒタルモノ」ヲ直ニ撲殺スルノデア
ル、是ハ甚ダ私ハ不完全ナル立法デハナイ
カト思フノデアリマス、私共ノ考フル所ニ
依レバ「免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノ
ニシテ治癒ノ見込ナキモノ」ト云フ文字ハ
少クトモ加ヘナケレバ實ニ無殘デアリマ
セヌカ、血清ノ效ガアッテ、免疫ニナッテ
治療スルモノカモ知レヌノデアル、斯様
ナ病氣ト云フモノハ絶對ニ治癒ノ見込ノ無
イモノデハナインノデアル、治癒ノ見込ガア
ルカモ知レヌケレドモガ、ソレヲ人間ガ直
ニ動物ヲ撲殺シテシマウト云フヤウナル事
ハ、人間トシテ非常ニ慎ムベキ事デアルト
私ハサウ云フヤウニ思フノデアル、現在我
國ニ於テモ、殺生ト云フヤウナ事ヲ餘り罪
惡ト認メテ居ラヌ世ノ中ニナッタカラシテ、
私ハサウ云フヤウニ思フノデアルト思フ、
ノ如キ明天子モ御獵ヲ爲サタガ「面白クウ
チハシツレドナク鹿ノ聲キクトキハ哀レナ
リケリ」ト云フ御歌ガアルデハアリマセヌ
カ、實ニ仁慈ノ至レルモノデアルト思フ、
ソレデ決シテ獵ハ妄リニスベキモノニアラ
ズト云フ私ハ御訓誠ノ御歌デアルト思
フ、——君等ノヤウニ人ヲ冷ヤカスモノデ
ソレデ決シテ獵ハ妄リニスベキモノニアラ
ズト云フ私ハ御訓誠ノ御歌デアルト思
フ、吾々ト致シテハ餘程ニ診察ヲ致シマ
シテ、吾々ト致シテハ餘程ニ診察ヲ致シマ
シテ、愈治癒ノ見込ナキモノト鑑定セザ
ル以上ハ、之ヲ直ニ撲殺スルト云フヤウナル
ノモアルノデゴザイマスカラシテ、吉良君
ノ御同情ニ付テハ私モ勿論同様デゴザイマ
スガ、畜產界ノ保護獎勵ノ爲ニ、已ムヲ得
ノデアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 是ニテ質疑ハ終
了致シマシタ、日程第六、右議案ノ審査ヲ
付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
○副議長(小泉又次郎君) 静肅ニ願ヒマス
○吉良元夫君(續) 何モ彼モ戲ニ彌次々
リ何カ君達ハシテ居ルケレドモ、君達ハ能
ルモノデモ、此立法ニ依レバ御ヤリニナル
ト云フノデアルガ、是非左様ニヤランケレ
バナラヌト云フハ如何ナル理由ニ依フテ是
ハ立法ナサタモノデアルカラ伺ヒタイノデ
アリマス、尙又此第二項ノ口蹄疫ニ感染シ
タル家畜ト云フコトニ至ツテハ、是ハ診斷
上非常ニムヅカシイノデアル、獸醫師ニ於
マス、殊ニ第三項ニ於テハ又酷イ御規定ガ
アルノデアル、「牛疫ニ感染シタル虞アル家
畜ニシテ第七條ノ規定ニ依リ免疫血清ノ注
射ヲ行ヒタルモノ」ヲ直ニ撲殺スルノデア
ル、是ハ甚ダ私ハ不完全ナル立法デハナイ
カト思フノデアリマス、私共ノ考フル所ニ
依レバ「免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノ
ニシテ治癒ノ見込ナキモノ」ト云フ文字ハ
少クトモ加ヘナケレバ實ニ無殘デアリマ
セヌカ、血清ノ效ガアッテ、免疫ニナッテ
治療スルモノカモ知レヌノデアル、斯様
ナ病氣ト云フモノハ絶對ニ治癒ノ見込ノ無
イモノデハナインノデアル、治癒ノ見込ガア
ルカモ知レヌケレドモガ、ソレヲ人間ガ直
ニ動物ヲ撲殺シテシマウト云フヤウナル事
ハ、人間トシテ非常ニ慎ムベキ事デアルト
私ハサウ云フヤウニ思フノデアル、現在我
國ニ於テモ、殺生ト云フヤウナ事ヲ餘り罪
惡ト認メテ居ラヌ世ノ中ニナッタカラシテ、
私ハサウ云フヤウニ思フノデアルト思フ、
ノ如キ明天子モ御獵ヲ爲サタガ「面白クウ
チハシツレドナク鹿ノ聲キクトキハ哀レナ
リケリ」ト云フ御歌ガアルデハアリマセヌ
カ、實ニ仁慈ノ至レルモノデアルト思フ、
ソレデ決シテ獵ハ妄リニスベキモノニアラ
ズト云フ私ハ御訓誠ノ御歌デアルト思
フ、——君等ノヤウニ人ヲ冷ヤカスモノデ
ソレデ決シテ獵ハ妄リニスベキモノニアラ
ズト云フ私ハ御訓誠ノ御歌デアルト思
フ、吾々ト致シテハ餘程ニ診察ヲ致シマ
シテ、吾々ト致シテハ餘程ニ診察ヲ致シマ
シテ、愈治癒ノ見込ナキモノト鑑定セザ
ル以上ハ、之ヲ直ニ撲殺スルト云フヤウナル
ノモアルノデゴザイマスカラシテ、吉良君
ノ御同情ニ付テハ私モ勿論同様デゴザイマ
スガ、畜產界ノ保護獎勵ノ爲ニ、已ムヲ得
ノデアリマス(拍手)

○井本常作君 本案ハ八田宗吉君提出ノ牧野法案ノ委員二併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○井本常作君 議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、此際日程第二十二、第二十三、二十四及政府ノ同意ヲ得テ日程第三十七、第三十八ヲ繰上ダ、逐次議題ト爲シ、各委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレントヲ望ミマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス日程變更ニハ政府モ同意ヲセラレマシタ、仍テ動議ノ如ク日程ハ變更サレマシタ……日程第二十二、不良住宅地區改良法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長太田信治郎君

第二十二 不良住宅地區改良法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 不良住宅地區改良法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和二年二月二十八日

委員長 太田信治郎

〔太田信治郎君登壇〕

衆議院議長柏谷義三殿

○太田信治郎君 簡單ニ委員會ノ經過ヲ御
報告申上ダマス、本委員會ハ前後五回ニ互

リマシテ、各委員ニ於テ懶重審議ヲセラレ
マシタ、殊ニ島居君、兒玉君、内崎君、中島君等カラ、緊要子件ニ付テ御質問ガア
リマシテゴザイマス、大體此法案ハ六大大都
市ニ於ケル所ノ不良住宅ヲ、十箇年間ニ約
一万四千戸ノ改善ヲ爲シ、而シテ其後ニ於
テ、地方ニ於ケル所ノ其他ノ不良住宅ヲ漸
次十箇年間ニ改善ヲ爲ス、斯ウ云フ案デア
リマシテ、而シテ昭和二年度ニ於テハ、六
十七万九千百十圓ノ豫算ガ既ニ此議場ニ於
テ決議サレテ居リマス、併ナガラ是ハ繼續
豫算ト云フ譯デアリマセヌ、要スルニ豫算
ノ許ス範圍ニ於テ、出來得ル限り地方ニモ
及ボス譯デアリマス、順次是ガ改善ヲ爲ス
ト云フ案デアリマス、更ニ此國庫補助ノ基
礎ニ付テノ御質問等ガアリマシタガ、是ハ
要スルニ此公共團體ニ於テ事業ヲ經營執行
スル場合ニ、國庫ハ之ニ向テ補給ヲ致シ
テ、資金ニ於テハ大藏省ノ預金部ノ低利資
金ノ運用ヲ爲サシメル、然レバ些少ナリト
雖モ、收益ト國庫ノ補助ヲ以テ之ヲ支辨ス
ル場合ニハ、地方ノ負擔ヲ重カラシメズシ
テ、此改善ガ出来得ル、ソシニハ木造ニ於
テハ二十年、鐵筋混凝土ニ於テハ三十年
ノ期限ヲ以テ償還方法ヲスルト云フコトデ
アレバ、十分ノ成算ガアツテ、格別地方費ヲ
負擔セズシテ此改善ガ出来ル、但シ其三十一
五年箇年ト云フコトニ付テハ、無論大藏省ノ
預金部ノ運用規程ニ依リ其承認ヲ得ナケレ
バナラヌノデアルケレドモ、是モ亦政府ニ
ザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本委員會ノ第二讀會
マシテゴザイマス、大體此法案ハ六大大都
市ニ於ケル所ノ不良住宅ヲ、十箇年間ニ約
一万四千戸ノ改善ヲ爲シ、而シテ其後ニ於
テ、地方ニ於ケル所ノ其他ノ不良住宅ヲ漸
次十箇年間ニ改善ヲ爲ス、斯ウ云フ案デア
リマシテ、而シテ昭和二年度ニ於テハ、六
十七万九千百十圓ノ豫算ガ既ニ此議場ニ於
テ決議サレテ居リマス、併ナガラ是ハ繼續
豫算ト云フ譯デアリマセヌ、要スルニ豫算
ノ許ス範圍ニ於テ、出來得ル限り地方ニモ
及ボス譯デアリマス、順次是ガ改善ヲ爲ス
ト云フ案デアリマス、更ニ此國庫補助ノ基
礎ニ付テノ御質問等ガアリマシタガ、是ハ
要スルニ此公共團體ニ於テ事業ヲ經營執行
スル場合ニ、國庫ハ之ニ向テ補給ヲ致シ
テ、資金ニ於テハ大藏省ノ預金部ノ低利資
金ノ運用ヲ爲サシメル、然レバ些少ナリト
雖モ、收益ト國庫ノ補助ヲ以テ之ヲ支辨ス
ル場合ニハ、地方ノ負擔ヲ重カラシメズシ
テ、此改善ガ出来得ル、ソシニハ木造ニ於
テハ二十年、鐵筋混凝土ニ於テハ三十年
ノ期限ヲ以テ償還方法ヲスルト云フコトデ
アレバ、十分ノ成算ガアツテ、格別地方費ヲ
負担セズシテ此改善ガ出来ル、但シ其三十一
五年箇年ト云フコトニ付テハ、無論大藏省ノ
預金部ノ運用規程ニ依リ其承認ヲ得ナケレ
バナラヌノデアルケレドモ、是モ亦政府ニ
ザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス(拍手)

ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り
可決セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成〕賛成ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナイト認
メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマス
○副議長(小泉又次郎君) 直ニ本案ノ第二讀會
キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り
ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

不良住宅地區改良法案

第二讀會(確定議)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 第二讀會ヲ省略
シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシ
タ、日程第二十三、國債整理基金特別會計
法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委
員長ノ報告ヲ求メマス——松田三徳君

第二十三 國債整理基金特別會計法中
改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 國債整理基金特別會計法中改正法律案

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和二年二月二十八日

委員長 松田 三徳

〔松田三徳君登壇〕

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

第二讀會(確定議)

國債整理基金特別會計法中改正法律案

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會
ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

〔賛成〕賛成ト呼フ者アリ

第二讀會(確定議)

國債整理基金特別會計法中改正法律案

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略
シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマシ
タ、日程第二十四、第三十七及第三十八ハ
同一ノ委員ニ付託サレタル議案デアリ

告申上ダマス、委員會ハ前後六回開キマシ
タ、此六回ノ中ノ質疑應答ノ内容ニ付キマ
シテハ、私カラ申上ダマセヌカラ、委員會
ノ速記録ヲ御通讀願ヒタイノデアリマス、
原案ニ對シマシテハ滿場一致可決サレタノ
際シテハ金融市場國債市場ノ狀況ニ鑑ミ且
國家ノ利害ヲ十分ニ考慮セラレ償還方法ヲ
定メ萬遺憾ナキコトヲ期セラレタシ」斯ウ
云フ希望條件ガ出タノデアリマスカ、政府
モ之ニ同意セラレタノデアリマス、以上御
報告申上ダマス

ノ速記録ヲ御通讀願ヒタイノデアリマス、
原案ニ對シマシテハ滿場一致可決サレタノ
際シテハ金融市場國債市場ノ狀況ニ鑑ミ且
國家ノ利害ヲ十分ニ考慮セラレ償還方法ヲ
定メ萬遺憾ナキコトヲ期セラレタシ」斯ウ
云フ希望條件ガ出タノデアリマスカ、政府
モ之ニ同意セラレタノデアリマス、以上御
報告申上ダマス

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り
可決確定セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成〕賛成ト呼フ者アリ

第二讀會(確定議)

國債整理基金特別會計法中改正法律案

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略
シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマシ
タ、日程第二十四、第三十七及第三十八ハ
同一ノ委員ニ付託サレタル議案デアリ

マスルカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリ
マセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ日程第二十四、海外移住組合
法案、日程第三十七、移住組合法案、日程
長ノ報告ヲ求メマス、池田泰親君

第三十八、産業組合中央金庫法中改正法律
案ヲ一括シテ其第一讀會ノ續ヲ開キ、委員
長ノ報告ヲ求メマス、池田泰親君

第三十九、産業組合中央金庫法中改正法律
案ヲ一括シテ其第一讀會ノ續ヲ開キ、委員
長ノ報告ヲ求メマス、池田泰親君

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和二年二月二十八日

委員長 池田 泰親

衆議院議長粕谷義三殿

〔池田泰親君登壇〕

○池田泰親君 私ハ只今日程ニ上リマシタ
此三案、即チ政府提出ノ海外移住組合法案
及津崎尚武君外九名提出ノ移住組合法案ノ
委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、本

案ニ付キマシテハ、二月二十一日以來四回
ニ亘リマシテ十分ニ審議ノ結果、政府提出
ノ海外移住組合法案ヲ満場一致ヲ以テ可決
致シマシタ、津崎君外九名提出ノ移住組合
法案ハ、政府案ト唯、文字ヲ異ニスルノミデ
シマシタノデアリマス、唯、津崎君ハ希望
コトヲ以テ、決議ヲ要セヌコトニ決定ヲ致
シテ本法律案ハ、我國ノ人口及食糧ノ問
題ノ解決ニ對スル唯一ノ方規デアルカラ、
其缺陷ヲ補ヒ、我ガ民族ノ資本、勞力、知
識等ヲ海外ニ進出セシメント欲スル趣旨デ
アルカラシテ、十分ニ立法ノ精神ヲ尊重シ
テ、相互扶助ノ根本精神ニ鑑ミ、有無相通
ズル所ノ目的ヲ達成セシメテ、以テ海外ニ
我が運命ヲ新ニ開拓セント志ス者ヲ善導シ
テ、誤リナカラシムルヤウニ致シタイト云
フコトデアリマス、サウシテ爲ニ國家ノ各
機能ヲ十分ニ運用シテ、我ガ國民ノ幸福ヲ
増進スルニ努力スルヤウニ注意アランコト
ヲ望ムト云フヤウナ趣意デアリマシタ、尚
本産業組合中央金庫法中改正法律案ニ付キ
マシテハ、同様ニ四回ニ亘リマシテ審議ヲ
致シマス、海外移住組合法案ノ委員長報告
ハ可決デアリマス、先づ本案ノ第一讀會ヲ

唯、第一ニ未ダ時機ガ尙早デハナイカト云
フヤウナコトモアリマシタ、詰リ今日ハ未
ダ資金ノ運用ガ十分デナイト云フヤウナ非
難モアリマスケレドモ、是ハ當局者ノ手腕
ニ俟ツノデアルカラシテ、其機能ヲ十分發
揮セシメテ、能率ヲ增進セシムルヤウニ致
シタイト云フヤウナ意見デアリマシタ、第
二ノ長期ノ貸付モ、是ハ或ハ勸業銀行或ハ
農工銀行ノ仕事デハナイカト云フヤウナ議
論モアリマスケレドモ、是ハ寧ロ中央金庫
ノ系統上サウスペキモノデアッテ、別ニ現
在ノ慣行ガ惡ノデアルト云フヤウナ意見
ニ歸着シタノデアリマス、次ニ第三ニハ長
期貸付ニハ擔保ヲ必要トハスルガ、ソレハ
有產者階級ニハ便利デアッテモ、庶民階級
ニハ格別ノ利益ガ無イ、社會政策上必要デ
ナイト云フ議論モアリマスケレドモ、是ハ
メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ委員長ノ
報告通リ可決確定致シマシタ——次ニ津崎
尚武君外九名提出ノ移住組合法案ハ委員長
報告ハ議決ヲ要セザルモノデアリマス、委
員長報告ノ通りニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ本案ハ委員長報告ノ通り議決
ヲ要セザルモノト議決シマシタ、次ハ産業組
合中央金庫法中改正法律案ノ委員長報告ハ
可決デアリマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ
否ヤヲ御諮リ致シマス、第一讀會ヲ開クニ
御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シ
マシタ

○井本常作君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開

開クヤ否ヤヲ御諮リ致シマス、第二讀會ヲ
開クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シ委員長報告ノ通り可
決セラレンコトヲ望ミマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○井本常作君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シ委員長報告ノ通り可
決セラレンコトヲ望ミマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
ハ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ本案ノ
第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ニ供シマス
シタ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
ハ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ本案ノ
第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ニ供シマス
シタ

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ委員長ノ
報告通リ可決確定致シマシタ——次ニ津崎
尚武君外九名提出ノ移住組合法案ハ委員長
報告ハ議決ヲ要セザルモノデアリマス、委
員長報告ノ通りニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ本案ハ委員長報告ノ通り議決
ヲ要セザルモノト議決シマシタ、次ハ産業組
合中央金庫法中改正法律案ノ委員長報告ハ
可決デアリマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ
否ヤヲ御諮リ致シマス、第一讀會ヲ開クニ
御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シ
マシタ

○井本常作君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り

可決セラレンコトヲ望ミマス

〔「賛成」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
ハ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀
會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

産業組合中央金庫法中改正法律案

第二讀會(確定議)

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス仍テ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告

通り可決確定致シマシタ

○井本常作君 残餘ノ日程ハ延期セラレン
コトヲ望ミマス

〔「賛成」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
ハ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク
決シマシタ、尙ホ御詰り致スコトガゴザイ
マス、第六部選出決算委員會代君ヨリ、
常任委員辭任ノ申出ガアリマス、許可スル
ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナケレ
バ許可致シマス、仍テ其部ノ諸君ハ速ニ補
闕選舉ヲ行ヒ、御届出アランコトヲ望ミマ
ス、尙ホ梅田寛一君ハ三月一日ヨリ三月十
日マデ、吉田眞策君ハ三月一日ヨリ三月二
十一日マデ請暇ノ申出ガアリマス、之ヲ許
可スルニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナケレ
バ許可致シマス、仍テ其部ノ諸君ハ速ニ補
闕選舉ヲ行ヒ、御届出アランコトヲ望ミマ
ス、尙ホ梅田寛一君ハ三月一日ヨリ三月十
日マデ、吉田眞策君ハ三月一日ヨリ三月二
十一日マデ請暇ノ申出ガアリマス、之ヲ許
可スルニ御異議アリマセヌカ

午後六時五分散會

衆議院議事速記録第十二號中正誤						
	頁	段	行	誤	正	
三四七	三	六	九月二十一	十一月十二		
同	同	三九	裏切ル	詐ル		
三四八	一	四	補助艦計畫	補助艦建造		

衆議院議事速記録第十七號中正誤						
	頁	段	行	誤	正	
三五四	三	三三	質問	誤	正	
三六〇	三	八	質問	發言	質疑	
三六一	一	二〇	同			
三六三	四	二一	修治	機治		
三六五	一	三	質證	質疑		

